

# 明治の御慶事

皇室の近代事始めとその歩み



## 目次

ごあいさつ	3
明治天皇の時代と近代宮中儀礼の形成	4
I章 明治の幕開け	9
明治天皇の御誕生と江戸時代の終焉	10
即位礼	14
大嘗祭	18
明治前期の外賓接待	32
II章 御慶事とともに整いゆく皇室の姿	41
明治宮殿の竣工	42
憲法発布式	45
宮中の新年行事	52
和歌御会始から歌会始へ―広く国民と―	55
立太子礼	58
大婚二十五年祝典	63
皇太子御成婚	84
皇子女・皇孫御誕生	98
関係略系図	101
年表	102
出品目録	105
参考文献	107
List of Exhibits	vi
Summary	iv
Foreword	iii

## 凡例

- 一、本図録は、平成三十年四月二十八日(土)～八月五日(日)を会期とする  
展覧会「明治の御慶事―皇室の近代事始めとその歩み」の解説図録である。
- 一、本展覧会は、書陵部と三の丸尚蔵館の共催である。
- 一、会期中、前期・中期・後期で展示替えを行う。
- 一、図録掲載の作品・資料に付した番号は、展示番号と一致する。
- 一、出品作品の寸法の単位はcmで、原則として縦(奥行)×横(幅)×高さの順  
で記した。絵画および写真は本紙の寸法である。
- 一、本展覧会で展示する作品のうち、出品番号1・29・30は御物(侍従職保管)、  
7は当庁式部職所管、42・44は用度課所管、他は全て三の丸尚蔵館及び宮  
内公文書館の所蔵品である。
- 一、本展覧会の企画は、書陵部編修課と三の丸尚蔵館が協力して行い、署名原  
稿の他、作品解説等は以下のように分担執筆した。  
〔作品解説〕  
書陵部編修課首席研究官・高橋勝浩(出品番号31・32、70頁参考図版解説)、  
同主任研究官・高田義人(6～8)、同主任研究官・植山淳(16)、同主任  
研究官・内藤一成(47・48)、同主任研究官・真辺美佐(17～19)、同主  
任研究官・新井重行(3)、同主任研究官・川畑恵(49)、同研究員・白石  
烈(1)、同研究員・三輪仁美(4・5)、書陵部図書課文書研究員・杉本  
まゆ子(24・25)、同図書調査室主任研究官・豊田恵子(33)、同宮内公文  
書館研究員・辻岡健志(20～23)、同研究員・篠崎佑太(9・10、32～34  
頁参考図版解説)、三の丸尚蔵館学芸室主任研究官・五味聖(26、28・29、  
40、42、44・45)、同主任研究官・岡本隆志(11～15、37、43)、同研究員・  
斉藤全人(27、30、34～36、38・39、41、46)、その他101頁の関係略系図、  
102～104頁の年表は三の丸尚蔵館学芸室研究員・木谷知香が制作した。
- 一、本図録掲載の作品図版は、三の丸尚蔵館および宮内公文書館保有のフィルム・  
デジタル画像による。このうちデジタル画像については、福島省、佐野順  
用度課、長佐古真也氏より提供を受けた。また歴代天皇・皇族の御写真及  
び明治宮殿の写真は、三の丸尚蔵館所蔵の写真史料である。ただし常宮昌  
子内親王・周宮房子内親王の御写真(100頁)は行田市郷土博物館より提供  
を受けた。

慶応三年（一八六七）正月に明治天皇が踐祚し、同年十二月には王政復古の大号令が発せられます。これは、平安時代からの摂関制と、鎌倉時代以来の武家政治の終わりを告げるものでもありました。翌年には正月に天皇の御元服儀、八月に即位礼が挙行され、その直後に改元が行われて、若き天皇とともに明治という時代が幕を開けたのです。欧米列強と肩を並べるために、天皇を中心とした近代国家の形成は急務であり、天皇および皇族の新たな役割が模索されることとなります。それは、主に儀礼をつかさどる存在であった近世の朝廷とは大きく異なるものでした。

まだ戊辰戦争が継続する中、京都御所紫宸殿で行われた即位礼では、儀式の次第は古制をほぼ踏襲しながらも、参加者の服制や式場の舗設は日本の本来的、理想的なあり方に戻そうと努めるなど、新旧の要素をうまく結合させた新しい天皇の姿を示そうという姿勢がうかがえます。そして、明治二年（一八六九）以降、政治の中核は京都から東京へと移り、明治二十一年になると近代国家としての行事を行うのにふさわしい明治宮殿も竣工しました。その後、明治二十七年の天皇大婚二十五年の祝典や、同三十三年の皇太子（大正天皇）御成婚といった御慶事のたびに、海外諸国の例も参考としながら盛大な儀式、祭典が開催され、内外に対して広く近代皇室の姿が公開されていきま

した。

三の丸尚蔵館では平成十九年に、皇室の御慶事が相継いだ大正時代をテーマにした展覧会「祝美——大正期皇室御慶事の品々」を開催しました。その前段階にあたる明治時代の御慶事および皇室の諸行事に関する三の丸尚蔵館所蔵の美術品や書陵部の資料を、明治百五十年にあたるこの年に紹介します。本展が、様々な模索を通して近代皇室の基盤が整備されていく、明治という時代の重要性を再認識していただく機会となれば幸いです。

平成三十年四月

宮内庁書陵部

宮内庁三の丸尚蔵館

宮内庁三の丸尚蔵館所蔵 出品作品一覧 (第80回 明治の御慶事—皇室の近代事始めとその歩み)

作品番号	作品名	作者名	員数	時代	ページ
11	色絵金彩薔薇に鸚哥図花瓶		一点	明治初期 (19世紀)	p. 39
12	色絵金彩秋草に鶏図花瓶		一点	明治初期 (19世紀)	p. 39
13	魚に水藻図額	瀧和亭	一面	明治17年 (1884)	p. 40
14	藤に牡丹図額	荒木寛畝	一面	明治17年 (1884)	p. 40
15	水仙図額	野口幽谷	一面	明治17年 (1884)	p. 40
26	山吹蒔絵文台硯箱		一具	明治22年頃 (1889頃)	p. 60
27	智仁勇図	野口幽谷	三幅対	明治22年頃 (1889頃)	p. 61
28	孔雀香炉		一点	江戸時代～明治初期 (19世紀)	p. 62
34	大婚二十五年奉祝景況図	高橋源吉	二十五面	明治27年 (1894)	p. 72-73
35	旭日双鶴松竹梅図	荒木寛畝・野口小癩	三幅対	明治27年 (1894)	p. 74-75
36	桜雉子図	川端玉章	一面	明治27年 (1894)	p. 76
37	百寿花瓶	鈴木長吉	一对	明治27年 (1894)	p. 77
38	青年画帖	池田真哉ほか	一帖	明治27年 (1894)	p. 78
39	京都名所十景	藤井玉洲	一帖	明治27年 (1894)	p. 79
40	岩上鶴鴿置物	加納夏雄・海野勝珉	一点	明治27年 (1894)	p. 80
41	桐に鳳凰之図	川端玉章	一幅	明治33年 (1900)	p. 85
42	刺繍孔雀図壁掛	飯田新七	一点	明治33年 (1900)	p. 86
43	神龍呈瑞	中川義實ほか	一組	明治33年 (1900)	p. 87
44	諫鼓形香炉	山尾次吉	一点	明治33年 (1900)	p. 88
45	文使	高村光雲	一点	明治33年 (1900)	p. 89
46	慶雲帖	山名貫義ほか	二帖	明治33年 (1900)	p. 90

# 明治天皇の時代と近代宮中儀礼の形成

本展覧会は、明治天皇の時代に焦点を当てて、近代の宮中儀礼が形作られていく流れを視覚的に確認していこうという試みである。

いうまでもなく、幕末から明治にかけての日本は、未曾有の変革の時代であり、宮中における儀式もそれに伴い大きく変化した。東京への奠都により、皇室の儀礼空間の中心も京都の内裏から、東京の宮殿に移った。「王政復古」の理念と「五箇条御誓文」の精神により、また近代化と外国交際の必要上、新たな儀式が種々創出される一方、多くの儀式が廃絶した。政始や歌会始など、前近代とは形を変えて行われるものもあった。

明治二十一年（一八八八）に明治宮殿が完成するまでは、ある意味で種々の儀式が試行錯誤された時代であったといえる。明治宮殿の完成によって儀式空間がようやく定まり、憲法発布式典が新宮殿における最初の式典であったということは、立憲国家の出発として象徴的な意味をもった。

その後は、明治宮殿を中心とした儀礼が次第に整備・洗練され、制度化されていく。明治四十年の公式令制定後、宮中の諸儀式は皇室令により法的根拠を与えられることとなり、明治年間には、宮中祭祀に関する宮中祭祀令、踐祚・即位・大嘗祭に関する登極令、摂政就任に関する摂政令、立太子に関する立儲令、天皇・皇族の成年式に関する成年式令、天皇・皇族の結婚、皇族の誕生に関する皇室親族令などが制定され、それぞれ附式によって儀式の次第が詳細に規定された。

## 明治天皇の御即位と王政復古

明治天皇は、孝明天皇の第二皇子として、ペリー来航前年の嘉永五年（一八五二）九月二十二日（太陽暦一八五二年十一月三日）に誕生された。御生母は、権大納言中山忠能の女典侍中山慶子。幼字は祐宮と賜った。御誕生の場所は、京都御所の北東に位置する中山

邸内に設けられた御産所で、産湯に用いられたとされる井戸は、現在も「祐井」として京都御苑の一角に残されている。

翌嘉永六年にペリーが来航し、条約問題、攘夷実行問題などを争点に混乱の時期となったが、伝統的な宮中空間の中で成長され、万延元年（一八六〇）、儲君に御治定、准后（九条夙子、英照皇太后）の「実子」となり、同年九月二十八日には親王宣下の儀が行われ、睦仁の名を賜った。

そのような中、慶応二年（一八六六）十二月二十五日、御父孝明天皇は急に病を得て崩御され、翌慶応三年正月九日、踐祚の儀が行われ、睦仁親王は天皇の位に就かれた。この頃、江戸幕府は瓦解期に入っており、この年十月には將軍徳川慶喜から大政奉還の奏上がなされ、十二月には王政復古の大号令が下される。新政府は「神武創業之始」を理念とし、「旧来驕惰之汚習」を洗い、天皇を中心とした秩序への抜本的な回帰を志向し、模索した。たとえば、明治元年（慶応四年）三月十四日の「五箇条御誓文」では天皇が紫宸殿に出御され、公家・諸侯を率いて自ら天神地祇を祭られ、三条実美が祭文を読み上げた後に御親拝、次で実美が御誓文を捧読し、その後諸臣が順次拝礼して誓約の署名をするという、新しい儀式が行われた。八月挙行の即位礼に際しては、岩倉具視は津和野藩主亀井茲監らに命じて儀式を検討させ、唐制礼服を廃止し、地球儀を儀場に敷設するなど新たな試みが行われた。また、新政府の官僚も参列し、朝廷の儀式ではなく国家の儀式として行われた。ついで九月八日に行われた明治改元の際にも、旧慣を改めて一世一元とし、これまで改元の際に行われてきた公卿の難陳（公卿、学者などが年号の吉凶、典拠などを議論し年号の字を決めること）を廃し、天皇自らが内侍所（賢所）の前にて籤を引かれ決定した。

そしてさらに、政治空間を旧慣から引き離す意味で、東京への奠都がなされた。七月十七日、詔をもって江戸を東京と改称し、行幸すべきことを仰せ出され、九月二十日京都を御出発、十月十三日東京に着御、



明治天皇 明治5年(1872) 内田九一撮影

江戸城を皇居と定め、東京城と改称された。天皇は十二月、一旦京都に帰還され、同月末には後述するように、皇后が冊立された。翌年三月、天皇は再び東京に行幸し、東京城を皇城と改め、以後東京が事実上の首都となる。

室町時代以降、朝廷の衰微とともに、多くの儀式が中絶し、歴代の多くの天皇はその復興に意を尽され、江戸時代には新嘗祭などが復興された。また幕末には尊王思想が高まる中、神武天皇陵以下歴代山陵の治定と修復が行われ、神武天皇祭が創出されたが、維新後にはさらに歴代皇霊に対する天皇親祭が行われるようになるなど、皇室祭祀を国家の祭祀として、そして天皇中心の祭祀として再編することが模索された。明治四年十月には、元始祭が制定され、ついで四時祭典定則が定められ、翌五年には神祇官に奉祭されていた皇霊及び八神・天神地祇が宮中に遷され、現在の皇室祭祀の骨格が作られた。その他の宮中の諸儀式も、あるものは廃され、あるものは新しく作られ、あるいは江戸時代以前に淵源を持つものが新たな儀式として始められるなどであった。

宮中儀式の創始・改廃は順次なされていったが、改暦とその前後

の変革は重要と思われる。明治五年十一月九日、同年十二月九日をもって明治六年一月一日とし、暦法を改め太陽暦とする旨の詔書が出された。また大礼服・通常服が制定され、神武天皇即位の年を紀元元年とすることも定められた。翌六年一月五日の新年宴会からは、従来の臣下による宣命奉読を止め、天皇が親しく勅語を賜うこととなった。二十九日の孝明天皇例祭においても、宣命ではなく、天皇が御告文を奏された。

### 明治宮殿の造営

儀式を行う上で最も重要な要素の一つは、それを行う空間であり、その意味で明治宮殿がどのような経緯で建造されたかを考えることは重要であろう。

旧江戸城は、本丸・二の丸の御殿は幕末の焼失後再建されず、当初の皇居は旧西の丸御殿に置かれていた。しかし、明治六年五月五日、紅葉山女房室の失火から全焼したため、天皇は神器とともに赤坂離宮に渡御され、同所を仮皇居とされた。赤坂離宮はもと紀州徳川家の屋敷であったが、前年旧藩主徳川茂承より献上され、皇太后（英照皇太后）が京都より上京され、居住されていた。

天皇は、赤坂仮皇居へ移られた直後、皇居造営を急がない旨の勅諭を太政大臣に下されたものの、もともと旧大名邸の一部にすぎず規模狭小のため、恒例の儀式を行うにも不便であり、外国の公使はじめ要人の参内が増えつつある中で饗宴の座席すら設けがたい状況のため、翌七年十二月には皇居造営を聴許された。しかし、西南戦争などによる財政難のためしばしば延期され、計画もたびたび変更された。一時は工部省雇の英国人ジョサイア・コンドル設計の洋式石造建築の計画もなされたが、膨大な経費がかかることに対し「徒に宮殿を壮麗にして、民情を省みざるは、朕の忍びざる所」（『明治天皇紀』第六、明治十六年七月十七日条）との天皇の思召しがあり、また、憲法発布・国会開設の期に間に合わせる必要もあつたため、明治十六年、設計を改定して「木造仮皇居」を建設することとなった。

新皇居完成以前、外国要人接遇に用いられた建物として、浜離宮

に設けられた延遼館がある。明治二年七月、英国ヴィクトリア女王の第二王子エジンバラ公アルフレッドが来朝した際に宿舎として用いられた。約一週間の滞在で、その間王子は参内し天皇と対面しているが、まだ外国交際のプロトコルに習熟しない日本側が接遇に苦心したことが『明治天皇紀』に記されている。その後、ロシア皇帝アレクサンドル二世の第三王子アレキシス・アレクサンドロウィチ、アメリカ前大統領グラント、ハワイ皇帝カラカウアの来日の際にも宿舎として用いられ、また明治四年十一月に行われた大嘗祭後の豊明節会の際には、各国公使等が延遼館に召され、日本料理による賜饌がなされた。

また、新皇居が完成するまでの間、赤坂仮皇居内にも外国要人接遇のための施設が必要であるとして、明治九年、洋式建築の謁見所・食堂等を新営する計画が上申され、建設が始められた。しかし、これも皇居造営と同様、計画の延期や変更などの紆余曲折があり、明治十四年、和洋折衷の室内裝飾が施された和風建築の「御会食所」が完成した。同年十月、来朝した英国ヴィクトリア女王の皇孫ヴィクター親王・同ジョージ親王（後のジョージ五世）を招いての晩餐に初めて用いられた。

明治二十一年十月、旧江戸城西の丸及び山里の地に和洋折衷の新皇居Ⅱ新宮殿が落成し、以後「宮城」と称されることとなった。翌二十二年一月九日、賢所・皇霊殿・神殿が吹上の新殿に遷座、ついで十一日、天皇・皇后が赤坂仮皇居より宮城に移転された。

以上見てきたように、新宮殿の建設に際しては、行われるべき宮中儀式とその規模や次第が必ずしも定まっていないうちで、儀式上の要請よりも、予算と工期上の課題が優先されており、そのため、洋風石造から木造に変更されたときには、「仮皇居」と認識されていた。しかし、完成したときには「仮」という言い方はされなくなっており、和風を基軸として洋風を取り入れたこの宮殿を正式なものとして、これ以後種々の儀式が行われることとなる。

明治宮殿のうち公的空間は表宮殿と呼ばれ、正殿、豊明殿、鳳凰の間、御学問所（表御座所）、桐の間、千種の間、竹の間、牡丹の間などからなる。このうち筆頭は正殿で、最初に用いられたのは、二

月十一日の憲法発布式典である。このほか新年拝賀、大婚二十五年記念祝典の舞楽、皇太子御結婚の際の拝賀、英国ガーター勳章捧呈の儀式などもここで行われた。豊明殿は饗宴場にて新年、紀元節、天長節の宴会などが行われた。鳳凰の間は正殿に次ぐ格式を持ち、親任式、親補式、勳章親授式、信任状捧呈式、政始、講書始、歌会始等の儀式が行われた。

### 明治天皇の御家族について

明治天皇の皇后美子（昭憲皇太后）は、嘉永二年四月十七日、権大納言一条忠香第三女として誕生した。初名を富貴君といい、安政五年（一八五八）、寿栄君と改められた。慶応三年、女御御治定の御内意を受けられ、御生年を嘉永三年と改め、御実名を勝子とされた。御生年を改められたのは、妻が夫よりも三歳年長は四つ目と称し、これを不吉とする民間の習俗に配慮したものである。明治元年十二月二十六日、名を美子と改められ、二十八日御入内、女御宣下を蒙り、



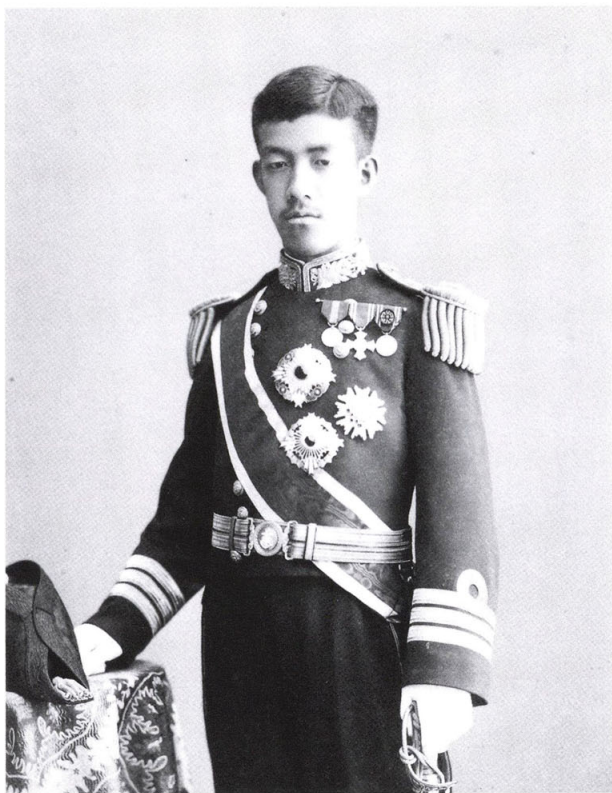
昭憲皇太后 明治5年(1872) 内田九一撮影

皇后に冊立された。明治二年十月東京に行啓、皇城に入られた。

皇后には天皇との間に子は生まれなかったが、前近代の皇后とは異なる、近代の皇后として大きな存在感を示された。東京に皇居が移ってから、女官は天皇か皇后のいずれかに属し、それぞれ権勢を振るい、後宮は旧弊の一大淵源であったが、弊害のある女官を淘汰し、すべての女官を皇后の主宰とされた。

皇后は、明治天皇とともに、あるいは御単独にて、祭祀や儀式に参列され、公的な謁見・拝謁にも臨まれ、各所にも行啓された。このこと自体前近代の皇后には見られなかったことである。女子教育を奨励され、女子師範学校、華族女学校はじめ各学校に行啓されたほか、女子の言行の亀鑑となるべき事蹟を集めた『婦女鑑』を編纂させ、また華族女学校に賜った御歌「金剛石」「水は器」も有名である。慈善事業にも意を用いられ、高木兼寛らによる東京慈恵病院や日本赤十字社などを支援された。

明治十九年六月、皇后は以後西洋服装を着用することを仰せ出され、七月二十八日の華族女学校行啓を最初として、儀式や行啓に洋服を着用されるようになり、翌二十年一月には、女子服装の洋装と洋服に国産服地使用を奨励する旨の思召書を各大臣・勅任官及び華



嘉仁親王(大正天皇) 明治32年(1899)

族一般に通達された。

明治天皇は女官との間に男子五方、女子十方を儲けられた。しかし、成人されたのは、男子は大正天皇一方のみ、女子は内親王四方のみで、他の方は御誕生と同日、あるいは一年内外で薨去された。

大正天皇は、明治十二年八月三十一日、青山御所内の御産所にて、明治天皇の第三男子として誕生され、御名を嘉仁、御称号を明宮と命じられた。生母は権典侍柳原愛子。同年十二月より明治十八年まで、外祖父中山忠能邸にて、忠能及び明治天皇御生母中山慶子に養育された。明治二十年八月三十一日、儲君に治定され、皇后の「実子」とされた。二十二年十一月三日立太子の礼が行われ皇太子に立てられた。生来御病弱で、御誕生以来しばしば大病をされたため、勉強も遅れがちで学習院中等学科を中退されたが、その後は御学問所などの御教育を受けられ、明治三十年、満十八歳となり皇室典範の規定により成年に達せられ(英照皇太后大喪中のため、成年式は行われず)、全国各地へ行啓されるようになる。そして明治三十三年二月十一日、明治天皇は、公爵九条道孝第四女節子(貞明皇后)を皇太



右より 裕仁親王(昭和天皇)、宣仁親王(高松宮)、雍仁親王(秩父宮)  
明治39年(1906) 丸木利陽撮影



子妃とすることを御治定になり、同年五月十日、皇太子と九条節子との結婚の礼が行われた。儀式の次第はこれに先立つ四月二十五日に公布された皇室婚嫁令の附式に定められ、それに基づき賢所大前にて行われた。皇室婚嫁令は、天皇の勅命により、伊藤博文を総裁とする帝室制度調査局において立案審議され、枢密院の議を経て制定された。

翌明治三十四年四月二十九日、皇太子嘉仁親王と妃との間に親王が誕生した（昭和天皇）。明治天皇にとって初の皇孫であり、御誕生七日に命名の儀が行われ、御名を裕仁、御称号を迪宮と賜った。裕仁親王の誕生儀礼に関しては、前年、帝室制度調査局より皇室誕育令案が上奏されており、それを参照して行われた。皇室誕育令案はその後皇室誕生令と改称し、翌三十四年五月二十九日制定され、同年六月二十五日誕生の雍仁親王（淳宮、秩父宮）、三十八年一月三日誕生の宣仁親王（光宮、高松宮）の誕生に際しては、同令の附式によって誕生の儀礼が行われた。

明治天皇の皇女の中で成人された四方は、昌子内親王（明治二十一年九月三十日御誕生、常宮）・房子内親王（明治二十三年一月二十三日御誕生、周宮）・允子内親王（明治二十四年八月七日御誕生、富美宮）・聡子内親王（明治二十九年五月十一日御誕生、泰宮）で、いずれも御生母は権典侍園祥子である。

四内親王も明治天皇の許で育てられることなく、また学校に通うことなく、御養育主任の監督の下、外国語も含めた諸学課の教育

が行われた。昌子内親王・房子内親王は、天皇の侍補などを勤めた佐佐木高行が御養育主任となり、高輪御殿にて育てられた。允子内親王・聡子内親王の御養育主任は長州藩出身の林友幸、林の死後は同じく長州出身の野村靖、さらに野村が急死したため東宮主事の桂潜太郎がこれに変わった。両内親王の住居としては、明治四十年に麻布御殿が設けられている。

四内親王の配偶者は、明治天皇の思召しになどより皇族の中から求められた。昌子内親王は明治四十一年、北白川宮能久親王第一男子の竹田宮恒久王と結婚した。房子内親王は、北白川宮能久親王の第三男子成久王と明治四十二年に結婚した。允子内親王は明治四十三年、久邇宮朝彦親王第八男子の朝香宮鳩彦王と結婚、聡子内親王は大正四年、朝彦親王第九男子の東久邇宮稔彦王と結婚した。北白川宮を継承していた成久王以外は、結婚に先立ち新たな称号を賜り一家創立を許されたが、配偶者である明治天皇皇女の地位と対面を保つことが主な理由と考えられている。

なお、皇族の婚嫁に関し、明治四十三年三月、皇室婚嫁令に替わり皇室令として皇室親族令及び附式が制定されているが、基本的な儀礼は変わることにはなかった。

（書陵部編修課長 梶田明宏）

\*挿図の写真は、すべて三の丸尚蔵館所管。

# I 章 明治の幕開け

二百五十年以上にも及んだ徳川の世は、嘉永六年（一八五三）の黒船来航をきっかけに、未曾有の混乱に陥り、大政奉還・王政復古という形で幕藩体制は終わりを迎えることとなった。そうした激動の時代に幼少期を過ごされた睦仁親王（御称号 祐宮）むつひとは、孝明天皇の突然の崩御にともない、慶応三年（一八六七）御年十四歳（数え年では十六歳）にして践祚された。そしてその翌年に即位礼が行われると、一世一元の制の採用とともに改元がなされ、明治という時代が幕を開けたのである。戊辰戦争の最中に改元がなされるという混沌とした状況であり、国内の安定化と欧米列強と並ぶための近代国家の形成が急務とされ、年若き明治天皇を中心として、近代皇室もまた、そのあり方が模索されることとなったのである。



# 明治天皇の御誕生と江戸時代の終焉

明治天皇は孝明天皇の第二皇子として、嘉永五年九月二十二日（一八五二年十一月三日）に誕生された。御称号は祐宮（さうのみや）。万延元年（一八六〇）九月二十八日、親王宣下を蒙り孝明天皇より睦仁の御名を賜った。すでに弘化三年（一八四六）には孝明天皇が江戸幕府に対して海防強化の御沙汰書を下すなど、外国船の日本近海出没は多くなっていた。アメリカ合衆国のペリー艦隊が浦賀に来航したのは嘉永六年であり、明治天皇は対外的危機感が強くなりつつあった時代に誕生されたことになる。

安政五年（一八五八）、江戸幕府は欧米列強との通商条約をめぐり、孝明天皇の意向に沿えずに調印したこともあり、諸藩からは幕政批判が高まっていた。幕府の強硬な取締り（安政の大獄）への反発として、大老井伊直弼が暗殺されたのは親王宣下の約七箇月前のことである。

以後、国内では尊王攘夷論が強まり、有力諸藩は朝廷を奉じつつ国政への参加を要求し始め、幕末政局の中心舞台は江戸から京都に移っていく。幕府権威の低下にともない朝幕関係は新たな段階に入る。日本の政権は本来天皇のものであって、征夷大將軍はそれを委任されたものとする大政委任論は江戸時代後期から存在していたが、幕末期になるとそれが歴史的事実であるかのように認識され、勅書に明文化されるまでになった。

孝明天皇はあくまで幕府制を維持しつつ幕末の混乱を収めようとする方針だった。しかし、慶応二年（一八六六）十二月二十五日、その孝明天皇が急病に

より崩御したため睦仁親王が皇位を継承されることとなり、翌年正月九日に踐祚の儀が行われた。数え十六歳で元服もすんでいなかったため、関白二条斉敬を摂政とした。この段階では朝廷も従来の摂関制が前提となっていた。

孝明天皇崩御後、幕末政治は急展開をみせる。朝廷内の一部公家や薩摩藩などには幕府制の廃止を目指す勢力が増えていく。この状況下の慶応三年十月十四日、將軍徳川慶喜は大政奉還の上表文を提出し、政権を天皇に返上することを願った。これを受けて十二月九日、いわゆる王政復古の大号令が発せられた。

これにより幕府制は廃止され、鎌倉時代以来の武家政治は終わりを告げた。しかし、それ以上に重要だったのは、摂関制まで廃止され、平安時代以来続いた朝廷の伝統的枠組みが解体されたことである。その結果、従来の身分制では政治参加が不可能だった下級公家・下級武士が近代国家建設に参入することができるようになったのである。

だが朝廷を頂点とする新国家の具体的枠組みをめぐる政治的対立は深まり、慶応四年正月三日に鳥羽・伏見の戦が勃発した。明治天皇の元服はその直後の正月十五日に行われている。

その後も、後に戊辰戦争と総称される一連の戦闘が継続し、正月二十五日には条約締結国が局外中立を宣言し、当時の日本は国際的には内乱状態にあるとされた。内乱を早く収め、新政府として確立することが大きな政治課題となったのである。

（書陵部編修課研究員 白石烈）

[参考] 践祚 (御物 明治天皇紀附図)

[参考] 王政復古 (御物 明治天皇紀附図)

[参考] 御元服 (御物 明治天皇紀附図)

1

御物 明治天皇紀附図「五箇条御誓文」

二世 五姓田芳柳

1面

昭和8年(1933)

紙本着色 33.4×48.1

慶応4年3月14日、明治天皇は京都御所紫宸殿において文武百官を率い、「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」で始まる五箇条の新方針を天神地祇に誓約された。いわゆる五箇条御誓文である。同時に、公家や全国の諸大名らはこの趣旨に従う誓詞に署名した。画面中央は、副総裁三条実美が御誓文を読み上げているところ。その右が明治天皇。

[参考] 御物 五箇条御誓文 熈仁親王御筆

## 明治天皇紀附図と附図稿本

明治天皇紀と明治天皇紀附図

大正三年（一九一四）、宮内省に設置された臨時編修局（二年後に臨時帝室編修局と改称）によって編修が開始された『明治天皇紀』は、昭和八年（一九三三）に完成し、本文二百六十巻が附図一帙を添えて同年九月三十日昭和天皇に奉呈された。本文は、明治百年記念事業の一環として開始された公刊事業により、昭和四十三年～五十年に全十二冊として出版、同五十二年には新たに作成された索引一冊も刊行された。この公刊本は市販され、本文の内容は広く知られるところとなったが、附図は公刊本の後記に「絵図一帙を添えてこれを捧呈した」とあり、「絵図は主要御事蹟を画いたもので、五姓田子之吉柳芳の揮毫するところである」とすることから、その存在は知られていたものの、実物は御物として宮中に蔵され、実見できた人はごく少数であった。この附図の内容が広く知られるようになるのは、明治天皇百年祭に当たり、明治神宮の監修で全図に別冊解説を付した『明治天皇紀附図』と、その「書籍版」として同神宮監修・米田雄介編『明治天皇とその時代「明治天皇紀附図」を読む』が刊行された平成二十四年（二〇二二）のことである。

### 作者

附図の作者二世五姓田芳柳（一八六四～一九四三）は下絵の出身で本姓倉持、名は子之吉。明治十三年、明治天皇の肖像画を描いたことで著名な初代五姓田芳柳（一八二七～九二）の養嗣子となり、同十八年、初代から芳柳の号を譲られ、二世五姓田芳柳と称した。歴史画・風俗画を中心に多くの作品があり、中でも明治時代を題材としたものがよく知られている。

### 附図の作成過程

昭和六年四月、臨時帝室編修局は『明治天皇紀』本文の完成を前にして、芳柳に明治天皇紀附図の作成を委嘱した。この委嘱は、芳柳が大正年間に明治神宮奉賛會嘱託として明治天皇の御事蹟を顕彰する絵画である聖徳記念絵画館の壁画の考証図（全八十枚）を作成しており、その考証図をベースにして描けば、短期間で附

図を完成できると期待したことによる。実際に芳柳は、壁画の考証図全八十枚の完成に五年十一箇月を要したのに対し、附図全八十一枚を当初の予定通り委嘱から二年三箇月後の昭和八年六月に完成させ、その期待に応えている。ただし、附図の全てが壁画の考証図をベースに描かれているわけではないことに注意が必要である。同じ画題の壁画の考証図、壁画（第五十図「枢密院憲法會議」の他は芳柳以外の画家の作品）、附図の下絵、附図の四者を比較すると、自作の壁画の考証図ではなく他の画家が描いた壁画の構図に拠ったり（第四十七図「岩倉邸行幸」、附図独自の構図としたり（第五十五図「教育勅語下賜」・第七十図「日露役奉天入城」、附図の本図で下絵の構図を変更したり（第七十五図「樺太国境画定」と、完成までにさらに考証が重ねられていることがわかる。なお、附図の枚数が壁画（考証図・本図）の枚数より一枚多いのは、最後の第八十一図「伏見桃山陵」が新たに加えられたからである。

### 附図稿本

前述した附図の下絵が収められているのが、宮内公文書館所蔵の「明治天皇御紀附図稿本」（二巻・一冊、識別番号七四二〇八（巻一）・七四二〇九（巻二）・七四二一〇（説明控））である。これは芳柳自身が附図の下絵五十四点を貼り継いで二巻に成巻したものであり、他に関係資料も収められている。巻一は初代芳柳筆の「明治大帝御尊影」二点を紹介した東京朝日新聞（昭和十一年四月十一日付）、昭和十四年に大札記念京都美術館で開催された「皇室と京都」特別展観（中山喜三郎所蔵の芳柳筆「明治天皇御事蹟之図」油絵四八点の内一七点）も出陳された）を報じた京都日出新聞（昭和十四年十一月一日付）・京都日日新聞（同日付）の各新聞切抜、芳柳による「明治天皇紀附図」と題する前書き（昭和十五年十一月十二日付）の後に、第一図から第三十九図までの下絵（第九・十三・十四・十七～十九・二十三・二十五・二十八・三十・三十二・三十五・三十六図は欠）が貼り込まれ、巻二は第四十一図から第八十一図までの下絵（第四十・四十二～四十四・五十一・六十～六十三・六十九・七十七～八十図は欠）の後に、芳柳

宛の臨時帝室編修局総裁金子堅太郎書翰及び葉書・編修官長三上參次書翰・事務官藤井宇多治郎書翰、金子総裁宛・中山喜三郎宛の芳柳書翰、芳柳の写真二葉が貼り込まれている。芳柳が親戚や知人に頒け与えたために下絵全八十一枚中の二十七枚が失われたが、残された下絵から、前述のように附図の完成に至るまでの考証の過程が知られ、貴重な資料と言える。この附図稿本は、芳柳が成巻した後、四半世紀を経た昭和四十年に宮内庁書陵部が個人から購入し、その所蔵となった。その後、平成二十二年に宮内公文書館に編入されて現在に至っている。

（書陵部編修調査官 鹿内浩胤）

慶応四年（一八六八）八月二十七日、京都御所紫宸殿南庭において即位礼が行われた。もともと明治天皇の即位礼は慶応三年九月段階で、翌々十一月に行う予定だった。しかし国事多端、諸般の準備も必要との理由で翌四年に延期されていたのである。

実際、大政奉還、王政復古、戊辰戦争勃発と政局は激変していった。即位礼当日はまだ東北地方での戦闘が継続中で、会津若松城の籠城戦が開始されたのはその四日前だった。当然、財源も豊かではなく、調度類の製作時間も少ないことから、やむをえない物以外は新調しないこととされた。

他方、王政復古は「神武創業之始」に基づくことを理念とし、五箇条御誓文では知識を世界に求めることも明記されていた。そのため、明治即位礼では古式に則りつつも真に日本的な要素が模索・考案されることになった。その結果、地球儀の設置を始め、この即位礼にいくつもの特徴をもたらすことになったのである。

（書陵部編修課研究員 白石烈）

## 1

御物 明治天皇紀附図「即位礼」

二世 五姓田芳柳

1面

昭和8年(1933)

紙本着色 33.4×48.1

## 2

明治天皇紀附図稿本「即位礼」

二世 五姓田芳柳

1卷(2巻のうち)

昭和6～8年(1931～33)

紙本着色 30.2×41.5

宮内公文書館

3

大札調度図会

宮内省内匠寮

1帖

大正時代写

紙本着色 27.1 × 19.6

宮内公文書館

明治天皇の即位礼の調度のうち御帳台、幣旗、鉦の図。大正時代の写し。幣旗とは柵に鏡・剣・勾玉などを飾り付けたもので、大小さまざまなものが儀場に立てられた。記載の調度は明治天皇の即位礼に際して旧例を改めたものであり、原図は新たな式次第の検討に深く関わった亀井茲監これみが中心となって作成させたものと思われる。



4

御即位図（皇室例規類纂卷四附録）

宮内省図書寮

1冊（24冊のうち）

明治25年（1892）編纂

紙本着色 61.0×98.0

宮内公文書館

『皇室例規類纂』所収の即位礼の俯瞰図。国立公文書館所蔵『公文附属の図』の写し。実際の場面ではなく、本来あるべき晴儀を示したもの。代用の御帳台の図に「高御座」と注記し、雨儀のため軒下に移動した官人や地球儀を庭上に描く。

5

明治天皇御即位式御用地球儀写真

宮内省臨時帝室編修局

2面(4面のうち)

大正3年～昭和8年(1914～33)

ゼラチン・シルバープリント

各44.2×36.1

宮内公文書館

即位礼で用いられた地球儀の写真。地球儀は前水戸藩主徳川<sup>なりあき</sup>齊昭が孝明天皇に献上したもの。見識を広めることの表明として、福羽美静ら御即位新式取調御用掛が設置を提案。場所は紫宸殿階下が予定されたが、雨儀のため承明門内に移された。福羽は「我日本国ノ正面ヲサシテ御足ヲ上ゲ給フ」という所作を構想していた。

## 大嘗祭

明治四年（一八七二）十一月十七日、皇居吹上御苑の広芝において大嘗祭が行われた。翌十八日と十九日に催された節会（饗宴）とあわせて大嘗会とも呼称された。すでに慶応四年（明治元年）の即位礼から約三年が経過していた。

この間、明治天皇は明治元年（慶応四年九月八日、慶応四年を明治元年と改元）九月二十日に京都を出発し、十月十三日に江戸に到着された。同時に江戸城が皇居と定められ、江戸は東京に改められた。東北戦線の終局にともない、同年十二月に条約締結国は局外中立を解除し、名実ともに明治政府が日本の新政府と承認された。明治天皇はこの月一旦京都に還幸の後、翌二年三月に再び東京に行幸された。

箱館五稜郭の戦闘も五月に終結し、六月には全国の土地・人民を天皇に返す版籍奉還が行われるなど、維新の変革は次々に進んでいった。この年の秋、大嘗祭は翌三年京都で執行予定と京都府民に告知されたが、依然東北地方は安定せず、さらに凶作が重なったことなどを理由に明治三年三月、京都還幸の延期が布告された。以後東京が実質上の首都となっていくが、大嘗祭を京都と東京のどちらで行うかは政府内でも争点となっていた。明治四年三月二十五日、この冬に大嘗祭を東京で行うことが全国に布告された。史上初の東京での挙行だった。

おりしも大嘗祭の直前五日前には、岩倉具視を特命全権大使とする使節団が欧米に向けて横浜港を出発していた。国家の中央集権化と万国対峙は近代日本の重要課題であり、明治大嘗祭にも影響を与えることになる。

（書陵部編修課研究員 白石烈）

1

御物 明治天皇紀附図「大嘗祭」

二世 五姓田芳柳

1面

昭和8年(1933)

紙本着色 33.4×48.1

6  
大嘗宮御構地割総図（明治四年大嘗会記）  
宮内省臨時帝室編修局  
1冊（2冊のうち）  
大正10年（1921）写  
27.3×37.4  
宮内公文書館

明治の大嘗宮の規模を尺貫法で示した図面。大正10年（1921）に宮内省式部職所蔵本を臨時帝室編修局が謄写したもの。明治の大嘗宮は、江戸時代の例を改め、往古の例に復し廻立殿かいらいどうでんを北方中央に配した。以後平成度まで概ねこの配置が踏襲される。また、悠紀殿ゆきでんが西側、主基殿すきでんが東側という配置は、先例と相違するが、悠紀地方が東京より西の甲斐国、主基地方が東京より東の安房国であることと対応させたものと思われる。

明治4年11月17日 大嘗祭当日(皇居内吹上禁苑広芝に造営された大嘗宮)〈上冊13、14図〉

明治度大嘗祭の祭物や諸儀を描いた画帖。悠紀・主基国郡卜定<sup>ほくじょう</sup>から大嘗祭当日までの諸儀を中心に描いた帖と、祭具や神饌を描いた帖からなる。作者未詳。作成年次も未詳であるが、国立公文書館に明治27年(1894)の模写本が存在することから、それ以前には成立していたとみられる。なお、式部職と宮内公文書館に同じものが蔵される。(図版は式部職本)

7  
明治大嘗祭図  
2帖  
明治時代  
絹本着色 各47.5×70.0  
式部職

8  
明治大嘗祭図  
2帖  
明治時代  
絹本着色 各47.3×70.2  
宮内公文書館

同11月17日の大嘗祭当日、廻立殿を出られ柴垣内の斎殿に向かわれる明治天皇(菅蓋<sup>すげのみかさ</sup>の下の人物)〈上冊15図〉

明治4年5月22日、神祇官神殿前庭における悠紀・主基国  
郡卜定の儀〈上冊2図〉

同9月10日、悠紀地方の甲府県巨摩郡上石田村(現甲府市)  
における<sup>会きほのつかい</sup>抜穂使以下関係諸員の修祓〈上冊10図〉

同9月12日、悠紀地方の齋院(稲穂を運び込む場所)に  
おける齋田抜穂の儀〈上冊12図〉

同 11 月 17 日の大嘗祭当日、悠紀殿への神饌行列〈上冊 16 図〉

悠紀・主基両国より献上された庭積にわづみのつくえしろもの机代物〈下冊 19・20 図〉(拡大)

一、即位礼

即位礼は皇位を継承した天皇が、新たに即位したことを万民に広く公示する儀式である。もともと皇位を継承することを意味する語に「踐祚」がある。天子が祚（＝階段）を踏み、祭壇に登って祭祀を行ったという古典から転じた語で、皇位に即くことを意味する「即位」と同意義に使用されていた。しかし、奈良時代には讓位（天皇在世中に皇嗣に位を譲ること。譲られる側からは受禪）による皇位継承が相次ぎ、平安時代初期より神器を受け継ぐ踐祚の儀と、即位を知らせる即位の礼が分立して行われるようになっていった。即位礼は、承久の乱（承久三年＝一二二一年）で即位礼を挙げるに至らず廢帝となった仲恭天皇の特殊例を除き、後述する大嘗祭のような長期の中絶もなく行われている。

明治の変化

明治の即位礼は従来と比較すると変更点が多い。なかでも大きな変更点として、唐風様式が廃止され、和風にされたことが挙げられる。天皇の装束である袞冕（十二章・冕冠と、龍など十二種の文様が配された礼服）が特に象徴的なように、即位礼は奈良時代を通じて唐風化が進み、細かな変遷を経つつも江戸時代である弘化四年（一八四七）孝明天皇の即位礼まで続いていた（挿図1、2、4）。

しかし、王政復古後の明治即位礼では、日本的なもの模索された。岩倉具視は従来の即位礼を唐制の模倣と批判し、古典を考証して改めることを企図した。

これを受けて神祇官副知事亀井茲監（津和野藩主）、神祇官判事福羽美静（津和野藩士、国学者）に御即位新式取調御用掛が命じられ、同藩の国学者を御即位新式取調御用掛に任命した。一、二箇月の準備を経て、彼等によって新たに神事色の強い内容に変更されたのである。

まず、天皇の冕冠と礼服は黄櫨染御袍の束帯に変更された（挿図3）。あわせて参列臣下の礼服も束帯に変えられた。紫宸殿南庭に置かれる銅鳥幢（金銅製旗はこ。旗竿先端に三本足の鳥を描く）・日像幢（金漆塗の板に三本足の鳥を描く）・月像幢（銀漆塗の板にウサギ・ヒキガエル・ウスを描く）・朱雀旗・青龍旗・白虎旗・玄武旗・万歳幡などが廃止され、新に幣旗を立てられている。紫宸殿上の高御座（八角の屋形。天皇の玉座）は焼失していたため新調されず、方形の御帳台が充てられ、南榮（南面の上なげし）の獸形帽額（日像をはさんで龍・虎・鳳凰等を描いた横幕状の布帛）は撤去された。

儀式内容も変更されている。紫宸殿南階の南方中央に置かれた火炉（官人が香を焚いて煙で天に天皇即位を告げる）は廃止された。新たに南階から南方に二丈二尺（約六・六メートル）には、かつて水戸藩徳川斉昭から孝明天皇に献上された地球儀（全高約一八六センチ）が置かれる予定だった。また、即位の詔は宣命使が大声で読み上げ、臣下が天皇に即位の祝意を表する寿詞も奏上された。同時に仏教的要素も排除されている。

そして何より、参列者の範囲が拡大されたことが特筆される。これまでの公家・官人のみならず、「復古の功臣」（いわゆる維新官僚）である武士もが新たに参列することが許されたのである。これは明治即位礼

が王政復古を通じて、従来の朝廷儀式を超える即位礼として大きく変化したことを示す重要な変更だったといえる。式次第や庭上の鋪設について、公家の日記に「惣て新儀」（橋本実麗日記）三三（図書寮文庫所蔵）、慶応四年八月二十七日条）と記されていることは、明治即位礼の新規さを率直に表現しているよう。

しかし、即位礼翌日に御所内の式場拝見を許された武士のなかには異なる感想を持った者もいた。佐倉藩公議人依田右衛門二郎（号は学海）は、承明門から入り紫宸殿前に至り、実際に見た式場の様子を日記に記している。

榊の葉を付たる紅白の旗数本を立られて、其梢に明鏡をかけたなり。古のふりといひ、たゞ事そぎたるよし也、たゞ承明門の真中に地球地道儀をおかれたのみぞ、此度の新儀なりといへり。神さびたるさま、いとめづらかなりき。

（『学海日録』二（岩波書店 一九九一年）慶応四年八月二十八日条）

この三日前に今回の即位礼が「中古唐礼」を廃止して「尽く古式に則らせ給ふよし」と聞かされていた依田は、庭上の幣旗を見て簡素な古い様式であり、承明門内に置かれた地球儀のみが新儀であるとの説明を受けたようだ。そして、神々しい様子が非常に珍しいとの感想を持ったのである。

即位礼の鋪設を初めて見た武士が古代の神々しさを感じたのに対し、公家は全て新例であると正反對の評価をしていた。ここから、日本的要素とは何かが模索された、明治即位礼の特質が垣間見られるのではないだろうか。

しかし、国学者によって改変された明治即位礼は、



挿図2 御物 孝明天皇御料礼服

孝明天皇が弘化4年の即位礼（江戸時代に行われた最後の即位礼）で着用された冕冠と、礼服の大袖。龍が刺繍されるなど唐風の影響を強く受けている。

挿図1 御物 孝明天皇御料冕冠

あまりに神事色が強すぎた。天皇の束帯は現在まで継統されているが、明治四十二年（一九〇九）公布の登極令で再び儀式内容が大きく改訂された。幣旗は各種の錦幡きんぱんに変更され、八角屋形の高御座が復活し、南栄には凶柄は異なるがまた帽額がかけられた。地球儀も

挿図3 御物 明治天皇御料黄檀染御袍

黄檀染は黄檀はまぼたと蘇芳すおうで染めた、黄色みのある赤茶色をしている。

設置されなくなった。つまり、調度類の多くは大正以降の即位礼に継承されなかったのである。戊辰戦争下で行われた明治即位礼は、前後の即位礼と比較するとかなり特異な要素が多い儀式だったといえるだろう。

挿図4 孝明天皇紀附図

（弘化四年九月二十三日即位図）

宮内公文書館

p.14の「明治天皇紀附図（即位礼）」と比較すると、唐風と和風の違いがよくわかる。

## 二、大嘗祭

大嘗祭は皇位継承にともなう儀礼の一つであり、その年収穫された新穀を神に供えて五穀豊穡と国家国民の安寧を祈念するとともに、天皇自ら食するものである。即位礼が唐風の儀礼であったのに対し、大嘗祭は日本古来の神祇祭祀であった。

大嘗祭の挙行時期は、受禪によって即位した場合、七月以前ならその年の、八月以後なら翌年の十一月に挙行し、諒闇（前天皇の死による服喪）中は行わないのが原則だった。

大嘗祭で神に供えられる米・粟を栽培して献上する田（斎田）二箇所を悠紀田・主基田と呼び、この二つが属する国郡は悠紀国（地方）・主基国（地方）と称されるが、これは大嘗祭に先立って卜定され、また現地では稲穂を収穫する儀式なども行われた後に大嘗祭当日を迎えた。大嘗祭の神事は大嘗宮と呼ばれる仮設の殿舎で行われ、大嘗宮は天皇が身を清められる廻立殿と、斎田に対応した悠紀殿・主基殿等で構成されている（挿図5、6）。大嘗祭当日、まず悠紀殿、ついで主基殿において神饌等を供え、自らも御飯等を食される。翌日から三日間（暦でいう辰日・巳日・午日）節会を行うのが古来からの例であった。

即位儀礼としての大嘗祭の初例は、天武天皇二年（六七三）十一月、天武天皇の大嘗祭と考えられている。その後承久の乱や南北朝内乱により挙行できなかった例もあるが、おおむね中世まで行われた。しかし、応仁の乱が起る前年の文正元年（一四六六）に挙行された後土御門天皇の時を最後として、約二百二十年中絶することになる。

江戸時代に入り、大嘗祭は貞享四年（一六八七）十一月に東山天皇の即位に当たって再興された。朝廷が江戸幕府に対して粘り強く交渉した結果であるが、費用を支給する江戸幕府も財政難であったことから、

一部略儀での再興だった。次の中御門天皇の時は行われず、元文三年（一七三八）の桜町天皇以降、再び挙行されるようになっていく。

### （一）大嘗祭の「全国化」

明治大嘗祭も、東京で初めて挙行されるなど従来と比較して変更点が多い。これは時勢の変遷に対応させた「仮式」で行われたことにもよるが、ここでは以後の大嘗祭との関係で特に注目される点として、大嘗祭の「全国化」と、それに伴う節会（饗宴）の「国際化」の二点を挙げておきたい。

明治大嘗祭の悠紀は甲斐国巨摩郡上石田村（山梨県甲府市）が、主基は安房国長狭郡北小町村（千葉県鴨川市）が選ばれている。先例では畿内近国から選ばれることが多かったが、明治大嘗祭では開催地の東京を中心に、戊辰戦争後の政府直轄県や旧譜代藩領から選ばれたのが特徴である。以後、大正・昭和・平成では本州のみならず、四国・九州から悠紀国・主基国が選定されるなど、その範囲は全国各地に広がっていった。

これと同時に、明治大嘗祭では庭積機代物と呼ばれる奉納物（鯛・鮭・烏賊・雉・人參・牛蒡・大根など特産物）が悠紀国・主基国の住民から届けられている。この段階では斎田からのみにとどまったが、大正以降は全国各地の特産物へと拡大していくことになる。さらに大嘗祭に合わせて全国の神社では神事が行われた。また、大嘗祭終了後の十一月二十日から二十九日まで、東京府下人民に対して大嘗宮の参拝が許可されている。もともと、大嘗祭挙行に先立ち、大嘗祭が「国家第一ノ重事」であるとの趣旨が全国に諭告されていたが、大嘗祭が宮中の限られた祭祀ではなく、全国的な国家行事へとその性格を変化させたことを示している。

### （二）大嘗祭にともなう節会の「国際化」

大嘗祭翌日から行われる節会は、明治では二日間に短縮され、翌日の十八日と十九日に皇居で豊明節会として行われている。この間、外国公使や御座外国人も饗宴に招待されたことは特筆すべきことである。外国公使には浜離宮の延遠館で日本料理がふるまわれ、御座外国人には所属する各省において饗宴が行われた。

特に延遠館における饗宴では、外務卿副島種臣が、今回の大嘗祭が明治以来四年間の大改革を経て行われたものであること、大嘗祭の「功德」が外国まで及べば、外国の君主・大統領の「幸」となるだろうこと、ゆえに「貴国ト我ト、両国君主・大統領并ニ其人民」のためにこれを祝したいと述べている。これに対してイタリア特派全権公使が、大嘗祭で供えられる米は「世界人民ノ生命維持スル米」であることから、この祭典が人民の安楽と「文明開化ノ進歩」が増すことを願うものであると祝辞を述べているのが注目される。この時招待された外国公使・書記官はわずか十一名に過ぎないが、外国人が招待された初めての節会であり、以後日本が国際社会に参入していくことを象徴する事例であったといえるだろう。

### 三、皇室典範と登極令

明治即位礼は京都御所紫宸殿南庭において行われ、東京奠都後に明治大嘗祭は東京の皇居で行われた。いずれも帝都で行われていた点は共通している。しかし、明治天皇はその後の京都の衰微を憂慮され、将来の即位礼および大嘗祭は京都で行うべき旨の意を示されていた。これは、ロシアの即位大礼が首都（当時ペテル

ブルク)ではなく、旧都モスクワで挙行されている事例にならったものだったという(『明治天皇紀』六、明治十六年四月二十八日条)。京都開催の方針は明治二十二年の皇室典範第十一条で成文化された。さらに明治四十二年の登極令により、即位礼と大嘗祭は一連の儀制として一体化された。これはどちらも新制である。これらに拠って大正四年(一九一五)と昭和三年

(一九二八)の即位礼は京都御所紫宸殿において、大嘗祭は京都御所東南の仙洞御所内で行われたのである。しかし、登極令は昭和二十二年(一九四七)に廃止され、平成二年(一九九〇)の即位礼は東京の皇居宮殿において、大嘗祭は皇居東御苑内にてそれぞれ挙行されている。

(書陵部編修課研究員 白石烈)

【参考文献】  
伊木寿一「明治天皇御即位式と地球儀」(『歴史地理』五二―六、一九二八年)  
橋本義彦「即位儀礼の沿革」(『書陵部紀要』四二、一九九〇年)  
武田秀章「維新时期天皇祭祀の研究」(大明堂、一九九六年)  
藤田寛「天皇の歴史六 江戸時代の天皇」(講談社、二〇一一年)

挿図5 嘉永度大嘗宮の立起<sup>たておこし</sup>図 図書寮文庫

嘉永元年(1848)孝明天皇の大嘗宮の配置・内部を把握するため立体的に作成された図。5つの鳥居に象徴されるように、唐風化の影響が強かった即位礼とは大きく異なる。

挿図6 紫宸殿南庭における大嘗宮の図(嘉永度) 図書寮文庫

紫宸殿南庭に造立された大嘗宮の配置や間取りを示した図。廻立殿が紫宸殿の東に位置しているのがわかる。

古くから、天皇は国家国民のために神に祈りを捧げてこられた。新しい年を迎えた元旦の早朝に国家国民の安寧を祈念される四方拜、二月十七日にはその年の五穀豊穡を祈願する祈年祭、そして十一月二十三日には収穫に感謝し、天照大神らの神々を神嘉殿にお招きになっておもてなしされる新嘗祭などである。そして、特に天皇が即位後に初めて行われる新嘗祭は、大嘗祭と呼ばれる。天皇という立場にあることよってのみ行え、何人にも代行しえない儀式である大嘗祭は、清浄で神聖な場として造営された大嘗宮に新しく設えられた調度が布設される中、夕刻から深夜にかけて厳かに執り行われ、天皇にとって一代一度の最も重要な祭儀である。

新たな天皇にとって重要な意味を持つこの大嘗祭に際しては、神饌料の米や粟を耕作して献上する斎田―悠紀田と主基田の二カ所を定めるが、その斎田の属する国郡を悠紀国、主基国と言ひ、大嘗宮も悠紀殿と主基殿の二つの神殿からなる。両国からは、米やそれから醸造した酒などが神供として供進される。そして、大嘗祭の後に行われる大嘗会(節会)<sup>①</sup>では、この両国の名所や風俗を、和歌や楽舞、屏風等に表して神聖さや慶祝の意を表す。その屏風が、悠紀国風俗歌屏風<sup>②</sup>、主基国風俗歌屏風<sup>③</sup>、いわゆる、悠紀主基屏風<sup>④</sup>である。明治四年十一月に挙行された明治度大嘗祭に際しては、その年の五月に、悠紀国を甲斐国巨摩郡(現在の山梨県甲斐市、韮崎市の辺り)、主基国を安房国長狭郡(現在の千葉県鴨川市の辺り)と定められ、この両国の名所を詠んだ和歌とその風景が描かれて、六曲二双の屏風が制作されている。この屏風の有り様は、江戸時代の大嘗会の和歌屏風に倣いつつ、大型化する次代の大正期とは異なるもので、近代の皇室が京都で継

承してきた伝統的儀式等をどのように継承していくのかを思案、検討した過渡期の存在としてとらえることができる。

この明治期大嘗会悠紀主基屏風の図様は、『明治大嘗祭図』(出品番号7-8)の中に詳細に描かれている。図様が縁裂などの装丁の細部まで描かれていることから、これが屏風そのものを実見して描写している可能性をうかがわせる。<sup>⑤</sup> 屏風の各隻は、色紙形それぞれに『明治天皇紀 第二』明治四年十一月十七日条に記載される両国に対する和歌の一首ずつが記され、図様はそれを絵画化したものであらうと考えられる。すなわち、悠紀国に対しては、当時、神祇大輔であった福羽美静(一八三二―一九〇七)による巨摩郡の白嶺を詠じた「君か代の光にいと、あらはれて かひのしらねのかひはありけり」と、宣教権中博士であった八田知紀(一七九九―一八七三)による同郡の青柳里を詠じた「大御世の風にしたかふ民草の すかたを見する青柳の里」。また、主基国に対しては、神祇少輔の門脇重綾(一八二六―一七七二)が長狭郡の長狭川を詠じた「岩間ゆく水のみとりも長狭河 いさよふ瀬々のすふふかむらむ」、神祇大録飯田年平(一八二〇―一八八六)が同郡蓬島を詠じた「名くはしき逢かしまは君か代の なかさ縣の神やつくりし」のそれぞれの和歌を絵画化したものが、画帖に描かれる屏風の図様である。これらの和歌に基づいて屏風の作画を担当したのは、樋口守保(一八二二―一九六?)<sup>⑥</sup>と狩野芳信(一八一九―一八九〇)<sup>⑦</sup>とであるが、どちらがいずれの国の屏風を担当したのかは明確ではなく、両者共に狩野派による伝統的な大和絵画風が看取出来る。悠紀、主基の各主題は春秋を中心として四季を意識したそれぞれの景観と、そこに暮らす人々の様子、群青による霞の中に、穏やかな画風で描いており、

大和絵による近世期の和歌屏風の在り方を継承している。

長い伝統のある大嘗会屏風については、すでに秋山光和氏、八木意知男氏の詳細な研究があり、その歴史、在り方の変遷が紹介されている。それらには、大嘗会の和歌は天長十年(八三三)仁明天皇大嘗会から始まり『八雲御抄』巻第二、「古今和歌集」巻第二十には仁明天皇、清和天皇、陽成天皇、光孝天皇、そして醍醐天皇の折の大嘗祭における和歌五首が収載されていること、『兵範記』に記載される仁安三年(一一六八)の高倉天皇大嘗会の折の記事などからの考察が紹介されている。特に、『兵範記』には、大嘗会に設え飾る品として悠紀方、主基方それぞれに標山、御挿頭、洲浜、屏風が制作され、屏風については、「本文」の五尺屏風をそれぞれ四帖、「和絵」の四尺屏風をそれぞれ六帖が、平安時代に宮廷絵師として活躍した巨勢家の画師・巨勢宗茂によって描かれたこと、大嘗会第二日目の辰日節会の日、大極殿の壇上中央の高御座の東西に悠紀主基各御帳がおかれ、その壇上の角隅に五尺の本文屏風が飾られたことが記されている。また、三条天皇から後一条天皇の初め頃の諸事が記された藤原公任(九六六―一〇一四)による『北山抄』には、御帳の東西に四尺屏風、北西、北、東北の三方に五尺屏風を立てることが記され、平安時代には、五尺の本文屏風が各四帖、四尺の和絵屏風が各六帖制作されて、大嘗会の折にそれぞれの御帳の周囲に飾り置くという在り方がととのつていたことがうかがえる。その後、大嘗祭は、中世の混乱の中で文正元年(一四六六)の後土御門天皇を最後として二百年以上も中断し、ようやく江戸時代の貞享四年(一六八七)の東山天皇の即位にあたって簡略な形で復興、元文三年(一七三八)の桜町天皇の御即位以後は継続して行われている。再興さ

れた大嘗祭、大嘗会は、平安時代に形作られたものを踏襲し、屏風も五尺の本文屏風と四尺の和絵屏風が制作されていく。その様子は、明治に入って、伝統的な儀式等の記録として制作された『臨時公事録』とその附図にも記されている(下挿図)。

さて、記述した「本文」の五尺本文屏風と「和絵」の四尺屏風について簡単に紹介しておこう。五尺、四尺は屏風の高さを示し、それぞれ約一五〇cm余、一二〇cm余である。そして「本文」とは、新天皇の即位に際して、祥瑞を表し、天下の平安を予言することにおいて、その祥瑞のもととの典拠を中国の儒学思想に基づく書物などから、儒者によって選り出される文句を言う。自然界(天文氣象、山川、動植物等)の様々な瑞兆を示す本文は、標山、洲浜、御挿華、そして御屏風のいづれにも重要な意味を持ち、それぞれに相応しい形や図様で表される。その中で本文屏風は、四季で構成する中に祥瑞の意を含む文句の内容が表されたもので、各国四帖(隻)、計八帖が制作される。

一方、和絵屏風は、もとは両国共に十八首の和歌が季節に依りて詠ぜられ、これが各六帖(隻)、計十二帖に表された。つまり各帖二ヶ月三首の月次形式の屏風であり、和歌の内容に応じて大和絵で描かれた屏風であった。しかし、この和絵屏風の和歌の内容にも祥瑞が包括されており、本文無くしては和絵屏風は成立しない。「本文の心」を和風に提示したものと、八木意知男氏は述べられている。<sup>(5)</sup>

江戸期再興後の大嘗会屏風もこうした五尺本文屏風と四尺和絵(和歌)屏風の有り様を踏襲しており、幸いにもその実作品が旧帝室博物館(東京・京都・奈良国立博物館)に現存している。明和元年(一七六四)の後桜町天皇、明和八年(一七七二)の後桃園天皇、天明七年(一七八七)の光格天皇、文政元年(一八一八)の仁孝天皇、嘉永元年(一八四八)の孝明天皇の時の大嘗会屏風であり、それらの色紙の句を宮内庁書陵部

の史料と照合することで、それらが何時のものかを明確に出来る。東京国立博物館には六十隻、京都国立博物館には八隻、奈良国立博物館に三隻が確認出来ており、これらは明和元年度以降の江戸期大嘗会の悠紀主基屏風の七割余に及ぶ。また、東京国立博物館所蔵分の調査を通じて、永徳三年(弘和三年、一三八三)の後小松天皇の大嘗会屏風を土佐光茂が担当した先例に倣って元文三年の桜町天皇の折に土佐光芳(一七〇〇―一七二二)が担当した後、光淳、光貞、光時、光孚と、土佐家画師が江戸期最後の嘉永度まで担当したことが紹介されている。<sup>(6)</sup>

そして、これらに続く明治度の大嘗会屏風は、こうした伝統を考証した上で、「明治大嘗祭図」の通り(30〜31頁)、各六曲一双、合計四隻の和歌屏風に集約された。この大きな変更は、次の大正度以降に制作される悠紀主基屏風の基点となった。しかし、明治度の四首の和歌には、様々な祥瑞の意、現象が詠み込まれ、またそれ以上に図様に描き込まれている。<sup>(7)</sup> ここには本文屏風と和絵屏風の一体化が看守でき、大正度以降の悠紀主基屏風がより和風化を強める点とは性格を異にする。また、明治度の豊明節会が大広間(江戸城西之丸の大広間)に御帳台が置かれて行われていることと和歌屏風であることを考え合わせると四尺屏風の可能性が考えられ、大きさからも大正度以降の巨大化したそれとは一線を画している。

このように、明治度悠紀主基屏風は、近世の伝統と大正度以降に踏襲される近代の新たな伝統とを橋渡しする存在として、重要な位置にある。

(三)の丸尚蔵館主任研究官 太田彩

〔註〕

(1) 節会は、江戸時代までは辰日悠紀節会、巳日主基節会、午日豊明節会の三日間。明治以降は二日にまとめられた。

(2) 本画帖の成立時期は、本画帖と同様の内容を持つ三巻本「明治四年大嘗祭図」(国立公文書館)の奥書に、明治二十七年三月に、筆者の浮田可哉が病没したため、未完のまま装潢された旨が記載されていることから、それ以前と考えられる。

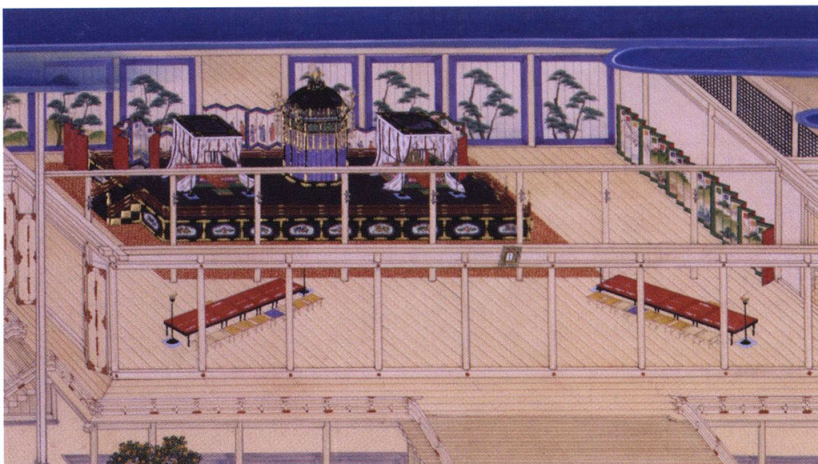
(3) 樋口守保は、号を探月。鍛冶橋狩野家の狩野探淵に師事した狩野派の画家。

(4) 狩野芳信は、芝金杉片町狩野家の梅香芳信と考えられる。

(5) 八木意知男「大嘗会本文の世界」(皇學館大学出版部、昭和六十四年)

(6) 松鶴雅人「近世後期における大嘗会屏風」(鹿島美術研究年報第24号別冊、二〇〇七年、鹿島美術財団)

(7) 和歌には、君が代、光、河や風、白雪や山、そして蓬萊の地に喩えられる名勝地の蓬島(仁右衛門島、神といった祥瑞を意味する言葉が詠み込まれている。この歌意を表す図様には、さらに祥瑞の意を深めて、松、波、放馬、豊かな実り、穏やかに暮らす人々などが具体的に描き込まれている。



挿図 大嘗会(「公事録附図 臨時公事之図」当館蔵)部分

明治大嘗祭図 悠紀国屏風 作品番号7「明治大嘗祭図」〈上册 17・18 図〉

明治大嘗祭図 主基国屏風 作品番号7「明治大嘗祭図」〈上册 19・20 図〉

# 明治前期の外賓接待

## 赤坂離宮ヲ以テ仮皇居ト定ム

明治六年（一八七三）五月五日、明治天皇のお住まいや太政官、宮内省などが置かれていた皇城（旧江戸城）が焼失した。同日、「赤坂離宮」が仮皇居と定められ、明治二十二年一月に明治天皇が明治宮殿に移るまで皇居として機能した。

赤坂離宮は、もともと旧和歌山藩知事徳川茂承もちつぐの私邸であった。明治五年正月に土地と建物の一部が皇室に献上され、同三月には同地を赤坂離宮と称することが定められた。続く明治六年にも、先の皇城焼失に伴い徳川茂承よりさらなる土地と建物が献上された。献上理由の一つには、「皇居が狭い」ということも触れられている。また、献上された土地と建物の一部は青山御所として、英照皇太后のお住まいにも利用されている。このような献上と近隣地の買収を経て、明治十二年頃にはおおよそ現在の迎賓館と赤坂御用地の土地区画が形成された。

赤坂仮皇居は、基本的に従前の旧和歌山藩の大名屋敷を利用しており、多くの改築・修繕が行われている。例えば明治十一年には、皇城炎上後、馬場先門内の旧教部省庁舎に移転していた太政官の庁舎が、仮皇居内に新築された。また明治十二年には、天皇と皇后の御座所も新築されており、増改築の様子がうかがえる。

さらに、仮皇居では近代の皇室が担った様々な役割を支える必要があった。その一つが国際親善である。明治期には、多くの外賓が日本を訪れ参内しているが、皇城より規模の小さな赤坂仮皇居では、各国貴賓や公使の参内、接待に不便であり、新たな施設を建築する必要が生じた。またそれは、近代日本の儀式や皇室行事の模索と歩みを共にするものであった。

明治九年、政府はフランス人建築家ポアンビルに煉

瓦造りの謁見所・会食堂の設計を依頼し、同年中に着工している。中断や方針の転換もあったが、明治十四年十月に木造二階建の御会食所が新築されている。同年十一月三日の天長節には、初めて外国公使らが御会食所へ招かれ、祝宴が催された。この後は、しばしば皇室の行事にも利用されている。

明治二十一年に明治宮殿（宮城）が完成すると、翌年明治天皇は同宮殿を皇居として移った。その後、赤坂離宮には東宮御所が置かれ、明治四十一年六月パロック様式の宮殿が建てられた。このように明治前期は、赤坂離宮を仮皇居とし、皇室行事や国際親善が行われたのである。

（35頁に続く）

### [参考]

赤坂仮皇居建物絵図 二百分一  
宮内公文書館

明治14年(1881)に御会食所が竣工した後の赤坂仮皇居の図面。図面左側に増築された御会食所が描かれている。桃色の部分は絨毯敷きであり、御会食所も当初は絨毯敷きであったことがわかる。その後、皇后の洋装化などにあわせて、絨毯敷きは奇木張りへと改修されている。





[参考]  
赤坂仮皇居会食所絵図六分計  
明治 18 年 (1885)  
宮内公文書館

御会食所は、明治天皇臨御のもと明治憲法の審議場として利用されるなど政治・外交の舞台でもあった。その縁で、御会食所は明治 40 年に伊藤博文に下賜され、東京府下大井村（現品川区大井町）へ移築されている。伊藤没後には、神宮外苑の造営に伴い構内へ再移築され、現在まで明治記念館として残されている。

## 延遼館と国家行事

明治二年（一八六九）七月、浜離宮に寄棟造りと入母屋造りを合わせた平屋の建物が竣工した。この建物は延遼館と名付けられ、明治政府の迎賓施設として、明治前期の外交を支えていった。

明治二年四月、英国ヴィクトリア女王の第二王子エジンバラ公アルフレッドは世界一周航海の船上にあった。明治政府は、駐日英国公使であるパークスから、エジンバラ公がその途中に日本へ立ち寄ることを告げられた。明治政府にとって初めて迎える外賓であり、当然賓客をもてなすための施設もない。そこで目を付けたのが、浜離宮に残る旧幕府の海軍施設「石室」であった。徳川將軍家の庭であった浜御殿（浜離宮）は、幕末にかけて海軍施設として整備されていたが、幕府の瓦解後は遺構のみが残されている状況であった。明治政府はその「石室」を迎賓設備として改修し、出来上がった建物が先の延遼館である。

一週間余に及んだエジンバラ公の滞在を無事に終えると、延遼館は外務省の管轄となった。明治前期において多くの外賓が延遼館を訪れ、宿所としている。大統領経験者として初めて来日したアメリカ前大統領のグラント（明治十二年）や、現役の国王として初めて来日したハワイ皇帝カラカウア（明治十四年）が一例としてあげられよう。明治天皇も、参内した外賓への答礼として、しばしば延遼館を訪れている。

その他にも、明治五年の鉄道開業式の折には浜離宮と延遼館が市民に開放され、明治九年にはフィラデルフィア万国博覧会へ出品予定の展示品の内覧会が行われた。明治十二年には天長節を祝う夜会が行われ、多くの賓客が招かれたという。外交に限らず、国家的な行事の折々に延遼館が利用されていることがうかがえる。

しかし、明治十六年に鹿鳴館が落成すると、翌年に外務省は延遼館を宮内省に引き渡した。その後は、従来以上に皇室行事に用いられるようになる。その一つが観桜会である。観桜会は現在の春の園遊会につながる皇室行事であり、明治十四年に始まった。当初は吹上御苑にて開催されていたが、同十六年より大正五年（一九一六）まで浜離宮で開催されている。

宮内省に管轄が移された後も、種々の行事に利用さ

れた延遼館であるが、明治二十三年、老朽化と台風による被害により取り壊されることが決定した。延遼館を彩った調度品は完成したばかりの明治宮殿（宮城）や芝離宮へと運び込まれた。また、延遼館の建築材の一部は建設途中であった高輪御殿の材料に使われていく。こうして、明治前期の国際親善や国内の行事を支えた延遼館は、その役目を終えたのである。

（書陵部図書課宮内公文書館研究員 篠崎 佑太）

延遼館の外観  
（「明治初年二重橋写真他」宮内公文書館）

9  
明治十七年例規録  
宮内省調度課  
1冊  
明治17年(1884)  
27.0×19.0  
宮内公文書館

明治17年4月、外務省より宮内省へ延遼館が引き渡されると、延遼館の調度は一新されていく。明治2年の竣工当初は英国公使館が仲介して、香港製の調度が整えられた。その後、外務省は伊万里焼などを中心に調度を備えていった。図は宮内省が精工社に発注した調度の記録。宮内省時代における延遼館の調度の一端がうかがえる。

10  
延遼館其他共地之間図  
宮内省臨時帝室編修局  
1枚  
大正10年(1921)写  
38.5×52.5  
宮内公文書館

明治2年(1869)に急ごしらえで建設された延遼館は増改築を繰り返していく。例えば、延遼館の特徴である半円形のポーチやベランダは、建築当初からのものではなく、明治8年までに順次増築されたものであった。図面は、明治23年に取り壊される直前の延遼館の間取りを描いたもの。

延遼館を写した写真はわずかに外観を写した数例が知られるのみである。和風の外観に対して、内部は海外からの賓客を接遇する施設として洋風のしつらえがなされていたことが資料から判明する。『御用度録 購入二四（延遼館）／明治十七年』（宮内公文書館所蔵、識別番号 G9243）、『御用度録 購入四〇（延遼館）／明治十七年』（宮内公文書館所蔵、識別番号 G9259）には、明治十七年（一八八四）に延遼館が外務省から宮内省へ移管された際に、宮内省が購入もしくは補修を行った家具や調度が記載されている。机や椅子から燭台、額画、花瓶、巻蓆箱、時計など様々なものが含まれ、室内装飾についてはかなり大きく変更が加えられたと考えられる。また、それ以外にも、寄合書画帖や伊勢物語絵巻、国内の風景を写した写真帖が購入されており、延遼館に備え付けて、海外からの賓客の目を愉しませたのだろう。宮内省調度課が作成した書類を収録した『明治十七年例規録』（出品番号<sup>9</sup>）には、精工社が請け負った家具類の縮図があり、蠟色塗鉄線唐草文様金蒔絵の椅子や、桐鳳凰や牡丹、菊などを浮き彫りした木製鏡縁の縮図を確認することができる。

本展で紹介する薩摩焼はいずれも延遼館備品として伝えられてきた花瓶で、現在は三の丸尚蔵館に引き継がれている。一八六七年の第二回パリ万国博覧会に出品されて以来、薩摩焼は海外で高く評価され、国内の他の窯業産地でも薩摩焼風の絵付けをほどこした製品が数多く作られるようになるなど、当時の日本を代表するやきものであった。前掲『御用度録』に記載された「額画」に該当する、蒔絵額入りの絹本着色の日本画も同様に三の丸尚蔵館に伝来する作品である。これらの額絵に描かれた日本の四季折々の植物は、大ぶりの薩摩焼花瓶に鮮やかな色絵で描かれた花鳥図とモチーフが共通する。このような画題の共通性は、延遼館で使用された京都の幹山伝七（参考図版参照）や有田の南里嘉壽ら、同時代の製陶家による磁器製洋食器にもみられる特徴である。

（三の丸尚蔵館主任研究官 岡本隆志）

[参考] 色絵金彩花鳥文エッグスタンド  
幹山伝七 個人蔵

[参考] 色絵金彩花鳥文食皿 幹山伝七 個人蔵

[参考] 色絵金彩花鳥文大皿 幹山伝七 個人蔵



12  
色絵金彩秋草に鶏図花瓶  
1点  
明治初期  
陶磁 径21.3、高52.5  
三の丸尚蔵館



11  
色絵金彩薔薇に鸚哥図花瓶  
1点  
明治初期  
陶磁 径29.0、高67.0  
三の丸尚蔵館

明治17年(1884)に延遼館が外務省から宮内省へ移管された際に、延遼館備品として引き継がれた薩摩焼の花瓶。薩摩焼は幕末から明治前期にかけて薩摩藩(のち鹿児島県)の有力な輸出品として海外でも評価が高く、国内の他の地域に先駆けてこのような華やかな色絵による花鳥図をほどこした大型花瓶が制作された。



13  
魚に水藻図額  
瀧和亭  
1面  
明治17年(1884)  
絹本着色 48.5 × 73.0  
三の丸尚蔵館

14  
藤に牡丹図額  
荒木寛畝  
1面  
明治17年(1884)  
絹本着色 48.5 × 72.5  
三の丸尚蔵館



15  
水仙図額  
野口幽谷  
1面  
明治17年(1884)  
絹本着色 48.5 × 73.0  
三の丸尚蔵館

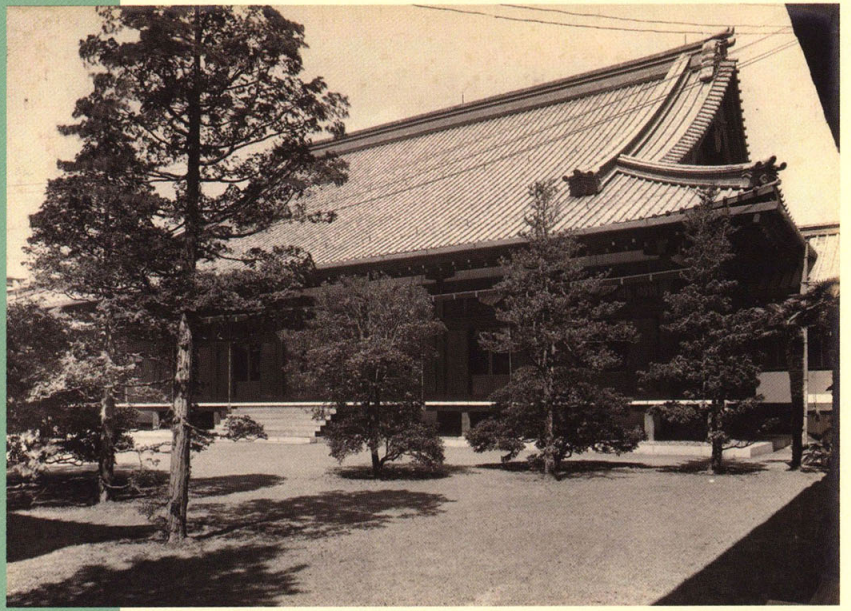
これらは明治17年(1884)に宮内省より日本画家に対して延遼館の室内装飾画として依頼され、大中小あわせて20面が制作された。主題は花鳥に求められ、日本の四季折々の植物が写實的に描かれている。延遼館の洋風の室内空間に合わせて、当時の日本画には珍しい額装形式を取り入れ、黒塗の額縁には花唐草文様の高蒔絵がほどこされている。

# II

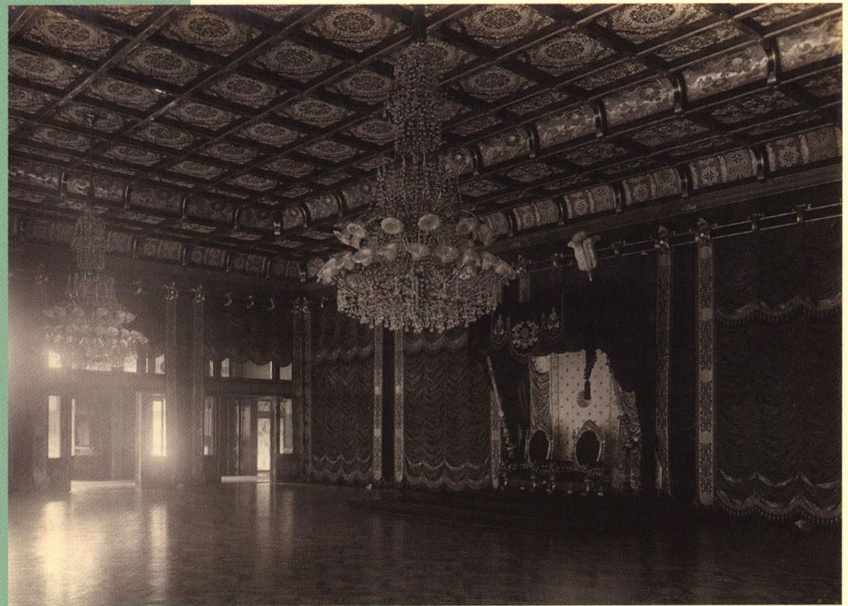
## 章

# 御慶事とともに整いゆく皇室の姿

明治二十一年（一八八八）、国の諸儀式を行い、また外交儀礼の場としての新たな宮殿（明治宮殿）が竣工した。そして、翌年二月に大日本帝国憲法の発布式が盛大に行われて以降、この宮殿を主な舞台として、明治二十七年の大婚二十五年（銀婚式）や、同三十三年の皇太子御成婚などの御慶事の祝典が華々しく行われていく。これらの御慶事はその度に海外の式典制度の事例が綿密に調査され、それに日本古来の伝統や格式を調和させて整えられ、近代国家にふさわしい皇室のあり方が徐々に築かれていった。また明治三十四年の皇孫裕仁親王（昭和天皇）を最初に、喜ばしい皇孫の御誕生も続き、大正、昭和へとつながりゆく近代皇室の姿は、さらに整えられていったのである。



明治宮殿正殿外観



明治宮殿正殿内部



# 明治宮殿の竣工

明治六年（一八七三）五月五日、皇居（皇城）が炎上し、宮殿として用いられていた旧江戸城西の丸御殿をはじめ、多くの建物が失われた。これをうけ赤坂離宮が仮皇居とされたが、旧紀州徳川家中屋敷であったため、海外の賓客や外国公使が参内した際には、饗宴の座席すら設けがたいなど、儀式を行うには狭小であったことから、新しい宮殿の建設が求められた。新宮殿建設の最初の計画は、宮殿を皇城に、諸官省庁舎を旧本丸に建設するというもので、明治七年十二月に勅定された。その後、明治九年五月には、明治十年より五箇年間に西洋式宮殿を建設するものとされたが、歳出削減等の理由により、翌年一月、計画は延期されてしまう。この間、赤坂ではネオ・バロック様式による石造謁見所が起工されたが、明治十二年三月の地震で煉瓦壁に亀裂が生じたため、工事は頓挫してしまった。その後、同年九月には、西の丸に謁見所と宮内省を、山里に御座所以下の殿舎を、紅葉山に女官の局を建設する計画が決定し、赤坂で建設中の石造謁見所は西の丸に移築させることとなった。ところが、地質調査の結果、西の丸は石造の洋風建築を建てるには地盤が悪く、基礎工事に多額の費用と時間を要することが判明したため、石造謁見所の建設は取り止めとなり、西の丸に紫宸殿等を範とした宮殿を建設し、洋風謁見所は赤坂に造られることになった。しかるに、山里は洋風建築に耐えられるとして、明治十五年三月、山里に洋風謁見所、吹上に奥向宮殿の建設へと、またも計画は変更された。しかしながら、この計画も停頓し、明治十六年七月、西の丸・山里に木造の仮宮殿を建てることと決定された。なお、仮宮殿の名が示すように、将来的には恒

久的な宮殿が建てられることとなっていたが、最後まで行われなかった。

宮殿の建設は、明治十七年四月より開始された。公行事や外国の賓客との対面などを行う表宮殿は西の丸、いわゆる私的な生活空間である奥宮殿は山里、女官の宿舎である局は紅葉山にそれぞれ建設された。工事は明治二十一年十月をもって竣工し、同月二十七日、皇居は宮城と称される旨が告示された。天皇・皇后が赤坂仮皇居から移られたのは、翌年一月十一日である。

宮殿は、平面配置をはじめ京都御所に範をとっており、大半が平屋建て、入母屋造りであった。外観は和風であるのに対し、内部は格天井、絨毯敷きで暖炉があり、シャンデリアが吊されるといった具合で、和洋折衷の形式であった。正殿（謁見所）は、建坪約二百二十四坪、入母屋造り、屋根は銅板葺き、内部は、天井は二重折上げ格天井、シャンデリアが吊されていた。床は寄木張り、壁は緞子張り、入側縁との境にはガラス戸がはめられていた。豊明殿（饗宴所）は建坪約二百六十五坪、同じく外観は和風、内部は洋風となっていた。

明治宮殿で最初の大きな行事は、明治二十二年二月十一日の憲法発布式典であった。正殿では内閣総理大臣・枢密院議長・国務大臣・親任官・公爵・勲一等・勅任官・府県知事・麝香問祇候・侯爵・伯子男爵総代各一名などが班列し、各国公使・公使館員及び勅任取扱雇外国人・勲三等以上外国人等が拝観席につくなか、午前十時四十分、天皇は親王・宮内大臣以下を従え出御、式典に臨まれた。当日、式典を拝観した御雇外国人ベルツは「儀式は終始いかめしく、きらびやか

だった。ただ玉座の間が、自体は豪華なのだが、なにごん地色が赤で暗すぎた」（『ベルツの日記』上）と日記にしている。

その後、宮殿は昭和二十年（一九四五）に空襲で焼失するまで、華やかな式典や饗宴の場として用いられた。宮殿の印象は、とりわけ外国人には強烈だったようである。明治三十九年（一九〇六）二月、英国国王エドワード七世御名代コンノート公アーサーの首席随員として来日したA・B・ミッドフォード（リーズティル卿）は、正殿の光景を実見して「その時の光景は忘れ難いものである。ほぼ正方形に近い大きな広間を、想像願いたい。床は寄せ木細工で、四方の壁は絹の錦を張っており、欄間には彩色され、金泥を塗った手の込んだ彫刻が施されていた。天井は格子になっていて、美しく、漆塗りされ、金色の装飾が豪華さを増していた。入り口の反対側に深紅の絨毯を敷いた台座があり、同じく深紅の絹とビロードで作った天蓋が、壁から四十五度の角度で突き出ている金色の大きな槍で支えられていた。台座の上に金とビロードで飾った玉座があり、その前に天皇が白いズボンに長靴をおはきになり、大元帥の正装に身を固めて立っておられた」（『ミッドフォード日本日記』）と印象的な筆致で伝えている。

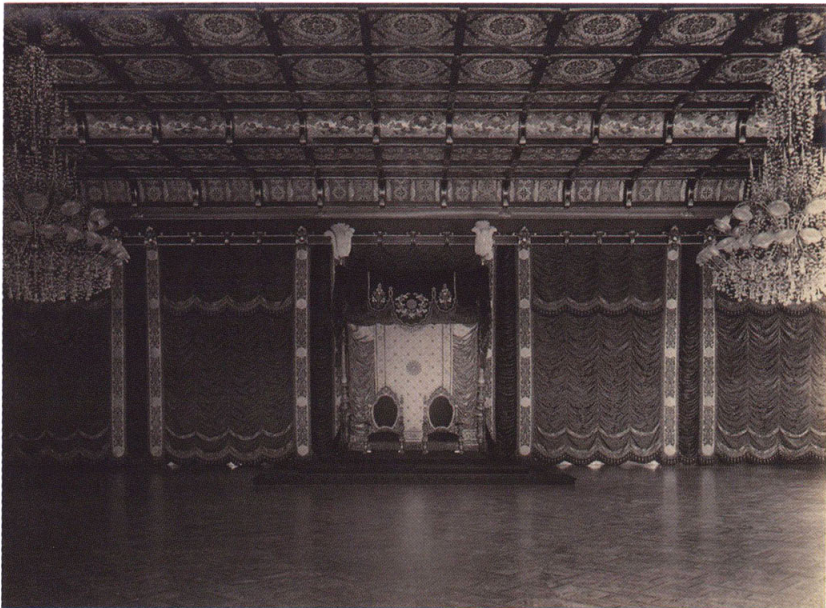
（書陵部編修課主任研究官 内藤一成）

## 【参考文献】

- 鈴木博之監修『皇室建築 内匠寮の人と作品』（建築画報社、二〇〇五年）
- 小沢朝江『明治の皇室建築』（吉川弘文館、二〇〇八年）
- 西川誠『天皇の歴史七 明治天皇の大日本帝国』（講談社、二〇一一年）



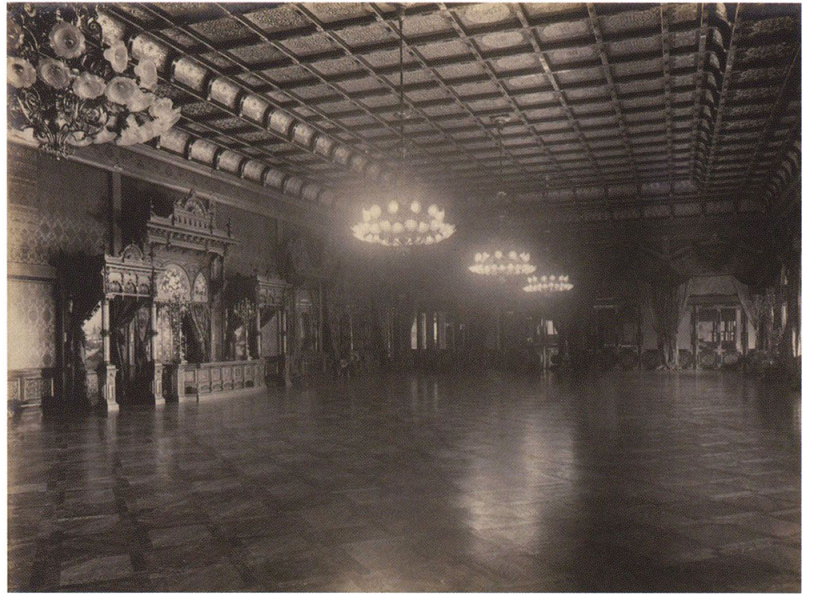
【御車寄】南向きに建てられた宮殿の正面玄関。



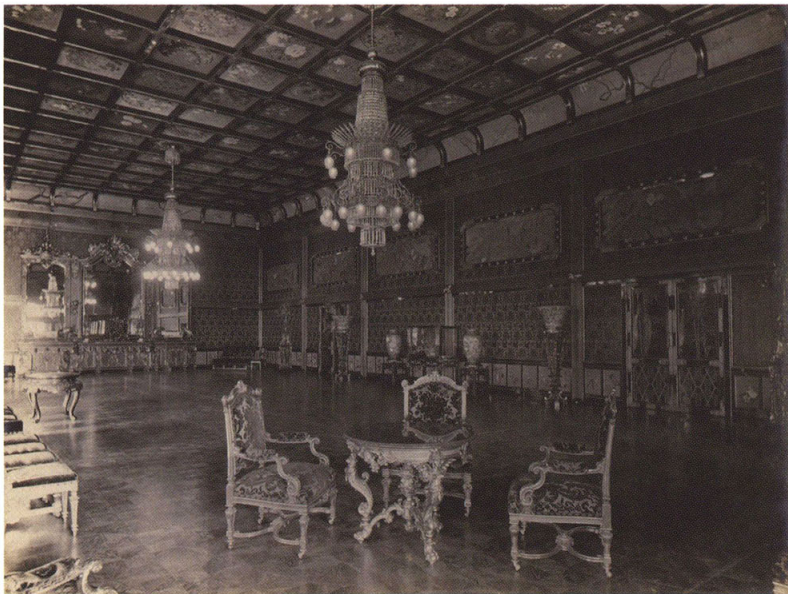
【正殿】憲法発布式など数々の重要な行事が行われた。



【鳳凰の間】謁見のほか、歌会始や講書始などが行われた部屋。

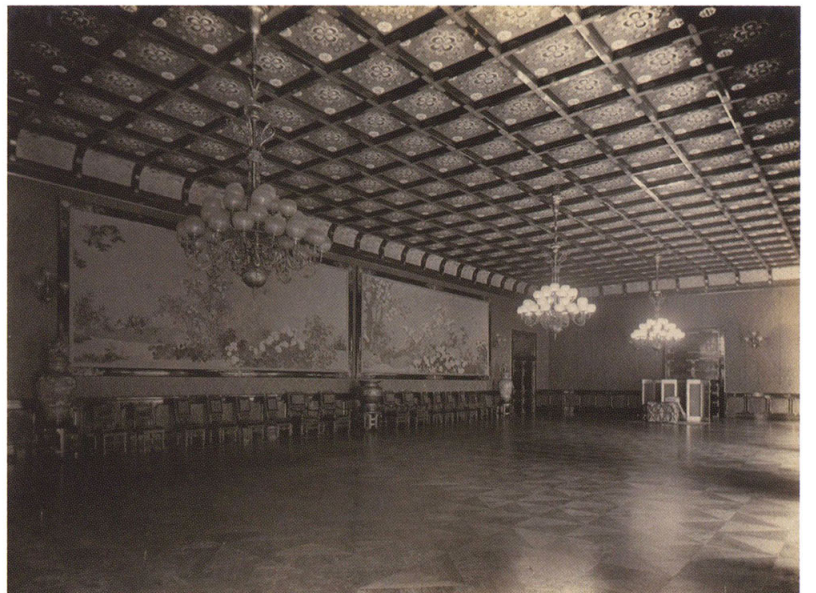


〔豊明殿〕 饗宴を行うための宮殿で最も大きく豪華な部屋。



〔千種の間〕

千種の綴錦を嵌め込んだ格天井、芭蕉を彫りだした欄間など室内装飾に工芸技術の粋が尽くされた大広間。



〔東溜之間〕

参内した臣下の控え室として使用された部屋。川島甚兵衛による巨大な綴錦壁掛が壁面を飾る。

\* 43、44 頁の写真はすべて大正期の撮影。

## 憲法発布式

明治二十二年（一八八九）二月十一日、竣工もない明治宮殿において憲法発布式が挙行された。式場となる正殿には、内閣総理大臣黒田清隆・枢密院議長伊藤博文をはじめ國務大臣・親任官以下が班列し、各国公使以下の外国人等が拝観席につくなか、午前十時四十分、天皇は親王・宮内大臣以下を従え出御、高御座に立たれた。天皇は、内大臣三条実美より憲法を受けられ、黒田総理に授けられた。午後、天皇は青山練兵場に行幸し、陸軍及び海軍諸兵観兵式に臨まれ、七時からは豊明殿その他で大宴会を行われた。

憲法発布を国民は盛大に祝ったが、これについては御雇外国人ベルツの「東京市は、十一日の憲法発布をひかえてその準備のため、言語に絶した騒ぎを演じている。到るところ、奉祝門、照明、行列の計画。だが、こっけいなことには、誰も憲法の内容をご存じないのだ」（『ベルツの日記』上）という観察が有名である。この記事が愚かさを嘲笑したものでないことは、翌々日の二月十一日条をみればあきらかであるが、ベルツが目撃した喧噪こそ「欽定」憲法への期待と、発布を共に祝おうという国民の思いの表象にほかならなかった。二月十一日付『大阪毎日新聞』社説は、これまで同紙が折に触れ憲法発布式の次第などを報じてきたことについて、「既に知る所によりて以て推し量る時は、縦令身輦轂の下にあらざると云へども、目御式を拝覧するの榮を得ずと云へども、亦以て略ぼ今日の盛儀を想像するを得べきなり」と、式典を国民全体の場と捉え、記事でもって読者「国民に擬似的臨場感を与え、一体感を醸成するためであつたとする。実際の憲法を目にしないことに対する不安はあつたはずだが、これを払拭したのが憲法の「欽定」性であつた。「欽定」である以上、政府の専断な憲法は絶対でありえないという認識は、民権論者だけでなく、広く国民に共有されていたといつてよい。実際に発布された憲法は、想像を超えるものであつた。人びとが自由や権利の保証に歓喜し、これを天皇の恩沢としたことは、次のような二月十三日付『東京日日新聞』社説に、その一端がうかがえる。「凡そ立憲政体に於て人民の有する所の権利自由にして、歴史の許す限り、国情の許す限りは、此憲法に於ても亦た我々人民に附与せられたるものと申して可ならんか」、「我々人民、封建圧制の夢未だ覚めざるに、既に此の恩賜に遇ひ、我々人民の権利自由を爰に全うすることを得せしめ、我々人民をして今日よりは天晴れ立憲政治国の民たらしめ給ひぬ」。

（書陵部編修課主任研究官 内藤一成）

#### 憲法発布式之図

午前 10 時から正殿において挙行された憲法発布式の図。  
玉座の明治天皇から内閣総理大臣黒田清隆に憲法を下付された場面。

#### 16

##### 憲法発布式図

床次正精

3 面 (8 面のうち)

明治 23 年 (1890)

絹本着色 各 68.0 × 115.8

宮内公文書館

明治 22 年 (1889) 2 月 11 日に挙行された憲法発布式の一連の儀式を描いた本図は、絹本の着色画で 8 図からなる。作者の床次正精は、鹿児島県出身の検事で、独学で学んだ洋画の腕を買われて、式部長官鍋島直大からの正式な依頼を受け、同年 7 月から制作に取りかかった。床次は宮殿の見学を行い、女性の服地の色を問い合わせるなど正確な記録を残すことに努め、翌 23 年 5 月には全図を完成させている。

#### 【参考】

熾仁親王妃董子の憲法発布式当日のドレス（ローブ・デコルテ）の色目について有栖川宮家令山内勝明が式部職に回答した文書（「憲法発布式録」宮内公文書館）。

#### 豊明殿御陪食之図

午後7時から豊明殿において行われた御陪食の図。天皇・皇后が臨席され、熈仁親王以下の皇族、大勲位三条実美、内閣総理大臣黒田清隆以下の大臣・各国公使・親任官・公爵・勲一等夫妻等119名が御陪食を賜った。

#### 舞楽御覧之図

午後9時から正殿で行われた舞楽御覧の図。大和歌の久米舞のほか、舞楽の太平楽、打球楽、春庭花などが披露された。

[参考] 賢所御親祭之図

憲法発布式の当日、午前 8 時から開始された紀元節御親祭を描いた賢所御親祭の図。  
憲法発布の御告文を奏される。

[参考] 観兵式臨幸之図

午後 1 時御出門、観兵式が行われる青山練兵場への臨幸の図。御馬車に天皇がおられる。  
天皇はこの後、休所にてお召替えになり御乗馬にて閱兵される。

[参考]

南溜間御陪食之図

午後7時からの宴会には、豊明殿に入りきれない勅任官・麿香間祇候・侯爵・伯子男爵総代等のため、同時に3部屋に宴席が設けられた。これは南溜の間の模様で、御名代見親王、主席は宮内次官吉井友実。この部屋での御陪食者は86名。

[参考]

北溜間御陪食之図

同じく午後7時からの北溜の間における宴会の模様。御名代能久親王、主席は皇太后宮大夫杉孫七郎。この部屋での御陪食者は75名。

[参考]

宮内省楼上御陪食之図

同じく午後7時からの宮内省楼上における宴会の模様。ここは当時内閣が設置されていた部屋である。御名代威仁親王、主席は小松宮別当桜井能監。この部屋での御陪食者は77名。



大日本帝国憲法が納められた御紋付黒漆箱。

明治22年(1889)2月11日に発布された大日本帝国憲法(作品番号17)と、憲法発布式での明治天皇のお言葉(作品番号18)。帝国憲法は、昭和22年(1947)5月3日に現行の日本国憲法が施行されるまで適用された。7章76条からなり、そのうち第一章の第一条から第十七条までは天皇に関する項目で、第五条から第十六条までは天皇の統治権に関する項目(大権事項)となっている。天皇は、憲法の条規に従って統治権を行使するものと規定された。日本で初めて制定された近代憲法である。

17  
大日本帝国憲法  
1冊  
明治22年(1889)  
28.3×20.4  
宮内公文書館

18

憲法宣布詔書

1枚

明治22年(1889)

39.5 × 68.0

宮内公文書館

19

皇室典範

1冊

明治22年(1889)

28.3 × 20.4

宮内公文書館

大日本帝国憲法發布と同日に制定された皇室典範。12章62条からなり、皇位継承を始めとする皇室の典則例範を定めたもの。現行の皇室典範が法律であるのと異なり、この皇室典範は憲法と同じく国の最高法規と位置づけられた。

## 宮中の新年行事

今日、宮中では様々な新年行事が催されている。新年祝賀の儀（元日）を始め、新年一般参賀（二日）や、四方拝（元日）、歳旦祭（元日）、元始祭（三日）の宮中祭祀など、元日から連日行われる。実はその原型を辿ると、王政復古を目指した明治政府において再興されたものも多い。ここでは数ある新年行事のなかでも、主に新年朝賀、新年宴会を取り上げる。

まず、新年朝賀は年頭の重要儀式の一つに数えられる。その起源は古く、『日本書紀』大化二年（六四六）正月一日条に「賀正礼畢」云々の字句が見える。早くから朝賀は行われなくなったが、明治二年（一八六九）になって再興された。拝賀と参賀に分かれており、一月一日、二日にかけて行われる。拝賀の儀は、天皇・皇后が皇族以下臣下に至る者たちから拝賀を受ける行事である。参賀の儀は、一月二日に行われるものと考えられ、その他の臣下の者たちが宮中に参内する行事である。拝賀の儀と異なり、天皇・皇后への拝調はない。

次に、新年宴会では皇族のほか、政府高官、外国の大使・公使などが宮中に招かれ、新年を祝して盛大に宴会が行われる。新年朝賀と同様に、起源を遡ると『日本書紀』には景行天皇の時代に新年の賀宴が開かれたというが、詳しいことは定かでない。奈良時代から幕末まで断続的に続いてきた元日節会（せまひ）が、明治五年より一月五日に移され、「新年宴会」という名称に改められた。

これら新年行事は、皇居の変遷や西洋化の潮流などに影響を受けて、その形式もまた変化した。新年朝賀に限ってみても、当初は京都御所の小御所（明治二年）、皇城（旧江戸城）内の大広間（明治三～六年）で行われていたが、明治六年の皇城炎上により、翌年からは赤坂仮皇居にて催されるなど、数年で変遷している。形式についても、明治二十年からは皇后の洋装化や外国人来賓の参内を背景に、赤坂仮皇居内の式場を床仕上げの寄木張りへ改修するなど、西洋的な様式に配慮されるようになった。また、翌二十一年には新年拝賀に参加する臣下たちが整列して並び、天皇・皇后へ拝賀する列立拝賀という形式も新たに生み出されるなど、明治宮殿の完成を見据えて大規模な演出へと改良が加えられた。そして、同年に明治宮殿の落成を迎えると、明治二十三年から式場を明治宮殿の正殿に変更し、戦前期における新年行事の形式がほぼ固まった。

その後、昭和二十年（一九四五）に明治宮殿が戦災にて焼失すると、戦後はまた新たな新年行事の形式が模索されることとなった。昭和二十三年から新たに国民に開かれた新年一般参賀が始まったほか、昭和二十八年からは新年祝賀の儀が国事行為として行われるなど、時代の変化とともに儀式の形式も移り変わっていった。

（書陵部図書課宮内公文書館研究員 辻岡健志）

新年宴会図

20

**明治七年儀式録**

式部寮

1冊(6冊のうち)

明治7年(1874)

26.0×18.0

宮内公文書館

新年拝賀図

明治6年の皇城炎上後、翌年に赤坂仮皇居で初めて行われた新年拝賀と新年宴会の図。元日に行われた新年拝賀の図面には、参列者の動線が朱点線で示されており、御学問所の中央にある天皇の玉座と立式で対面するものであった。また、1月5・6日に行われた新年宴会では、列席者用の椅子が準備されていたことが分かる。

21

**明治二十三年儀式録**

宮内省式部職

1冊(3冊のうち)

明治23年(1890)

27.0×19.0

宮内公文書館

明治21年に竣工した明治宮殿において、翌々年に初めて行われた新年拝賀の書類のうち、新年拝賀図と各国公使・公使館宛ての新年拝賀の招待状控え(52頁下図)。宮殿内の豊明殿において、天皇・皇后への拝賀があったほか、列立拝賀という多数の参加者が整列して拝賀する形式が採られたことから、盛大な儀式となった。

新年拝賀図

22

新年宴会招待状控え(明治二十九年儀式録)

宮内省式部職

2枚(3冊のうち)

明治29年(1896)

各19.5×13.5

宮内公文書館

明治宮殿豊明殿で催される新年宴会に際して、送付された招待状控え2通。日本人向けの招待状(右)と、外国人向けのもの(左)とでは、若干文面が異なる。中央上に皇室を表す菊の御紋をあしらうなど、皇室からの招待であることを視覚的に示している。

23

皇室儀制令(大正十五年皇室令録)

1冊

大正15年(1926)

29.0×20.7

宮内公文書館

皇室令のうち、皇室儀制令の御署名原本。大正天皇の御名(摂政裕仁親王の御代筆)と摂政の御署名、御璽が見える。次頁には宮内大臣一木喜徳郎と内閣総理大臣若槻礼次郎以下の副署がなされている。内容はそれまで法的根拠のなかった「新年朝賀ノ式」「新年宴会」などの新年行事が、初めて宮中の恒例行事として成文化されている。

# 和歌御会始から歌会始へ——広く国民と——

## はじめに

宮殿正殿松の間で行われる歌会始の儀。読師（進行役）・講師（和歌を節を付けずに読む）・発声（歌の頭から節を付けて朗詠する）・講頌（二句目から発声と共に詠ずる）の諸役による独特な趣のある儀式である。現在の歌会始の儀は数万首の応募があり入選者も中学生から高齢者まで幅広い。前近代の宮中行事が現代に伝わり愛されるものになったのはなぜか、考えてみたい。

## 始発期

歌会始は大正十五年（一九二六）まで歌御会始と呼ばれていた。「歌御会」つまり「和歌の御会」である。「御会」という言葉は、天皇・上皇の催される会の意で管絃や漢詩の会にも用いられた。和歌御会は毎月の月次で行われ、その年の始まりの会を「和歌御会始」と称した。

藤原定家は建永二年（一二〇七）正月二十一日の日記（『明月記』）に「有年始御会」と記し、三条実躬は正応四年（一二九一）正月九日の日記（『実躬卿記』）に「今日御会始云々、和歌」と記している。平安時代中期から「政治」などという語がみえるので、その頃から「御会始」という表現もあり得たと思われるが、後醍醐天皇（一二八八—一三三九）の『建武年中行事』には記述がなく、年中行事として定着したのはこれ以降と考えられる。

文亀二年（一五〇二）正月二十五日の『言国卿記』に「今日御会始」とあり、以下、読師・発声・講師・講頌の名を記している。同日の他資料（『宣胤卿記』他）

と合わせると、人々が懐紙に書いた和歌を持参し、披講が行われたとわかる。同年二月以降の月次御会では披講はなく、正月の和歌御会だけが特別に扱われたこと、翌年から正月十九日に披講する形式で固定化していったことなどから、この文亀二年の和歌御会始を現在の歌会始の直接の起源とする説①がある。

## 確立期

江戸時代初頭、後水尾天皇の記された『当時年中行事』中に和歌御会始も記載されており、年中行事として固定化が進んだことがわかる。

写真（図1）は、『光栄卿記』享保二十年（一七三五）正月二十四日条である。桜町天皇の歌の師であった鳥丸光栄の日記には和歌関連の記述が詳細で、この中に「女房懐紙八人、色」とある。女性の詠草提出（出席はなし）が許されたのは享保十七年の和歌御会始で靈元法皇の御意向であった。

ちなみに女帝の場合、明正天皇は出詠されず御簾の内におられ、後桜町天皇の時は、簾中から懐紙を受け取った撰政近衛内前が詠み上げた。女性が和歌御会始に出詠する先蹤があったので、後桜町天皇も御製を詠まれたのである。

## 発展期

明治二年（一八六九）正月二十四日、明治天皇の即位後初めて（御代始）の月次和歌御会が年始の和歌御会となった。京都御所内小御所で行われ、読師以下衣冠または直衣で皇后出御はなく、御製を繰り返す回数が増えた以外は旧来の御会始と同様であった。おそら

く写真（図2）とあまり変わらず、前近代の御会始の終焉であっただろう。翌三年以降、東京での新しい歌御会始の試行錯誤が始まる。

以下、旧来と異なる四つのポイント——①両陛下のご様子、②開催場所、③書式、④出詠者を見ていくことにしよう。

### ① 両陛下のご様子

八年に両陛下の出御となった。服装も六年に直衣から洋装となり、略服が多かったが軍装（十四年）もあった。

### ② 開催場所

当初、もとの江戸城西の丸御座の間を「小御所代」と称して用いた後は、御座所や謁見所等に移り、新宮殿の完成後は鳳凰間に固定された（図3参照）。

### ③ 書式

前近代では臣下の詠草は「春日同詠○○／和歌／二位藤原光栄」（○○は題）のように三行に端作を書いてから歌を書いたものが、七年／十三年は木戸孝允（作品番号24）の懐紙の形式になり、十四年に至って「新年同詠○○応制歌」と決定した。女性皇族においても和歌を男性同様の三行と三字で書いた時期もあったが、十四年童子妃（作品番号25）の懐紙のような散らし書きに落ち着いた。また、一般の詠進歌も十三年十一月の通達により詠草・記名の書式が定まった。

### ④ 出詠者

二年には華族と勅任官まで、五年には官吏まで、七年には国民全てからの詠進が許され、天覧に供された（同年の詠進数は四千百三十九首）。

そして明治の歌御会始の最大の特長は、十二年からは一般の詠進歌から五首ほど披講され、十五年からは新聞に御製から預撰歌まで発表されるように

なったことである。

## おわりに

和歌御会始が歌会始へと繋がる流れを追ってきたが、最後に明治の文豪森鷗外と妹喜美子のエピソードを紹介して文章を終えよう。喜美子は同郷の福羽美静に和歌を習っており、新年の詠進（題「晴天鶴」）の清書をしていたところ、兄鷗外がその場で歌を詠んだ<sup>2)</sup>、というものである。実は福羽はこの年の歌御会始に深く関わっており、喜美子は後に歌人として活躍している。鷗外・喜美子ほどではなくともこんな光景は日本中に多

図1 『光榮卿記』 図書寮文庫  
享保20年(1735)正月24日条

く有ったことだろう。新聞で広く知られる名誉と相まって、こうした何千もの詠進歌が生まれていった。御生涯で九万三千首余を詠まれた明治天皇の御気質と人々の和歌によって歌会始は生き続けている。

(書陵部図書課文書研究官 杉本まゆ子)

### 〔註〕

- (1) 酒井信彦「和歌御会始の成立」『日本歴史』五八五号 平成九年二月。
- (2) 小金井喜美子『森鷗外の系族』（岩波文庫、平成十三年、初出『森鷗外の系族』大岡山書店、昭和十八年）による。

図2 孝明天皇紀附図原稿「和歌御会始之図」 宮内公文書館  
嘉永元年(1848)2月18日

図3 御物 明治天皇紀附図「歌御会始」  
明治23年(1890)1月18日

同詠新年望山歌

参議木戸孝允

おき出て日ことに

むかふ山なからとし

立つけさはことにしあ

りけり

24

明治九年歌会始詠進懐紙

木戸孝允ほか  
1冊(79冊のうち)  
明治9年(1876)  
紙本墨書 45.0×63.0  
宮内公文書館

明治9年(1876)1月18日の歌会始に木戸孝允(1833～77)が詠進した和歌懐紙。お題は「新年望山」。謹書しており書翰とは雰囲気異なる。木戸は維新三傑の一人で明治初期の政治家。明治10年病没。『木戸孝允手記』(図書寮文庫蔵、自筆)明治9年1月9日条では「過日新年望山の御題を式部寮より示されり、余今日これを詠せり、たみ草もふしのねひろみ安かれと仰きてそみるとしのあしたに」と歌異なる。添削を受けたのであろうか。

年のはしめに竹有

佳色といふことをよめる歌

董子

うきふしもしらて

生そふくれ竹の

ふかきみどりそ

あかぬ色

なる

25

明治十四年歌会始詠進懐紙

董子妃ほか  
1冊(79冊のうち)  
明治14年(1881)  
紙本墨書 50.0×63.0  
宮内公文書館

明治14年(1881)1月18日の歌会始に有栖川宮熾仁親王妃董子(1855～1923)が詠進した和歌懐紙。この年のお題は「竹有佳色」。董子妃は越後新発田藩主溝口直溥の七女。明治6年熾仁親王妃となった後は、書は熾仁親王、歌は福羽美静から学んだ。日本赤十字社の活動などに心を傾けた。なお、女性の懐紙は男性と異なり、散らし書きで(作品番号24参照)端作も仮名書きとするのが通例。



# 立太子礼

明治二十二年（一八八九）十一月三日、嘉仁親王（大正天皇）の立太子礼が挙行された。この年となったのは、「皇室の家法」とも称された皇室典範が同年二月十一日に制定されたためで、十一月三日となつたのは、天長節の日を選んだためであろう。

嘉仁親王は、明治十二年八月三十一日に御誕生になり、満八歳の誕生日を迎えた同二十年八月三十一日に儲君に治定される。儲君とは、古来、皇太子の異称として用いられてきた語であるが、江戸時代に入り、天和二年（一六八二）三月に靈元天皇の皇子五宮が「継体」とされ、儲君と定められる。そして、同年十二月に同宮が親王宣下を蒙って朝仁親王となると、翌年二月、室町時代から中絶していた立太子儀が再興され、同親王が皇太子に冊立された。ここに儲君は、次期皇位継承者の立太子以前の呼称となり、以後、嘉仁親王まで、まず儲君に治定され、その後、皇太子に冊立されるのが通例となったのである。

このように嘉仁親王は、明治二十年にはすでに皇嗣たることが決定されていたのであるが、同二十二年に皇室典範が制定されたことにより、皇位継承順位が明確化され、かつ「儲嗣」たる皇子を皇太子とし、もし皇太子がない場合には、「儲嗣」たる皇孫を皇太孫とすることとなった（傍系親が「儲嗣」すなわち皇位継承順位第一位に当たる場合、特にその地

位名称は定められていない）。これらの諸規定から、法制上は、皇室典範制定の時点において嘉仁親王が皇太子となった、という解釈も可能ではある。だが実際には、嘉仁親王の立太子の詔書に、

朕祖宗ノ遺範ニ循ヒ嘉仁親王ヲ立テ、皇太子ト為ス茲ニ之ヲ公布シテ周ク知悉セシム

とあり、同親王はこの詔書が出された立太子礼当日から皇太子となったことが明らかである。また、立太子礼と同日に宮内省の中に東宮職が設置されたことなどをみても、立太子礼を経て初めて皇太子となったと考えられる。

つまり、嘉仁親王の場合、江戸時代以前の立太子と同様、立太子儀を経ることで初めて皇太子となったのであるが、これより以後、明治四十二年に立儲令・同附式が制定されるなど関連する諸法制が整備されていき、父あるいは祖父天皇の践祚や自身の誕生により皇位継承順位第一位となった時点で、その皇子あるいは皇孫が皇太子・皇太孫となり、その後、適当な時期を選んで立太子儀を行うこととなった。現行の制度も基本的にこれを踏襲しており、裕仁親王以降

は、立太子礼を行う前にすでに皇太子としての地位は確定しており、立太子礼の挙行は、その皇子が皇太子である事実を内外に宣布することを主な目的とするものに変容することになったのである。

儀式の内容に目を転じると、江戸時代以前の立太子儀は、群臣を前にして宣命使に立太子の宣命を読み上げさせる皇太子冊立儀を最も重要な要素とし、その他、冊立儀同日より三箇日にわたり東宮で行われる饗宴である本宮儀、さらに後日、立太子後に初めて天皇を拝する拝観儀などを中心とした。

嘉仁親王の立太子礼では、まず当日午前八時二十分、天皇が宮内大臣土方久元を召して前掲の立太子詔を下され、次に侍従長徳大寺実則を勅使として赤



大正天皇御肖像写真（10歳）  
明治22年（1889）

坂離宮内の花御殿に遣わされる（同御殿は当時、嘉仁親王の居所であった。なお、「花御殿」という殿舎名は、江戸時代後期に親王・儲君などが居住した殿舎名としてみえるもので、その名称を承継していたものとみられる）。同時四十分、勅使が花御殿に到着すると、親王は学習院生徒服を着用し、謁見所となる花鳥の間に勅使を迎える。親王が着座すると、勅使は親王の前に進み出て、立太子詔を伝達した。また、あわせて、

壺切ノ劍ハ歴朝皇太子ニ伝ヘ以テ朕カ躬ニ迫ヘリ今之ヲ汝ニ伝フ汝其レ之ヲ体セヨ

という勅語とともに壺切の劍が皇太子に伝えられ、さらに、陸軍歩兵少尉に任じ、近衛歩兵第一聯隊附に補する旨の官記・辞令が皇太子に奉呈される。以上のような花御殿における儀式が、それまでの皇太子冊立儀に相当する。

この後、同日の午前十時十分、皇太子は陸軍歩兵少尉の正装をお召しになり、赤坂離宮正門より御出門、御参内になる。そして同時五十分、天皇が内謁見所たる鳳凰の間に出御されると、皇太子は御前に参進し、謁を賜った。次に、天皇御自ら皇太子に大勲位菊花大綬章をお授けになる。皇太子はこれを拝受すると、敬礼を行われる。ついで天皇が入御され、皇太子も御退出になった。これが従来の拝観儀に当

たる儀式であることは明らかであろう。

そして、約三週間後となる同月二十五日、午後五時三十分より内廷において立太子祝宴が開かれ、天皇・皇后や皇太后も御臨席になった。これは、それまでの本宮儀に比すべきものとみられる。

この三つの儀式を中心に、宮中三殿への奉告や様々な拝賀儀礼、あるいは諸種の贈答が行われたことを確認できる。

これらを立儲令制定以降と比較すると、花御殿での儀式は、立儲令附式や裕仁親王の立太子礼における賢所大前の儀、さらに明仁親王（今上天皇）の立太子の礼宣制の儀、徳仁親王の立太子宣明の儀に比すべきものといえよう。明治宮殿鳳凰の間での謁見や内廷での立太子祝宴は、以後、参内朝見の儀・宮中饗宴の儀などと呼ばれる儀式として、ほぼ同じ性格のまま引き継がれていく。

ただし、花御殿における詔書伝達を中心とした儀式には、前後の立太子礼とは大きく性格を異にするところがある。江戸時代以前においては、群臣を前に宣命使が立太子の宣命を読み上げるのが皇太子冊立儀の最も重要な要素であったのだが、新たに皇太子となる人物のその宣命宣読の場への臨場はまず確認できない。つまり、本人に対する通告よりも、群臣に対する告知が主だったのである。実はこれは立

太子に限らず、古くから任官などの儀式はほぼ同様の性格、構造をもっていた。この点は、立儲令附式や裕仁親王の立太子礼における賢所大前の儀、さらに明仁親王の立太子の礼宣制の儀、徳仁親王の立太子宣明の儀も同様であり、逆にいえば、嘉仁親王に直接立太子詔が伝達されたのは、極めて特徴的なことであったといえる。

以上、要するに、嘉仁親王の立太子礼は、まさに過渡期に行われたものであり、前近代的要素や近代的要素、さらに独特の儀式などまでが複雑に混在する、非常に特殊なものであったといえよう。

（書陵部編修課主任研究官 石田実洋）



26

山吹蒔絵文台硯箱

1具

明治22年(1889)頃

木製漆塗、蒔絵

(文台) 33.6×58.2×11.5

(硯箱) 25.0×23.5×5.0

三の丸尚蔵館

明治22年の立太子に際して、皇后(昭憲皇太后)より皇太子(大正天皇)へ贈られた品。硯箱には硯や筆など道具一式を収める。川の岸辺に咲く八重と単の二種の山吹と若松を高蒔絵で表し、その図様は和歌を主題としているかと考えられる。本品のほか、野口幽谷による三幅対の掛物《寿老人松鶴竹亀之図》(当館蔵)が併せて贈られた。



27

智仁勇図

野口幽谷

3幅対

明治22年(1889)頃

絹本着色

各176.0×57.1

三の丸尚蔵館

立太子礼を祝って明治天皇より皇太子へ贈られた品。画題の「智仁勇」とは儒教における普遍的な三つの徳を示す言葉である。作者の野口幽谷(1825～98)は、「智」「仁」「勇」というそれぞれの徳を、熊、鷹、鯉の姿に託して表現している。



28

孔雀香炉

1点

江戸時代～明治初期(19世紀)

(香炉) 銀、鑄造 (香炉卓) 堆朱

(香炉) 7.2 × 18.0 × 31.7 (香炉卓) 43.5 × 44.8 × 61.7

三の丸尚蔵館

明治22年の立太子に際して、有栖川宮家ほか八宮家より献上された品。羽を広げた孔雀形の香炉は銀製で、背に煙出し穴の付いた蝶番蓋が取り付けられ、羽は細かく線彫りされている。堆朱で楼閣人物図が彫り出された大ぶりの香炉卓がともない、献上に際して取り合わされたものか。唐物趣味の一式である。

## 大婚二十五年祝典

明治二十七年（一八九四）三月九日に挙行された、明治天皇と皇后（昭憲皇太后）の御結婚満二十五年を祝う式典。当時の日本には銀婚式という考え方が存在しなかったため、ヨーロッパの各国王室の風習を取り入れつつ、これを独自にアレンジする形で式次第が決定された。祝典当日、宮城内では賢所・皇靈殿・神殿における祭典や、宮殿における拝賀・参賀・饗宴・舞楽、宮城外では青山練兵場における観兵式など、早朝から深夜まで盛大な行事が催された。以降、国民の間にかつた祝儀を行うことが次第に認知されていったという点で、きわめて大きな意義を持つ祝典であり、海外の新聞も論評するほどであった。

なお、全国から詩歌・献上品が寄せられ、逋信省による日本最初の記念郵便切手の発行、東京市中では軒頭への提灯の備え付け、意匠を凝らした装飾の製作、花火の打ち上げが行われ、各市町村でも奉祝会が開催されるなど、日本中が祝賀ムードに包まれた。

（書陵部編修課首席研究官 高橋勝浩）

夜の饗宴後に宮殿（正殿）で演じられた舞楽のうち、太平楽を御覧になっている場面の図。記録に基づいて祝典当日の様を再現描写したもの。正面中央の台座に着席された天皇の左側には皇族男子、及び宮内大臣をはじめとする高官・外国使臣とその夫人が、一方、皇后の右側には皇族女子が陪席している。陪覧者は男子 1,072 人、女子 136 人に上った。

1  
御物 明治天皇紀附図「大婚二十五年祝典」  
二世 五姓田芳柳  
1 面  
昭和 8 年（1933）  
紙本着色 33.4 × 48.1

29

御物 ローブ・デコルテ（大婚二十五年式典御服）

1式

明治27年(1894)

銀糸、刺繍

女性の服制に洋装が採り入れられたのは明治19年のことで、大礼服、中礼服、通常服などの格式が定められた。本品は中礼服（ローブ・デコルテ）で、大婚二十五年式典において皇后（昭憲皇太后）が着用された御服である。白と銀の色彩でまとめられた、ボディス（上着）とスカートのツーピースで、襟は広く、短い袖を付ける。ボディスとスカートの前面には、銀糸やスパンコールを用いた立体感のある刺繍で菊や女郎花などの秋草と籬を表し、袖、脇から背面にかけては、銀糸による小葵に菊模様の織物が用いられている。この織物は四代飯田新七（高島屋）が手がけた。ドレスの形は当時のヨーロッパの流行に即しながらも、日本の伝統的な模様で構成されている。また、この御服とともに菊花が刺繍された白緇子地の靴とダチヨウの羽扇子が伝えられている。

前面部分

背面部分

羽扇子

御靴



30

御物 大納言公任捧梅花図

杉谷雪樵

6曲1双

明治27年(1894)

絹本銀地着色 各164.0×368.0

『和漢朗詠集』にみえる藤原公任の詠歌「しらしらし白けたる年月かけに雪かき分けて梅の花折る」を題材にしたもので、月明かりの下で公任が白梅の枝を手折る姿が総銀地の画面に描かれる。作者は杉谷雪樵(1827～95)。また裏面にはやはり銀地に酒井道一(1846～1913)による四季草花図が描かれている。有栖川宮熾仁親王をはじめ各親王同妃御一同より献上された。

明治二十七年（一八九四）は天皇・皇后の御結婚（明治元年十二月二十八日＝西暦一八六九年二月九日）から満二十五年に当たったため、祝典を挙行すべきであるとの

建議があり、とりわけ内閣総理大臣伊藤博文が最も熱心にこれを提唱したといわれている。結婚後二十五年を銀婚式として祝賀する欧米諸国の風習に倣おうとしたのであろう。天皇は建議自体は受け入れられたものの、銀婚式と称することは厳に避けたいとお考えを示され、なお祝典の挙行はまったく新例となることから、侍従長徳大寺実則（英照皇太后）のもとに差し遣わして報告されている。こうして二十七年一月二十六日、大婚満二十五年の祝典を三月九日に挙行する旨が官報により公示され、外務大臣を通じて外国使臣にも通告されたのである。その十日前の一月十七日には、皇后宮大夫香川敬三、内蔵頭白根専一、式部次長三宮義胤、内事課長股野琢、調査課長山崎直胤、宮内大臣秘書官齋藤桃太郎、式部官山内勝明が祝典委員に任命されている。

祝典の準備はすでに前年から始まっていた。四月には宮内大臣からドイツ、オーストリア、ロシア、イタリア、イギリスの各国に駐在する公使に対し、各王室における金銀婚式及び皇太子の結婚に関する儀式を至急書類として取り纏め、そのほかに見聞した事柄があれば、なるべく詳細に報告するよう依頼、具体的な調査が実施された。この調査結果も取り入れつつ祝典の次第が決定されたのである（明治二十七年二月十五日官報掲載）。

祝典当日の三月九日は、まず午前八時に賢所・皇霊殿・神殿において祭典が行われ、掌典長九条道孝が天

皇に代わって拝礼し、皇族・文武百官も参列拝礼した。また、神宮をはじめ全国の官国幣社及び神武天皇陵・孝明天皇陵でも祭典が行われた。

十時、宮城正門外の東南隅において陸軍礼式により近衛砲兵聯隊が礼砲を発射、地方各師団もその所在地においてこれを行い、海軍でも各軍艦に満艦飾を施して礼砲を発射した。

十一時、御正装を召された天皇は皇后とともに宮殿鳳凰の間にお出ましになり、皇族のほか内閣総理大臣伊藤博文以下の群臣から拝賀を受けられた。その後、諸外国公使を御引見、各国元首からの親書あるいは祝詞の捧呈があり、また公使以外の各国公使館員等の夫妻からも拝賀を受けられた。

午後三時前、青山練兵場における観兵式に天皇が皇后とともに幸された。両陛下は閲兵式を行われ、分列式を御覧の後、五時に宮城に戻られた。

午後七時過ぎより宮城と赤坂離宮において饗宴が催された。参列者（男子五百三十四人、女子八十七人）には洋風の料理が振る舞われ、岩上の鶴亀を付したボンボニエールが下賜された。なお、饗宴参列資格のない者には酒饌料が下賜されている。

十時四十分よりは舞楽を御覧になられた。ヨーロッパ各国王室ではオペラ鑑賞が主流であったが、当時の日本にはそうした慣習がなかったため、日本古来の舞楽を天覧に供するという手法が採用されたとも考えられる。ここでは、天皇が皇后のお手を取られ、参列諸員の待つ宮殿正殿に入場されるという欧米風の礼式が取り入れられた。演目途中にて退席されたものの、天皇の御就寝は翌日の午前一時五十分のことであった。

祝典に際しては、天皇・皇后と皇太后・皇太子（大正天皇）をはじめ皇族方との間に祝品の贈答が行われたほか、親族・外戚・側近奉仕者・高齢者にも祝金が出賜された。また、海外からの祝詞や、国民からの多数の賀表が寄せられ、皇族・顯官等からは「鶯花契万春」と題して奉祝和歌が詠進、奉呈された。官庁・団体・一般国民等からも詩歌または奉祝品が献上された。献上品は酒・醬油・鯛・鱈節・刀剣・絵画・織物・陶器・漆器・皮革・紙綿・化粧品・盆栽・馬匹など、枚挙に遑がなく、なかには「蓄音宝庫」と称する発明品も見受けられた。天皇は祝典前日の八日に、皇后は十日に献上品の一部をそれぞれ御覧になつている。

このように、大婚二十五年祝典は性質・規模ともに空前の行事であり、所要経費は総計二十八万二千百餘円に上った。

（書陵部編修課首席研究官 高橋勝浩）

31

明治二十七年大婚二十五年御祝典録

宮内省内事課  
1冊(18冊のうち)  
明治27年(1894)  
27.0×18.5  
宮内公文書館

祝典当日の記事。舞楽御覧の会場である宮殿の正殿へのお出ましに当たっては、天皇が皇后のお手を取られたこと、参列の諸員も同様にそれぞれ夫人の手を取って入場し、両陛下のお出ましをお待ちしたことが記されている。

32

明治二十七年雅楽録

宮内省式部職  
1冊  
明治27年(1894)  
28.0×19.0  
宮内公文書館

舞楽御覧時の席割図(左)と演目を記したプログラム(右)。  
演じられたのは万歳楽、延喜楽、太平楽、陪臚の全4目。天皇・皇后は第3目の太平楽まで御覧になられた。

[参考]

明治 27 年 3 月 6 日『官報』 大婚二十五年祝典之章

祝典を記念して製作された記章の図式。祝典章は直径 9 分余り(約 3cm)の円形で、皇族には金製が、それ以外の者には銀製が下賜された。輪郭内の表面には菊御紋章、松枝を銜<sup>くわ</sup>える双鶴、左右交叉する藤花の図が彫られ、裏面には「大婚二十五年祝典之章 大日本帝国 明治二十七年三月」と識された。祝典章は 5 月 26 日に天皇のお手許に奉呈され、また皇后・皇太后・皇太子にも進ぜられた。

[参考]

蓄音宝庫図(「大婚二十五年御祝典録十五」宮内公文書館)

徳島県の矢野貞吉が考案し、明治 23 年頃より数年の歳月を経て製作、献上した金庫。覆箱(右端第一図)の大きさから、本体(第二図)は高さ 87cm、幅 60cm 程度と考えられるが、奥行は不明。総桐のため軽量であるものの、台座がゼンマイ仕掛けの鍵付きのため、無暗に前扉を開いたり、本体を持ち上げたりすると、警鐘が乱打される仕組みとなっている。前扉を複雑な手順を経て開けると(第三図)、上段に二重戸があり、前扉を一旦閉じて再び開くと二重戸が開き、保存棚が現われる。下段には引出しが左右にあり、空気圧を利用することより、右側は差し込む時に鶯がさえずり、左側は引き抜く時に鶏が鳴くという、何とも摩訶不思議な代物である。

33  
大婚二十五年詠進懐紙  
宮内省御歌所  
1冊(79冊のうち)  
明治27年(1894)  
紙本墨書 41.0 × 60.0  
宮内公文書館

黒田清綱(1830～1917)の詠進懐紙。歌題に即して、平穩な御代が永遠に続くことを詠んでいる。料紙は、打曇に銀泥で花鳥が描かれた美しいもの。歌会始等で提出する懐紙に、このような装飾料紙を通常は用いない。この盛典のために特別に御歌所で詠えた、皇族や顯官等が奉呈した詠進懐紙に同じ装飾が施されているが、本懐紙とは紙質が異なるため、黒田が私的に倣ったものと考えられる。

春日奉賀 大婚廿五年盛典

謹詠鶯花契万春歌

従三位勲二等子爵源朝臣清綱上

よろつ世のはるをし

めたるおほみやのはな

になくなりその、う

くひす

第一圖



宮城二重橋

第1図 宮城二重橋

34

大婚二十五年奉祝景況図

高橋源吉

25面

明治27年(1894)

板に貼られたキャンバス・油彩 各44.7×59.7

三の丸尚蔵館

3月9日当日の祝典に沸く東京市内の様子や練兵場の風景を高橋源吉(1858～1913)が描いた油彩画。大婚二十五年にちなんで25枚にまとめられている。制作を依頼し献上したのは伯爵亀井茲明で、『大婚二十五年御祝典録』(作品番号31)に「油絵調整ノ為メ宮内省許可ノ趣ヲ以テ亀井茲明写真師誘引練兵場ニ至リタリ」とあり、亀井が記録撮影させた写真をもとに源吉が油彩画を描いた様子がうかがえる。なお、この時の写真を収録した写真帖「大婚二十五年祝典景況之図」が現存している(公益財団法人 亀井温古館蔵)。



第 11 図 日本橋区日本橋橋南



第 8 図 神田区表神保町



第 5 図 麹町区四ッ谷門址西南堤



第 2 図 青山練兵場



第 12 図 日本橋区茅場町



第 9 図 神田区小川町



第 6 図 麹町区四ッ谷門址



第 3 図 観兵式



第 13 図 日本橋区小網町



第 10 図 日本橋区日本橋通一丁目



第 7 図 神田区今川橋



第 4 図 麹町区牛込橋



第23図 深川区八幡橋



第20図 浅草区金龍山雷神門址



第17図 赤坂区表町二丁目



第14図 京橋区木挽町三丁目



第24図 宮城



第21図 浅草区吉原大門口



第18図 赤坂区役所前通



第15図 芝区新シ橋橋南



第25図 馬場先門内



第22図 本所区相生町一丁目



第19図 下谷区上野廣小路



第16図 芝区三田松本町





第8図 神田区表神保町



第25図 馬場先門内

35

旭日双鶴松竹梅図

荒木寛畝・野口小蘋

3幅対

明治27年(1894)

絹本着色 (右) 192.4 × 84.5 (中) 193.6 × 85.0 (左) 193.8 × 85.5

三の丸尚蔵館

会計検査院より献上された三幅対で、中幅には荒木寛畝(1831～1915)が旭日に照らされたつがいの鶴を描き、左右幅には野口小蘋(1847～1917)が歳寒三友と称される松竹梅を描く。この吉祥的な画題とともに、表具も銀婚式を意識して銀箔を押した綾地が上下に用いられ、軸首も銀鍍金が施された特殊なものである。



装丁の様子





36

桜雉子図

川端玉章

1面

明治27年(1894)

絹本着色 118.2×173.3

三の丸尚蔵館

川端玉章(1842～1913)と橋本雅邦(1835～1908)という二人の東京美術学校教授が制作を手がけ、文部省職員一同より献上された2面の大額のうち玉章が描いた1面。大婚二十五年を祝うにふさわしく雌雄の雉子を画面中央に据え、さらに満開の山桜と画面全体に蒔かれた金砂子が慶祝の気分を盛り上げる。ちなみにもう1面は雅邦による《松樹鶴図》(当館蔵)であった。



[参考] 松樹鶴図 橋本雅邦



37

百寿花瓶

鈴木長吉

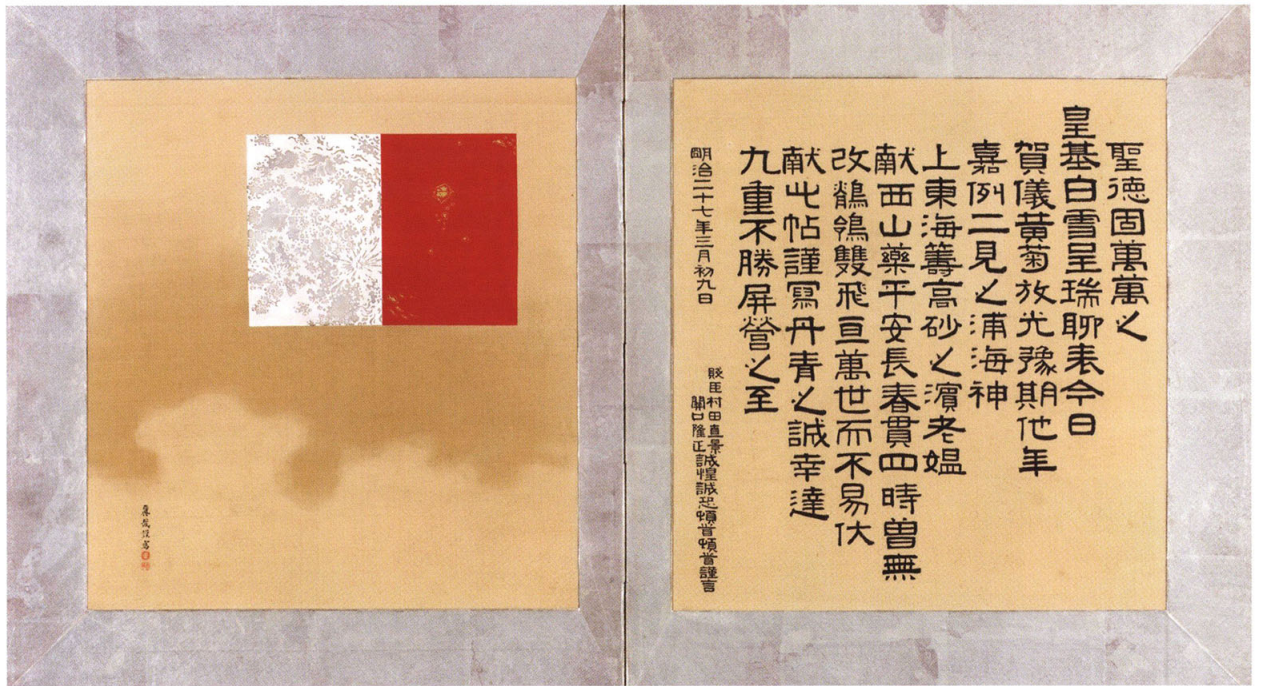
1対

明治27年(1894)

銀、鑄造 各口径18.4×高53.5

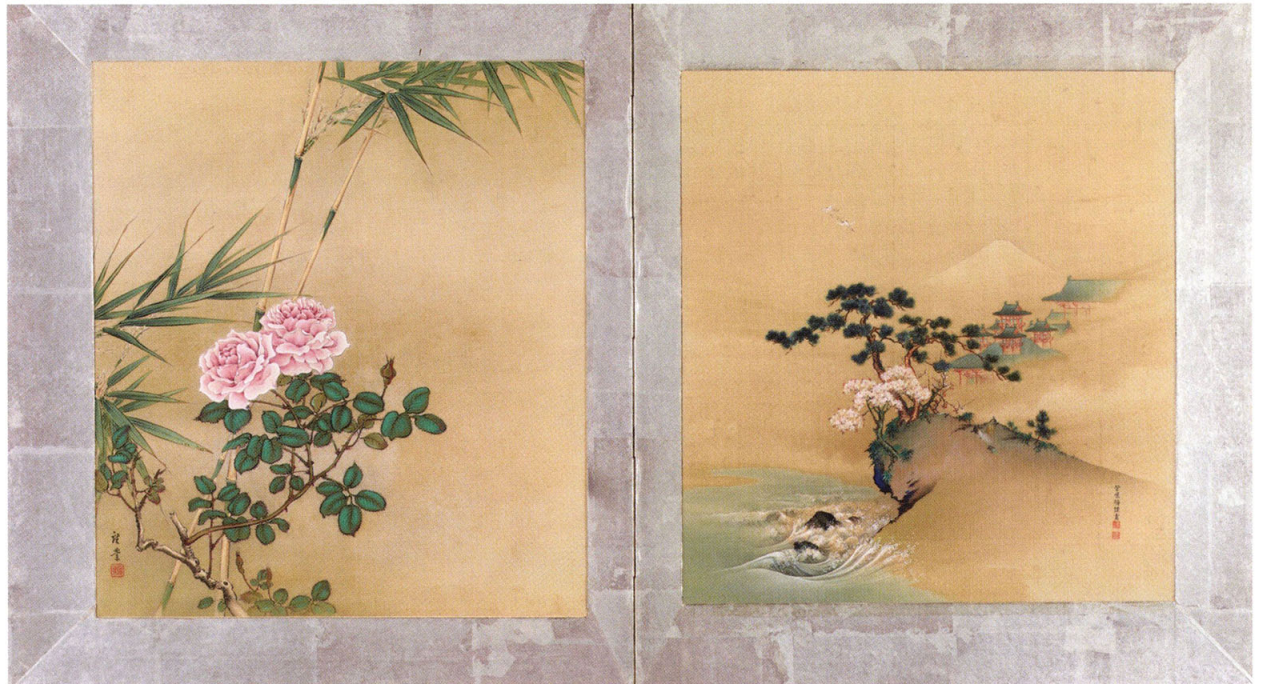
三の丸尚蔵館

鈴木長吉(1848～1919)による一対の銀製花瓶で、それぞれの胴部に異なる字体の「寿」を縦に5文字ずつ20列、合計100字の「寿(百寿)」によって埋め尽くしている。胴部の寿字のほか、首部には菊花紋と雲文、台脚には青海波文が陽鑄されている。大婚二十五年に際して、司法次官清浦奎吾を総代として司法部内の勅任官奏任官判任官一同より献上された。



池田真哉 日月

村田直景・関口隆正 上奏文



寺崎廣業 平安長春

邨田丹陵 蓬萊

38

青年画帖

池田真哉ほか

1帖

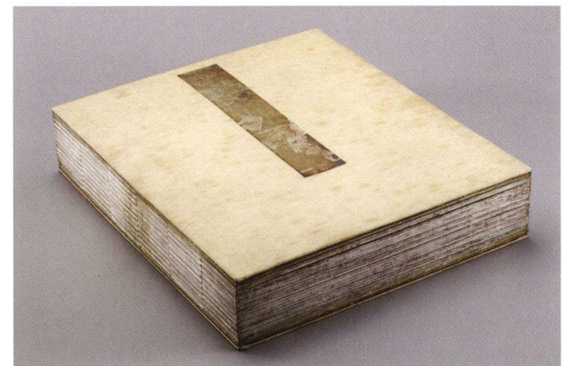
明治27年(1894)

絹本着色 34.3 ~ 37.7 × 30.5 ~ 36.1

三の丸尚蔵館

日本青年絵画協会(日本美術協会から独立した若手画家たちの団体)が献上した画帖で、全19名が「日月」「蓬萊」などの吉祥的な意味合いの語彙を画題として絵を描いている。銀婚式にちなんで表紙には題簽型の銀箔が貼られ、本紙を貼り込む台紙も総銀地の仕立てとなっている。

池田真哉(1858~95)の描く「日月」は、太陽の黒点と月面のクレーターを色紙形で表現するという趣向をこらしたものである。





修学院ノ図

上加茂大社ノ図

禁苑ノ図

39

京都名所十景

藤井玉洲

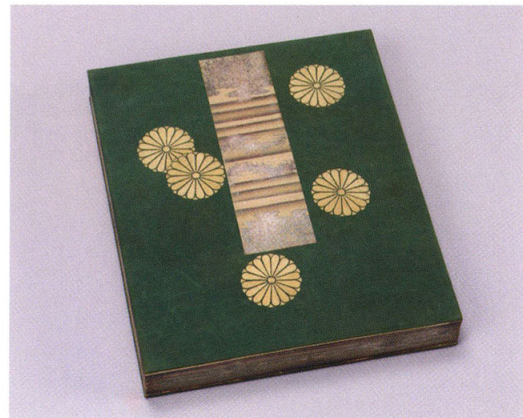
1帖

明治27年(1894)

絹本着色 各18.1×15.1

三の丸尚蔵館

京都の画家藤井玉洲(生没年不詳)より献上された画帖。京都御所や修学院離宮をはじめ京都の名所全10図が描かれている。銀婚式を祝うため、日本青年絵画協会献上の《青年画帖》(作品番号38)と同様に本紙を貼り込む台紙は、銀箔を押した総銀地の仕立てである。





40

岩上鶴置物

加納夏雄・海野勝珉

1点

明治27年(1894)

(像)銀、彫金(台)木製彩色

本体：16.4×23.2×19.0

三の丸尚蔵館

明治期を代表する彫金家の加納夏雄(1828～98)と海野勝珉(1844～1915)による合作で、『日本書紀』の国生み神話に基づく婚礼調度の床飾りとして知られる鶴鴿台。鶴鴿と岩は銀製、それらを載せる彩色された洲浜形の木製台は前田香雪(1841～1916)の図案によるもの。大婚二十五年奉祝品として東京華商組合より献上された。

## その他の大婚二十五年奉祝品

『明治天皇紀 第八』の明治27年3月9日条に「官庁・団体等物を献じて奉祝の意を表するもの亦多し（中略）又は是れより先、特に此の御慶事に限り、管轄庁を経て一般臣民の献品するを許されたるに依り、詩歌・物品を献上して祝意を表する者極めて多し、其の品類は酒・醤油・鯛・鰯節・刀剣・絵画・織物・陶器・漆器・皮革・紙綿・化粧品・盆栽・馬匹、其の他枚挙に遑あらず」とあるように、大婚二十五年を祝って各種団体および個人より多岐にわたる献上品があった。そのごく一部ではあるが、宮内庁に伝わる献上品を紹介する。



[参考]  
富嶽 戴雪之照影  
鹿島清兵衛  
写真家鹿島清兵衛より献上された大型の額装写真。



[参考]  
旭日双鶴図  
納富介次郎  
工業教育の草分け的存在である納富介次郎の作品。  
介次郎の実兄柴田礼一より献上。



[参考]  
御馬「友鶴」置物  
大熊氏廣  
彫刻家大熊氏廣による明治天皇の御愛馬をモデルとした鑄造の置物であり、内閣高等官一同より献上された。

[参考]  
色紙貼交屏風  
加納夏雄・海野勝珉ほか  
内務省高等官及び判任官一同からの献上品。天賞堂の江澤金五郎がプロデュースし、加納夏雄、海野勝珉ら名だたる金工家が彫金をほどこした銀製色紙が屏風に貼り交ぜられた大作。





皇室では、大礼や御結婚など御慶事の折に催される饗宴において、ボンボニエールと呼ばれる、掌におさまるほどの小さな容器に金平糖などのお菓子を入れて、記念の品、いわば引き出物として饗宴の出席者に賜ることが慣わしとなっており、それは平成の今日まで、伝統として引き継がれている。ボンボニエールの語源は、フランス語の *bonbonnière* で、砂糖菓子を入れる蓋付き容器のことを意味する。この小さなお菓子入れについて、明治二十七年（一八九四）の記録では「御菓子器」「銀製御菓子器」等と記されているが、明治三十三年にはすでに「ボンボンニエール」、明治四十四年には「ボンボンニエール」と記された例が見える。そして、平成三年（一九九二）に秩父宮勢津子妃の御著書『銀のボンボニエール』（主婦の友社）が出版されてこの言葉が広く知られるようになり、現在では、ボンボニエールは皇室の御慶事を記念する菓子器を表す言葉として親しまれている。

現在のところ、皇室のボンボニエールの始まりは、明治二十二年の憲法発布式まで遡ることを確認している。この慣わしがヨーロッパ王室に倣ったものなのか、日本で独自に考え出されたものなのか、未だに明確にできない部分が多いが、明治期初頭に外国賓客の饗応に西洋料理が取り入れられ、欧米各国の儀礼を学び、次第に日本の外交儀礼が近代化していくなかで、西洋式の饗宴と結びついてボンボニエールが用いられたのだろうと推察される。その背景には、日本では古くより慶事の折に引き出物を特別に用意するという慣わしがあることが挙げられよう。また、この頃、ヨーロッパで流行したジャポニスムを背景に、細工が凝らされた日本の工芸品は、海外から高い評価を受けていたことも関係がある。そして、皇室のボンボニエールはその初期から銀製のものが多い。日本においては江戸

時代以来、銀製のミニチュアを愛しむ文化が引き継がれてきたことが指摘されている。このように、幾つかの要因が重なりあい、皇室のボンボニエールが登場したと考えられる。ここでは、明治期のボンボニエールが実際にはどのように用いられていたか、その様子を紹介する。

まず、明治二十二年二月十一日の憲法発布式は、前年十月に竣工した明治宮殿において初めて催された国家的行事である。この憲法発布式が執り行われた当日の夜に明治天皇が催された「大宴会」において、記念の菓子器が用いられたことが記録に見出される。この饗宴は明治宮殿の豊明殿、南溜の間、北溜の間、内閣の四室が会場とされ、これに陪席した総勢三百五十名あまりの人々にフランス料理が饗された。当日の様子を記した「日記」（『憲法発布式録一』明治二十二年、宮内公文書館所蔵、識別番号 5080）には、「食畢テ茶ヲ賜フ 菓ヲ盛ルニ 銀筐綵囊ヲ以テシ皆二千五百四十九年紀元節ノ文ヲ彫繡セリ 盛典ヲ記スルナリ」と記される。これによれば、食後のお茶の折に、菓子を入れた銀製の箱と絹織物による囊物の賜りがあり、これらには彫刻と刺繍で紀元節の年紀を入れ、盛典の記念としたという。銀製の箱については、これに相当すると考えられるものが個人蔵に散見され、これまでに五種を確認している。その形や装飾はそれぞれ異なり、いずれも掌に載るほどの大きさで、御紋と「二五四九紀元節」の年紀が彫刻されている。特定のデザインではなく、同一の年紀を入れた様々な種類のものが用意されたのだろう。その数については、千四百個と記録がある。この「大宴会」では、晚餐に続いて明治宮殿正殿での舞楽、さらには立食の宴が九百余名の陪席のもとに催された。また、同日に浜離宮延遠館においても宴席が設けられており、ボンボニエールが記念の品とし

てこの多くの出席者に下賜されたであろうことが、用意された数から推察される。

そして、明治二十七年三月九日に行われた明治天皇の大婚二十五年の祝典では、特定のデザインによるボンボニエールが用意された。この時、製作されたのは銀製のもの三種で、そのいずれにも御紋は表されず、側面に「明治二十七年三月九日」と祝典の年紀が刻まれている。まず、当日の明治宮殿・豊明殿での饗宴に出席した六百二十余名には鶴形ものが下賜された（挿図1）。鶴の頭頂部の赤い部分は朱漆塗りで、目には金を象嵌、尾羽や足、亀などは燻し加工で着色した手の込んだものである。中に入れられていた菓子は「五色

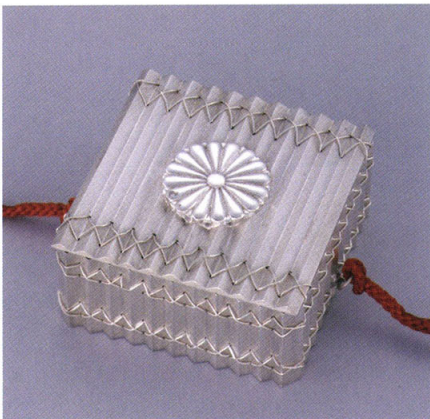
挿図2 「銀製御菓子器」『用度録』慶事二  
明治27年 宮内公文書館所蔵  
識別番号 824-2 より

挿図1 「銀製御菓子器」『用度録』慶事二  
明治27年 宮内公文書館所蔵  
識別番号 824-2 より

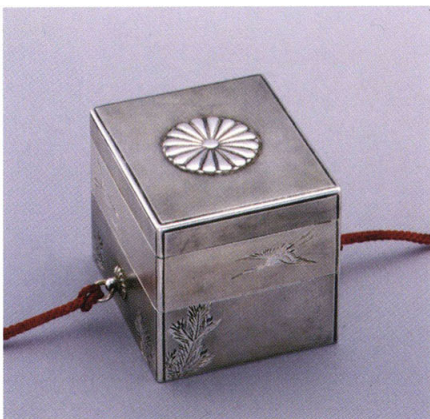
豆の如き」と伝えられている。そして饗宴の後には舞楽の陪覧があり、この舞楽の後に、竹の間および豊明殿で立食の賜宴が催され、その出席者千二百余名には、蓋表に鶴亀文が彫刻された円形と楕円形のもの（挿図2）が下賜されている。また、ボンボニエールは当日の欠席者にも後日に配られたことが記録されている。

次に明治三十三年の皇太子御結婚に際しては、御婚儀の行われた五月十日の夕刻の宮中饗宴において、銀製で蓋付きの折櫃をかたどったものが用いられた。蓋表に御紋を配し、側面には若松に鶴を彫り、赤色の絹の打紐が付けられている。この饗宴には明治宮殿の千種の間、豊明殿、東溜の間に、合わせて二十人あまりが出席しており、ボンボニエールも二千二百個を超える数が製作されている。これらのボンボニエールには大膳職で「ドラゼーアンザンター」（フランス菓子 *dragée enchantée* のことか）等を入れ、「御車寄並二東車寄ノ両所へ分置シ各員退出ノ節下賜ス」と記される。このように大規模な立食の宴席の場合、宮殿から退出する際に係員から出席者にそれぞれ手渡されていたのである。また、この御結婚に際しては、宮中饗宴とは別の私的な御内宴においても、ボンボニエールが用いられたことが知られる。それは、御婚儀後の五月十七

挿図3 菓子器絵図「第一号」皇太子殿下御婚儀書類  
明治32・33年 宮内公文書館所蔵  
識別番号71692より



挿図4 柳箱形  
明治41年4月30日  
昌子内親王・竹田宮恒久王御結婚祝宴



挿図5 重箱形松鶴文  
明治43年5月6日  
允子内親王・朝香宮鳩彦王御結婚祝宴

日に千種の間で催された御内宴（午餐）で、天皇皇后、皇族方を始め、宮内大臣ほか宮内高等官合わせて総勢二十七名が出席し、一つのテーブルを親しく囲む形式で行われた。この時に使用されたボンボニエールは記録によれば「ボンボンニエール 銀器漆器取交」とあり、銀製虫籠形、銀製行灯形、蒔絵文庫形、蒔絵帆貝形、銀製鳥籠形、黒塗蒔絵双六盤形の六種二十七点である。これらのボンボニエールが実際にはどのような形で大ききものかは不明だが、後の大正期に製作された鳥籠形のように複雑な形で意匠の凝らされていたことが想像される。

その後、明治四十年代から大正初期にかけて四方の内親王の御結婚が続くが、これらの御慶事においても蓋表に御紋を表した、それぞれ特定のデザインのボンボニエールが用意され（挿図4・5）、それぞれの御内宴でも別のデザインのものが用いられている。このように明治四十年代には、ボンボニエールが皇室の様々な饗宴に欠かせないものとなっていたことがわかる。そして新しい御代となった大正四年の大礼、大饗の儀では、第一日目は「古式の献立」、第二日目に「洋式晩餐」が饗され、この第二日目に、初めて大饗においてボンボニエールが下賜されることになる。

慶事によっては千の単位の個数で製作されたボンボニエールは、量産された品ではあるが、デザインに工夫が凝らされ、文様を彫刻し、複数のパーツを組み上げるなど技巧が凝らされている。明治期にこれらの製作を請け負ったのは、日本橋や京橋に店を構えていた美術商たちである。そして製作を実際に手がけた職人たちの名前は遺されていないが、東京下町の各所に点在していた打物師や銀細工師の工房で作られたと考えられる。皇室のボンボニエール制作の背景には、明治の優れた工芸技術を持った幾多の職人たちの存在が示されている。

愛らしいこれらの小箱の数々は、明治二十年代から現代にかけて皇室にその伝統が引き継がれ、およそ百三十年にわたる歴史の中で、魅力ある造形美を持つ、独自の領域をかたち作っているのである。

（三）の丸尚蔵館主任研究官 五味聖

# 皇太子御成婚

明治三十三年（一九〇〇）五月十日、皇太子嘉仁親王（大正天皇）は、公爵九条道孝の女節子（貞明皇后）と御結婚を行われた。このときの結婚の礼は、それ以前の皇室の事例とは大きく様変わりした方式でもって行われた。当日は、賢所を拝し、御告文を奏し、神酒を神前に受けた。皇太子・同妃は引き続き皇靈殿・神殿を拝した後、宮殿の内廷謁見所において天皇・皇后への朝見の儀式に臨まれた。儀式終了後、皇太子・同妃は一旦赤坂の東宮御所に還ったが、その際、宮城正門外に群衆が集まり行列がほとんど動けなくなるといふアクシデントが起きている。夕方、皇太子・同妃は再び参内、鳳凰の間において天皇・皇后とともに皇族・大勲位・各大臣・枢密院議長・各国公使並びにその夫人より祝賀を受け、ついで正殿において親任官以下の拝謁を受けた。午後六時より天皇・皇后・皇太子・同妃は皇族を従え千種の間にお出ましになり、大勲位以下勲一等以上、各国公使並びにその夫人、約百五十人に宴を賜った。同時に豊明殿・東溜の間でもそれぞれ宴を賜った。

皇太子御結婚で採用された新しい方式に関しては、『東京朝日新聞』の記事「皇室婚嫁」（五月十一日付）が、「従来不文的なる御慣例を著して成文的となしたるのみならず、大婚の典を定め、並びに皇族婚嫁の例を作り、齋に徳川氏の幕府が為す能はざりし所を為したるのみならず、又齋に中世以降の頽廢を興したるのみならず、更に上古以来未だ曾て有ざりしものを有らしむるに至れり。蓋し此にあらざんば則ち我皇室を推尊して内外の儀表と為すに足らざる可し。皇室婚嫁令茲に成り、東宮の御婚儀始めて茲に行はせらる。是れ特に史上に大著すべきにあらずや」と絶賛をしているなど、国民的にも広く受け容れられたようである。

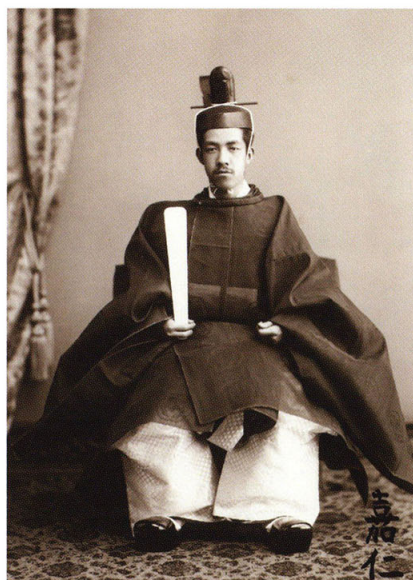
当日は全国各地で奉祝行事が催されたが、このうち東京市内の奉祝風景を『東京朝日新聞』の記事「府下の奉祝」（五月十一日付）をもとに点描すると、東京市では高さ八間、幅四間で、「東京市」と題した額を掲げた緑門を三箇所設置し、夜には和田倉・桜田では花電気、馬場先では花ガスを点灯させ、各所に大國旗を交差させて掲揚した。次に各区の模様をみると、東宮御所や九条邸のある赤坂区では「市内最も榮譽ある一区として充分なる奉祝の誠意を奉祝するに努めざるには非るも、山車若しくは家台等を曳廻して騒ぎ立つるは却つて其筋の御趣意にも反し、随つて不敬に渉るが如き事あらんかとの注意より、専ら静肅に当日を祝し奉るの準備怠らず。前日より区内各戸は例に依りて軒提灯に各種の造花を飾付け、国旗を薫風に飄へし、青山御所御門前、赤坂区役所前、九条公邸前、葵阪際、紀伊国阪等には古代の門飾を模したる新工夫のアーチを設く」などあり、また新橋より銀座界限では「車道を挟はさんで人道の両側には約一間毎に様々粧り立てられし提灯を掲げ、銀座あたりは提灯と提灯との間に紅白の幔幕を張りたり」という。神田方面では「佐久間町に嘶家台を設けて祝意を鼓舞し」、「一ツ橋通なる帝国教育会は帝国少年至誠会の催しにて奉祝の奏楽あり」、「小川町、神保町辺は繁盛いふばかりなきに、神田明神の大祭を繰り上げて本明両日に執行すれば、賑ひ云はん方なし」であったという。また上野では奉祝会の後、不忍池畔に於て風船を飛ばす計画があったとされ、浅草では提灯や国旗を掲げるほか、「雷門に大丸太の柱を建て、御慶事奉祝の文字を染め出せる提灯を掲げ、その東側には区内旅人宿組合の発企にて古風の築山をものせる庭に松竹梅を植ゑ、噴水器を据ゑ付け、其水の落つる滝壺には数知れぬ鯉游泳した

り。仲店両側の煉瓦店は国旗と軒提灯を掲げたのみなれど、同所勤工場東洋館前に藤棚を設けたるは折柄めきて芽出たし」などということであった。このように国民の間には、皇太子御成婚が、国民的な祭典として広く位置づけられていたことが見出せる。

（書陵部編修課主任研究官 内藤一成）



御成婚時の九条節子（貞明皇后）



御成婚時の皇太子嘉仁親王（大正天皇）



軸首

41

桐に鳳凰之図

川端玉章

1幅

明治33年(1900)

絹本着色 145.0×234.0

三の丸尚蔵館

文部省高等官一同より献上された作品。鳳凰は中国では古くから百鳥の王として天子の象徴とされてきた瑞鳥である。玉章はこの鳳凰を、本紙だけで縦145、横234cmにおよぶ巨大な掛幅に描き出し、祝意を表現した。また象牙製の軸首は、玉章と同じく東京美術学校教授の彫刻家石川光明の手によって「不老長春」を意味する松と薔薇が刻まれている。



42  
刺繡孔雀図壁掛  
飯田新七  
1点  
明治33年(1900)  
絹製、綴地に刺繡  
256.0×336.0  
用度課

金糸を織り込んだ綴子地の中央に大きく雌雄の孔雀を、画面の下方に芝草と岩、春蘭を刺繡で表した大形の壁掛。京都の染織家、四代飯田新七の製作による。皇太子(大正天皇)御結婚に際して京都市より献上された品で、後に、この御結婚に際して増築された沼津御用邸洋館書斎の壁面に掛けて使用された。



43

**神龍呈瑞**

中川義實ほか

1組

明治33年(1900)

(像)彫金、銀、金、赤銅、四分一 (台)蒔絵

(像)33.0×74.0×71.5 (台)45.0×84.0×23.0

三の丸尚蔵館

龍の口より吹き出された瑞雲から絢爛豪華な楼閣が出現する様を、精緻な彫金の細工により表わした置物。銀製の龍本体を中川義實(1859～1915)、台は錦の図案を前田香雪、蒔絵と螺鈿を六角紫水(1867～1950)、金具を岡部覺彌(1873～1918)が担当した。皇太子御成婚に際して内務省高等官一同より献上された。



44

諫鼓形香炉

山尾次吉

1点

明治33年(1900)

(像) 彫金、銀、赤銅、素銅、金、四分之

(台) 木彫

総 18.0 × 29.5 × 45.3

三の丸尚蔵館

泰平の世を象徴する諫鼓と鶏の主題を、多彩な色金を駆使して表した彫金の作品。加賀象嵌の名工、山尾次吉（光侶、1862～1923）が手がけた。透かし彫りで蔦を表した木彫の台がともない、「長武刀」の刻銘がある。皇太子（大正天皇）御結婚に際して住友家15代当主住友吉左衛門（春翠）より献上された。



45

文使

高村光雲

1点

明治33年(1900)

(像)木彫、桜材(台)蒔絵、螺鈿

総 28.0×28.0×56.5

用度課

皇太子(大正天皇)御結婚に際して通信省より献上された品で、当時の作品名は「木彫御書使人形」とある。御婚儀の前日に皇太子同妃は御書(和歌)を取り交わされたが、この慣わしにちなんだ御書使(文使)を、平安時代の舎人が柳篋を捧げ持ち奉仕する姿として表している。献上当時、柳篋の中には、この御慶事に発行された三銭の記念郵便切手を皇太子妃の御年と同じ十七枚を取めたと伝える。製作は東京美術学校に依頼され、木彫は同校教授高村光雲(1852～1934)が担当した。





藤嶋静村 藤花游鯉之図

野村文挙 嵐山之真景



田井月耕 小金井観桜之図

寺崎廣業 古松に旭日



## 46

### 慶雲帖

山名貫義ほか

2帖

明治33年(1900)

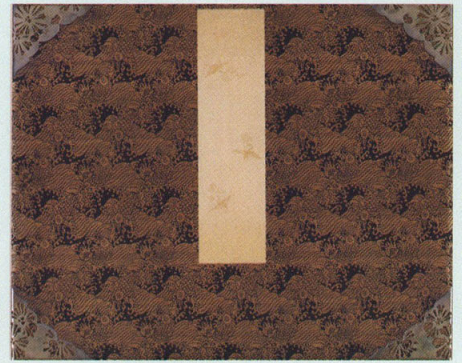
絹本着色 各39.2×31.8

三の丸尚蔵館

東京市在住士族清水信夫を総代として献上された画帖で、上下2帖の中に60名の東京の画家が筆を寄せている。特定の団体や流派という枠組みを超えた顔ぶれで様々な画風が混在しているが、御慶事にふさわしい吉祥画題という点に共通性が認められる。

## その他の献上画帖

明治33年の皇太子御成婚に際しては、《慶雲帖》の他にも数多くの画帖が献上された。日本美術協会からも川端玉章をはじめとした24名の画家による《日本美術協会画帖》が献上され、枢密院書記官以下高等官一同より献上された《雍熙帖》と題された画帖も、日本美術協会系の画家が名を連ねる画帖である。また、皇太子御成婚を祝して設立された神戸美術協会も、皇太子関西行啓の折に日本画家、洋画家24名による画帖を献上した。これ以降、皇室の御慶事の度に美術団体による画帖の献上が続くこととなる。



[参考]  
日本美術協会画帖



佐久間棲谷 桃花小禽



益頭竣南 玉洞報喜



川端玉章 朝天高唱



[参考] 雍熙帖



狩野応信 桜松に群鶴図



荒木寛畝 松に鶴図



山名貫義 梅に鶯図

## 新しい結婚式

明治三十三年（一九〇〇）五月十日、皇太子嘉仁親王（大正天皇）と公爵九条道孝の女節子（貞明皇后）との御結婚が行われた。このときの結婚の礼は、それ以前の天皇や皇族の御結婚とは大きく様変わりした方式にて行われ、その多くは、皇太子御結婚の内議があった際、宮内大臣が式部長その他に儀礼の調査に命じて行われた儀礼に関する調査の成果によっていた。詳細は不明な部分が少ないが、皇室の古例や欧州各王家の事例などが広範にわたり参照された。宮内公文書館所蔵『御慶事録』には、文化十四年（二八一七）十二月に東宮御息所であった関白鷹司政熙の女繫子が入内したときの記録「文化十四年女御入内ノ書類」や、欧州各王家における結婚上のルール、ドイツ皇族結婚に関する礼式を記した「欧洲各王家結婚ノ事」などの書類が残されており、調査の一端を窺わせる。同じく『御慶事録』には「皇太子殿下御婚儀ニ関スル次第取調案」（明治三十二年九月二十七日調）が綴じられており、御婚儀に際して執り行うべき各儀式や行事、事務手続きなど検討事項が列記されている。

皇太子御結婚の諸儀礼は、明治三十三年二月十一日、九条節子を皇太子妃とする旨が御治定となり、侍従職幹事岩倉具定が葉山御用邸に伺候し、皇太子に勅書を奉呈したことから始まる。宮内公文書館所蔵『東宮御婚儀録』所収の「参考書類」によると、勅許及び御成約の儀礼等は、皇室婚嫁令が制定前であったため同草

案を標準として行われたという。同令は、帝室制度調査局において審議、検討されており、皇太子御結婚直前の明治三十三年四月二十五日に制定された。同令により、皇太子は結婚の礼を賢所大前において行うこと、礼が終わった後、天皇・皇后・太皇太后・皇太后に朝見することが定められ、また宮中において饗宴を賜うこと、神宮・神武天皇山陵並びに先帝・先后の山陵に謁することなどについては、大婚の規定を準用するとされた。

## 結婚の礼の模様

結婚の礼当日の模様を簡単に述べると、午前八時四十分、賢所を拝し、御告文を奏し、神酒を神前に受けた。このとき皇太子の御服装は、御束帯（黄丹袍）、同妃は五衣である。儀の終了は式部官より天皇・皇后に奏上され、これにあわせて陸海軍は一斉に礼砲を行った。皇太子・同妃は引き続き皇霊殿・神殿を拝した後、宮殿の内廷謁見所における儀式に臨んだ。このときの御服装は、天皇は正装、皇后は中礼服、皇太子は正装、同妃は大礼服である。御前に進んだ皇太子・同妃に対し、天皇より勅語を、皇后より御辞を賜った。儀式終了後、皇太子・同妃は赤坂の東宮御所に還るが、このとき宮城正門外に群衆が集まりすぎたため行列が停止、約二十分後によくやく路が開かれ進むことができたという。皇太子・同妃は再び参内し、午後四時三十分より天皇・皇后とともに鳳凰の間において皇族・

大勲位・各大臣・枢密院議長・各国公使並びにその夫人より祝賀を受け、五時二十分には正殿において親任官以下の拝謁を受けた。六時、天皇・皇后・皇太子・同妃は皇族を従え千種の間にお出ましになり、大勲位以下勲一等級以上、各国公使並びにその夫人、約百五十人に宴を賜った。同じく豊明殿では勲二等・勅任官・有爵者など千二百人に、東溜の間では奏任官三等級以下の六百五十人に、それぞれ宴を賜った。拝賀並びに陪宴での服装では、天皇・皇太子は正装、皇后・皇太子妃は中礼服を御着用、参集した文官・有爵者・有位者は大礼服、陸軍将校・警察官は正装、海軍将校は正服、婦人は中礼服（ローブデコルテ）などであった。祝宴はいずれも立食にて行われ、西洋料理や、シャンペン・赤ワイン・コニャックなどの飲料が供された。豊明殿では、メンデルスゾーン、シューベルト、ヴェルディなどの曲が式部職楽隊及び近衛師団軍楽隊によって演奏された。このほか記念として若松に鶴の意匠からなる純銀製のボンポニエールが製作され、参列した各員は退出の際、これを賜った。

五月十七日には結婚の礼が終わったことをうけ、正午より内宴が催された。千種の間に天皇・皇后が出御し、皇太子・同妃及び親王・同妃、並びに大勲位侯爵伊藤博文・公爵九条道孝・内大臣・宮内大臣以下が召された。さらに皇太子・同妃は、結婚の礼済了を奉告するため、二十三日東京を出発し、沼津御用邸に御宿泊の上、二十五日に伊勢の神宮、二十八日に神武天皇陵、二十九日に孝明天皇陵・英照皇太后陵をそれぞれ

れ参拝された。帰路では沼津御用邸に一日、葉山御用邸に四日御滞在の上、六月七日に帰京された。

こうした御結婚の方式が一般に影響を与えたことは、つとに知られるところである。明治四十一年十二月十一日付『朝日新聞』の記事「神前結婚の繁昌」では、「従来中流以上の婚礼は自宅の狭隘な向では料理店に持込み式と宴会とを兼行ふものが多かつた、然るに近頃は式だけを神前で執行し婚礼の神聖を有たしめんとするので、例の日比谷の太神宮始め神田明神、日枝神社、麻布笄町の出雲大社支社其他各神社等に神前結婚を行ふ者益多くなつてきた」と、神前結婚が人気を博したことが紹介されている。神前結婚式は、日比谷大神宮（現在の東京大神宮）が創始とされ、さきの記事では「其式は畏けれど皇太子殿下御慶事の御式に則り、夫に古典を参酌して定めたもの」と皇太子結婚の礼を参考としたとしている。

### 各地における奉祝

皇太子の御結婚に際しては、各地でも官民挙げての奉祝行事が繰り広げられた。祝宴が催された事例が多いが、あわせて記念碑や、学校・図書館など各種施設の建設、公園の開設、記念植樹、記念林の造成、奨学基金・義捐金・慈善会の創設などさまざまな事業が行われた。

また各地の団体や個人からの献上も広く行われた。宮内公文書館所蔵『御慶事録』には、各献上品に添え

られた文書や、東宮職で作成した献上品に関するさまざまなリストが残されている。著名なところでは、各大臣枢密院議長大臣礼遇一同として侯爵伊藤博文ほか十八名より銀製馬、貴族院議員総代として正三位勲三等浜尾新ほか四十一名より松鶴彫刻銀製コップ・波亀彫刻扇面形銀盆、東京音楽学校校長渡辺龍聖より「奉祝歌曲」、東京盲啞学校長小西新八より「生徒書画帖」、通信省高等官奏任取扱雇外国人及判任官一同総代通信次官古市公威より卓上電話器などが献上された。各地の団体や個人よりのリストからは、各種縁起物としての絵画や置物、調度品や生活道具、地元の産物など、実に各種多様な品が献上されていることがみてとれ、興味がつきない。なかには北海道茅部郡落部村弁開風次郎からの「小熊 牡雌二頭」、新潟県三島郡木与板村藤井界雄からの「三島郡農民一般男女衣服及農具雛形」、同県中頸城郡高田町中川源造ほかからの「佐渡産霊亀形赤玉石」、鹿児島市薬師町向井市之丞からの「金塊」、サンフランシスコの在留日本臣民代表奉祝会長陸奥広吉からの「電気自動車」などめずらしい献上品も含まれる。ちなみに鶴・亀と名づけた二頭の仔熊を献上した弁開はアイヌの出身で、このとき松の盆栽を拝領している。松はその後、弁開の郷里の落部八幡宮境内に植えられ、「拝領御所の松」として現存している。

さらに特筆すべきは、現在上野の東京国立博物館に現存する表慶館の建設である。御成婚奉祝のために東京市中に美術館を建設して献納することを目的に、渋沢

栄一・千家尊福を中心とした東宮御慶事奉祝会が設立された。同会は全国の賛同者から寄付金を募り、宮内省技師片山東熊に設計を依頼した。美術館は明治三十四年八月に着工、四十一年九月に竣工し、奉祝会から献納された。美術館は「表慶館」と命名され、東京帝室博物館が管理することとなった。

（書陵部編修課主任研究官 内藤一成）

47  
明治三十三年東宮御婚儀録  
宮内省内事課  
明治33年(1900)  
各27.5×18.8  
宮内公文書館

48  
明治三十三年御慶事録  
宮内省東宮職  
明治33年(1900)  
各27.2×18.8  
宮内公文書館

「明治三十三年東宮御婚儀録」(作品番号47、図版の前列左9冊)は、皇太子(大正天皇)・九条節子(貞明皇后)の御結婚に関し、宮内省内事課において保管された文書を編綴したもの。全9冊のうち1～5は、内事課の主管に属する原義書や保管書類などで、6～9は、他部局の文書を筆写するなどして作成された「参考書」である。御婚儀の全体をうかがう上でまたとないものとなっている。

「明治三十三年御慶事録」(作品番号48、図版の前列右5冊および後列16冊)は、皇太子(大正天皇)・九条節子(貞明皇后)の御結婚に関し、東宮職において保管された文書を編綴したもの。結婚の礼の次第書を始めとしたさまざまな記録のほか、贈賜や、全国各地からの進献に関する文書が数多く綴じられている。

明治33年5月10日  
結婚の礼における参内朝見の儀の場面図  
〔東宮御婚儀録七〕

明治33年5月17日  
皇太子御婚儀済了に伴い、宮殿千種の間で催された御内宴の料理献立  
〔東宮御婚儀録六〕

皇太子御結婚奉祝に際し、名古屋市林市兵衛  
外一名より角形置時計献上の書類  
〔御慶事録八〕

49

皇太子並同妃両殿下御服御調度類図

宮内省東宮職

2帖(5帖のうち)

明治時代後期

紙本着色 各 32.0×44.6

宮内公文書館

明治33年5月の皇太子嘉仁親王と九条節子<sup>さだこ</sup>の御婚儀における御冠服(皇太子)、御服装(皇太子妃)、調度品類を模写した画帖。5帖から成り、ほぼ同様のものがもう1組存する。この画帖を請け負った絵師は、小島景信、高橋玉淵その他で、収められた画の総数は178に及ぶ。

[皇太子殿下御冠服] 表紙

[皇太子殿下御冠服]のうち「夏御袍」「御冠」  
皇太子が結婚の礼賢所大前の儀において御着用。

「夏御袍」

「御冠」

[皇太子殿下御婚儀御調度具]のうち「紫檀ニ螺鈿ノ箱」  
三日夜餅を収めた紫檀螺鈿箱の図。三日夜餅は御婚儀当日、三日夜餅の儀として東宮侍従長高辻修長より女官を通じ供進される。

[皇太子妃殿下御服装]のうち「御裳」「夏御唐衣」

「御裳」

「夏御唐衣」

[皇太子妃殿下御道具一]のうち  
皇太子妃の御道具類で、家紋は九条家のもの。

「御旅持 御化粧箱」ほか

「御重唐戸」

[皇太子妃殿下御道具二]のうち  
皇太子妃の御調度の六曲屏風。原図の作者は川端玉章。

「六尺六枚折御屏風」



# 皇子女・皇孫御誕生

誕生をめぐっては、古来、様々な儀式が執り行われてきたが、いま皇子女の誕生について、江戸時代以前に行われていた主要な儀式を掲げると、まず御産以前の諸儀として、懐妊した后妃が五箇月目以後に帯を着する着帯の儀、懐妊者が日常の御座所から里方など御産所となる邸宅に移る御産所退出の儀、安産祈願のために行われる各種の御産御祈などがあつた。御産あるいは誕生に際しては、尋常の装束・鋪設を撤し白の装束に改める御産所の鋪設、宮主・陰陽師・僧侶などによる祓禊・祈禱、出産直後に外祖父などの近親者が新たに誕生した皇子女の耳に口を寄せて祝詞を誦する儀、臍緒を切る儀、皇子女の口中や舌の血を拭い、葉や御母の乳を含ませる乳付の儀、誕生の旨を御父天皇あるいは上皇に奏上する儀、御父たる天皇あるいは上皇が皇子女に御剣を賜う賜劍の儀などがあつた。誕生の後に行われる諸儀としては、儀式としての浴湯である湯殿始の儀、浴湯の間に行われる読書・鳴弦の儀、新誕の皇子女と生母のため三夜・五夜・七夜・九夜にわたって行う祝宴である産養、誕生後五十日と百日に行う五十日・百日の祝、胞衣の納埋、初めて正式に産衣を着せる着衣始、吉日に胎髪を剃る剃胎髪の儀、御父などが新生児の息災を祈つて修する神事・仏事の御祈始、誕生後初めて御父の御所に参る行始、初めて魚味を食する祝の真菜始などがある。また、諱を賜る以前の皇子女が、若宮・今宮・姫宮、あるいは一宮・二宮・三宮などと称されることは平安時代からみられるが、これは普通名詞的に用いられたものであり、固有名詞として用いられるようになるのは江戸時代初期のこと

とみられる。そして、江戸時代中期以降、しだいに誕生後七夜の日に当たり、御父天皇あるいは上皇からこの称号を下賜されるようになっていった。

こうした諸儀は、慣例・慣習などによるところが大きいといつてよいであろうが、明治に入ると、皇子女あるいは皇孫の誕生にあわせ、誕生儀礼が制度的に整備されていく。いま簡単に整理しておく、次のようになろう。

まず皇子女の身位についてであるが、明治元年閏四月十五日、皇兄弟・皇子は、親王宣下をまつことなく、皆、親王とすることになった。その後、同九年五月三十日には、皇子女が誕生した場合、親王宣下を行わず直ちに親王・内親王とすることになる。そして、同二十二年二月十一日に皇室典範が制定され、制度的に安定していく。

次に、明治期における皇子女・皇孫の誕生儀礼についてみていくと、二つの画期が見出せる（明治期の皇子女・皇孫については、別表参照）。

第一の画期は、明治八年一月十八日に、「皇子降誕之儀」に関する審議に基づき、その手続きや諸式が制定されたことである。時期的にみてこれは、直後の第二皇女薫子内親王誕生に備えて準備が進められていたものである。これ以前、明治六年には第一皇子稚瑞照彦尊・第一皇女稚高依姫尊が誕生しているが、いずれも直ぐに、新生児・生母ともに亡くなっており、かなりの難産であつたとみられる。したがって、実質的には薫子内親王の誕生が初子誕生の場合と同様の重みをもつたのであろう。以後、明治天皇の皇子女の誕生

に際しては、このときに定められた諸規定が適用されていくことになる。ただし、このとき定められた規定は、あくまでも「内規」と位置づけられたものであつた。

第二の画期は、明治三十五年五月二十九日の皇室誕生令・同附式の制定である。これは、同三十四年の皇孫裕仁親王誕生の翌年となつてしまつたのであるが、その前年に皇太子・同妃の御結婚があり、皇孫の誕生が間近と予測できるようになると、当初は皇室誕生令として準備が進められていたものである。こうした経緯から、この皇室誕生令・同附式に沿う形で誕生儀礼が行われたのは、第二皇孫である雍仁親王以降のこととなつた。

同令は全十一条からなり、附式には皇后御産の場合の十六の儀式、皇族妃出産の場合の十五の儀式が定められている。それら諸儀の詳細は省くが、皇后御産の場合の儀式名を列挙すると、

- 親王帯ヲ献スルノ儀
- 賢所ニ皇后着帯ヲ告クルノ儀
- 皇霊殿ニ皇后着帯ヲ告クルノ儀
- 神殿ニ皇后着帯ヲ告クルノ儀
- 皇后着帯ノ儀
- 皇子ニ御剣ヲ賜フノ儀
- 賢所ニ皇子誕生命名ヲ告クルノ儀
- 皇霊殿ニ皇子誕生命名ヲ告クルノ儀
- 神殿ニ皇子誕生命名ヲ告クルノ儀
- 皇子命名ノ儀
- 皇子浴湯ノ儀
- 皇子ノ胞衣ヲ納ムルノ儀

賢所二皇子拝礼ノ儀  
 皇靈殿二皇子拝礼ノ儀  
 神殿二皇子拝礼ノ儀  
 宮中饗宴ノ儀

となる。

このように、二つの画期はともに、いわば必要に迫られて法整備が進められたかたちとなっているが、これは特に誕生儀礼に限られることなく、臨時の儀式の特徴といえよう。

なお、さらに明治四十三年三月三日に制定された皇室親族令の第三章、親子の第一節、皇子に七条、同第二節、皇族ノ子に五条の誕生関係条文がみえ、同附式の第二編、誕生ノ式の第一、皇子誕生式には八つの誕生関係儀式が規定されている。

また、明治期には皇后の御産はなく、皇室誕生令・同附式の皇后御産に関する諸規定が初めて適用されたのは、大正四年十二月二日に大正天皇の第四皇子崇仁親王（御称号澄宮。母は皇后節子。三笠宮）が誕生し

たときのこととなった。

（書陵部編修課主任研究官 石田実洋）

表 明治期の皇子女・皇孫

皇子女	生年月日	続柄	所生子	御称号	御生母	備考
	六年九月十八日	第一皇子	稚瑞照彦尊		後宮葉室光子	同日薨去。
	六年十一月十三日	第一皇女	稚高依姫尊		後宮橋本夏子	同日薨去。
	八年一月二十一日	第二皇女	薫子内親王	梅宮	後宮柳原愛子	翌九年六月八日薨去。
	十年九月二十三日	第二皇子	敬仁親王	建宮	後宮柳原愛子	翌十一年七月二十六日薨去。
	十二年八月三十一日	第三皇子	嘉仁親王	明宮	後宮柳原愛子	大正天皇
	十四年八月三日	第三皇女	韶子内親王	滋宮	後宮千種任子	翌十六年九月六日薨去。
	十六年一月二十六日	第四皇女	章子内親王	増宮	後宮千種任子	同年九月八日薨去。
	十九年二月十日	第五皇女	静子内親王	久宮	後宮園祥子	翌二十年四月四日薨去。
	二十年八月二十二日	第四皇子	猷仁親王	昭宮	後宮園祥子	翌二十一年十一月十二日薨去。
	二十一年九月三十日	第六皇女	昌子内親王	常宮	後宮園祥子	（竹田宮）恒久王妃
	二十三年一月二十八日	第七皇女	房子内親王	周宮	後宮園祥子	（北白川宮）成久王妃
	二十四年八月七日	第八皇女	允子内親王	富美宮	後宮園祥子	（朝香宮）鳩彦王妃
	二十六年十一月三十日	第五皇子	輝仁親王	満宮	後宮園祥子	翌二十七年八月十七日薨去。
	二十九年五月十一日	第九皇女	聡子内親王	泰宮	後宮園祥子	（東久邇宮）稔彦王妃
	三十年九月二十四日	第十皇女	多喜子内親王	貞宮	後宮園祥子	翌三十二年一月十一日薨去。
皇孫	三十四年四月二十九日	皇孫	裕仁親王	迪宮	皇太子妃節子	昭和天皇
	三十五年六月二十五日	皇孫	雍仁親王	淳宮	皇太子妃節子	秩父宮
	三十八年一月三日	皇孫	宣仁親王	光宮	皇太子妃節子	高松宮

\*本表では、明治期に誕生した方に限り、また、外孫は含めていない。



泰宮聡子内親王  
(のち東久邇宮稔彦王妃)



富美宮允子内親王  
(のち朝香宮鳩彦王妃)

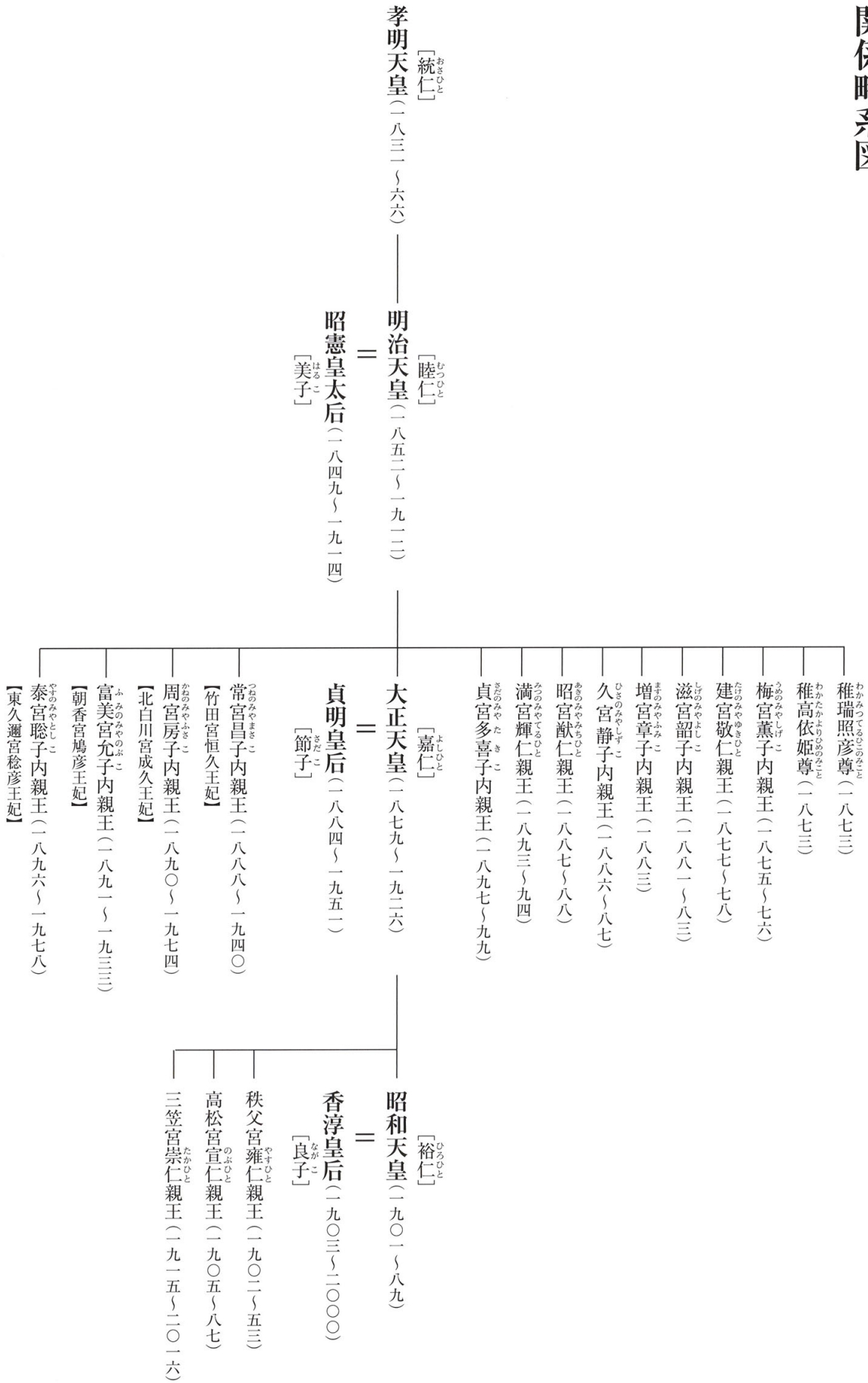
周宮房子内親王  
(のち北白川宮成久王妃)

常宮昌子内親王  
(のち竹田宮恒久王妃)



(左より) 淳宮雍仁親王(秩父宮)、迪宮裕仁親王(昭和天皇)、光宮宣仁親王(高松宮)  
明治44年撮影

# 関係略系図



# 年表

和暦	西暦	月日	明治天皇および皇室関連記事	月日	日本の主な出来事
和暦	西暦	月日	明治天皇および皇室関連記事	月日	日本の主な出来事
嘉永五年	一八五二	九月二十二日	明治天皇御誕生(御称号「祐宮」)	六月三日	米国ペリー艦隊が浦賀へ来航
嘉永六年	一八五三			三月三日	日米和親条約
安政元年	一八五四			六月十九日	日米修好通商条約
安政五年	一八五八			九月七日	安政の大獄が始まる
万延元年	一八六〇	閏三月十六日	深曾木の儀	三月三日	桜田門外の変
		七月十日	儲君御治定		
		九月二十八日	親王宣下(御名「睦仁」)		
文久三年	一八六三			八月十八日	八月十八日の政変
元治元年	一八六四			七月十九日	禁門の変
慶応二年	一八六六	十二月二十五日	孝明天皇崩御	一月二十一日	薩長同盟(「薩長盟約」)
				七月二十日	將軍徳川家茂死去
				十二月五日	徳川慶喜將軍宣下
慶応三年	一八六七	一月九日	明治天皇踐祚	十月十四日	大政奉還
		十二月九日	王政復古の大号令		
明治元年	一八六八	一月十五日	元服の儀	一月三日	鳥羽伏見の戦い(戊辰戦争勃発)
		二月三日	二条城(太政官代)に行幸	一月二十五日	条約締結国、局外中立を宣言
		二月三十日	紫宸殿で各国公使を御接見		
		三月十四日	五箇条御誓文	四月十一日	江戸城開城
		七月十七日	江戸を東京と改める詔	閏四月二十一日	政体書を発布
		八月二十七日	即位礼		
		九月八日	明治改元の詔。一世一元制の採用		
		九月二十日	東京へ向けて京都を御出発	九月二十二日	会津若松城降伏開城
		十月十三日	東京に御到着		
		十二月二十二日	京都へ還幸		
明治二年	一八六九	十二月二十八日	一条美子(昭憲皇太后)の入内(女御宣下を蒙り、即日立后)	十二月二十八日	条約締結国、局外中立を解除
		一月二十四日	即位後初めての歌会始		
		三月七日	ふたたび東京へ向けて京都を御出発		
		三月十二日	神宮に御参拝		
		三月二十八日	東京に御到着。東京城を皇城と改称	五月十七日	箱館五稜郭降伏開城(戊辰戦争終結)
		七月	浜御殿石室を延邊館と名付ける	六月十七日	版籍奉還
		十月二十四日	皇后が東京に御到着		
明治三年	一八七〇	一月三日	大教宣布・神祇官鎮祭の詔		

明治四年	一八七一					七月十四日	廢藩置県
明治五年	一八七二	十一月十七日	大嘗祭		七月二十九日	日清修好条規	
		四月十二日	皇太后（英照皇太后）が東京に御到着		十一月十二日	岩倉使節団が米欧に向けて出発	
		五月二十三日	近畿・中国・四国・九州地方を御巡幸				
		七月十二日			八月二日	学制発布	
		九月十二日	新橋・横浜間の鉄道開業式に行幸		九月十四日	琉球藩設置	
明治六年	一八七三	三月二十日	断髮		十二月三日	この日を明治六年一月一日とする （太陽暦の採用）	
		五月五日	皇居焼失により赤坂離宮を仮皇居とする		一月十日	徴兵令	
		六月二十四日	皇后・皇太后が富岡製糸場に行啓		十月十四日	紀元節の制定	
明治七年	一八七四	四月十四日	漸次立憲政体樹立の詔、元老院・大審院・地方官會議を設置		十月二十五日	明治六年の政変	
		六月二十日	第一回地方官會議に行幸		一月十七日	民選議院設立建白書の提出	
明治八年	一八七五	十一月二十九日	皇后が女子師範学校に行啓		二月十一日	大阪會議	
		六月二日	東北地方・北海道を御巡幸		五月七日	樺太・千島交換条約	
明治九年	一八七六	七月二十一日	近畿地方へ行幸		二月二十六日	日朝修好条規	
		一月二十四日			二月十五日	西南戦争	
明治十年	一八七七	七月三十日	北陸・東海地方を御巡幸		九月二十四日		
		八月三十日					
明治十一年	一八七八	十一月九日	グラント前米国大統領と御対談		九月二十九日	教育令を公布	
		八月十日	嘉仁親王（大正天皇）御誕生				
明治十二年	一八七九	八月三十一日	甲信・近畿地方を御巡幸				
		七月二十三日	東北地方・北海道を御巡幸		十月十一日	明治十四年の政変	
明治十三年	一八八〇	七月二十三日	国会開設の詔		十月	松方正義が兌換制度採用を上奏	
		七月三十日	軍人勅諭				
明治十四年	一八八一	十月十一日	山陽地方を御巡幸		七月七日	華族令制定	
		七月二十六日	皇后が華族女学校に行啓				
明治十五年	一八八二	八月十二日	憲法草案審議に臨御				
		十一月十三日	常宮昌子内親王御誕生		十二月二十二日	太政官制を廃し内閣制度を制定	
明治十七年	一八八四	六月十八日	赤坂離宮より宮殿に移られる		四月三十日	枢密院を設置	
		九月三十日	宮殿の竣工				
明治十八年	一八八五	十月七日					
		一月十一日					
明治二十二年	一八八九						

大正三年	一九一四	四月十一日	昭憲皇太后崩御			
		九月十三日	大喪の儀			
大正元年	一九一二	七月三十日	大正天皇踐祚	七月三十日	大正と改元	
明治四十五年	一九二一	七月三十日	明治天皇崩御	二月二十一日	日米新通商航海条約、関税自主権を回復	
明治四十四年	一九二〇			八月二十二日	日韓併合条約	
明治四十三年	一九一〇			五月二十五日	大逆事件	
明治四十一年	一九〇八	十月十四日	戊申詔書の発布	十月	樺太国境画定作業が終了	
明治三十九年	一九〇六			十一月十七日	韓国統監府を設置	
				十一月二十六日	南満洲鉄道会社設立	
明治三十八年	一九〇五	一月三日	宣仁親王(高松宮)御誕生	九月五日	日比谷焼討ち事件	
明治三十七年	一九〇四	二月十日	宣戦の詔書(日露戦争)	二月二十三日	日露講和条約	
明治三十五年	一九〇二	六月二十五日	雍仁親王(秩父宮)御誕生	一月三十日	日英同盟	
明治三十四年	一九〇一	四月二十九日	裕仁親王(昭和天皇)御誕生			
明治三十三年	一九〇〇	五月十日	皇太子嘉仁親王・九条節子(貞明皇后)御成婚			
		八月三十一日	皇太子成年に達せられる			
		四月十七日、 八月二十三日	京都に行幸啓			
明治三十年	一八九七	一月十一日	英照皇太后崩御			
明治二十九年	一八九六	五月十一日	泰宮聡子内親王御誕生			
				四月二十三日	三国干渉	
明治二十八年	一八九五	五月三十日	東京に還幸	四月十七日	日清講和条約	
		九月十五日	広島大本営にて軍務を親裁			
		八月一日	宣戦の詔書(日清戦争)			
明治二十七年	一八九四	三月九日	大婚二十五年祝典	七月十六日	日英通商航海条約により領事裁判権を撤廃	
明治二十四年	一八九一	八月七日	富美宮允子内親王御誕生			
		十一月二十九日	第一回帝国議会開院式に行幸			
		十月三十日	教育勅語			
		三月三十一日	陸海軍連合大演習を初めて御統監			
		一月二十八日	周宮房子内親王御誕生			
明治二十三年	一八九〇	一月十八日	宮殿で初めての歌会始	七月一日	東海道線(東京・神戸間)が全通	
		十一月三日	嘉仁親王の立太子礼			
		二月十一日	大日本帝国憲法発布 皇室典範を制定 青山練兵場での観兵式に行幸啓			

\*明治五年までは旧暦(太陰暦)、それ以降は新暦(太陽暦)の年月日を表記した。

# 出品目録

会期：平成三十年四月二十八日(土)―八月五日(日)

前期：四月二十八日(土)―五月二十七日(日)  
 中期：六月二日(土)―七月一日(日)  
 後期：七月七日(土)―八月五日(日)

出品  
 番号 作品名・資料名

作者等

員数

制作年代

材質技法

寸法 (cm)

所管

会期

## I章 明治の幕開け

1	御物 明治天皇紀附図	二世五姓田芳柳	五面(八十一面のうち)	昭和八年	紙本着色	各三三・四×四八・一	御物	全期間	
2	明治天皇御紀附図稿本	二世五姓田芳柳	一卷(二巻のうち)	昭和六、八年	紙本着色	三〇・二×四一・五	宮内公文書館	中期	
3	大礼調度図会	宮内省内匠寮	一帖	大正時代写	紙本着色	二七・一×一九・六	宮内公文書館	前期	
4	御即位図(帝室例規類纂卷四附録)	宮内省図書寮	一冊(二十四冊のうち)	明治二十五年編纂	紙本着色	六一・〇×九八・〇	宮内公文書館	中期	
5	明治天皇御即位式御用地球儀写真	宮内省臨時帝室編修局	二面(四面のうち)	大正三年、昭和八年	ゼラチン・シルバー プリント	各四四・二×三六・一	宮内公文書館	前期	
6	大嘗宮御構地割総図(明治四年大嘗会記)	宮内省臨時帝室編修局	一冊(二冊のうち)	大正十年写	絹本着色	二七・三×三七・四	宮内公文書館	後期	
7	明治大嘗祭図		二帖	明治時代	絹本着色	各四七・五×七〇・〇	式部職	前・後期	
8	明治大嘗祭図	宮内省調度課	二帖	明治時代	絹本着色	各四七・三×七〇・二	宮内公文書館	中期	
9	明治十七年例規録	宮内省調度課	一冊	明治十七年	絹本着色	二七・〇×一九・〇	宮内公文書館	後期	
10	延邊館其他共地之間図	宮内省臨時帝室編修局	一枚	大正十年写	陶磁	三八・五×五二・五	宮内公文書館	後期	
11	色絵金彩薔薇に鸚哥図花瓶		一点	明治初期	陶磁	径二九・〇×高六七・〇	三の丸尚蔵館	前・中期	
12	色絵金彩秋草に鶏図花瓶		一点	明治初期	陶磁	径二一・三×高五二・五	三の丸尚蔵館	前・中期	
13	魚に水藻図額	瀧和亭	一面	明治十七年	絹本着色	四八・五×七三・〇	三の丸尚蔵館	前期	
14	藤に牡丹図額	荒木寛歎	一面	明治十七年	絹本着色	四八・五×七二・五	三の丸尚蔵館	中期	
15	水仙図額	野口幽谷	一面	明治十七年	絹本着色	四八・五×七三・〇	三の丸尚蔵館	後期	
<b>II章 御慶事とともに整いゆく皇室の姿</b>									
16	憲法発布式図	床次正精	三面(八面のうち)	明治二十三年	絹本着色	各六八・〇×一一五・八	宮内公文書館	全期間	
17	大日本帝国憲法		一冊	明治二十二年		二八・三×二〇・四	宮内公文書館	前期	
18	憲法宣布詔書		一枚	明治二十二年		三九・五×六八・〇	宮内公文書館	中期	
19	皇室典範		一冊	明治二十二年		二八・三×二〇・四	宮内公文書館	中期	
20	明治七年儀式録	式部寮	一冊(六冊のうち)	明治七年		二六・〇×一八・〇	宮内公文書館	前期	
21	明治二十三年儀式録	宮内省式部職	一冊(三冊のうち)	明治二十三年		二七・〇×一九・〇	宮内公文書館	前期	
22	新年宴会招待状控え(明治二十九年儀式録)	宮内省式部職	二枚(三冊のうち)	明治二十九年		各一九・五×一三・五	宮内公文書館	中期	
23	皇室儀制令(大正十五年皇室令録)		一冊	大正十五年		二九・〇×二〇・七	宮内公文書館	中期	
24	明治九年歌会始詠進懐紙	木戸孝允ほか	一冊(七十九冊のうち)	明治九年	紙本墨書	四五・〇×六三・〇	宮内公文書館	後期	
25	明治十四年歌会始詠進懐紙	董子妃ほか	一冊(七十九冊のうち)	明治十四年	紙本墨書	五〇・〇×六三・〇	宮内公文書館	後期	
26	山吹蒔絵文台硯箱		一具	明治二十二年頃	木製漆塗、蒔絵	(文台) 三三・六×五八・二×一一・五 (硯箱) 二五・〇×二三・五×五・〇	三の丸尚蔵館	後期	
27	智仁勇図	野口幽谷	三幅対	明治二十二年頃	絹本着色	各一七六・〇×五七・一	三の丸尚蔵館	後期	



28	孔雀香炉	一点	江戸時代、明治初期 (香炉) 銀、铸造 (香炉卓) 堆朱	(香炉) 七二・一八・〇×三二・七 (香炉卓) 四三・五〇×四四・八×六一・七	三の丸尚蔵館	後期
29	御物 ロープ・テコルテ(大婚二十五年式典御服)	一式	明治二十七年	銀糸、刺繍	御物	前期
30	御物 大納言公任捧梅花図	六曲二双	明治二十七年	絹本銀地着色	各六四・〇×三六八・〇	御物 前期
31	明治二十七年大婚二十五年御祝典録	一冊(十八冊のうち)	明治二十七年		二七・〇×一八・五	宮内公文書館 前期
32	明治二十七年雅楽録	一冊	明治二十七年		二八・〇×一九・〇	宮内公文書館 前期
33	大婚二十五年詠進懐紙	一冊(七十九冊のうち)	明治二十七年	紙本墨書	四一・〇×六〇・〇	宮内公文書館 前期
34	大婚二十五年奉祝景況図	二十五面	明治二十七年	板に貼られたキャンパス、油彩	各四四・七×五九・七	三の丸尚蔵館 後期
35	旭日双鶴松竹梅図	三幅対	明治二十七年	絹本着色	(右) 一九二・四×八四・五 (中) 一九三・六×八五・〇 (左) 一九三・八×八五・五	三の丸尚蔵館 前期
36	桜雉子図	一面	明治二十七年	絹本着色	一一八・二×一七三・三	三の丸尚蔵館 中期
37	百寿花瓶	一对	明治二十七年	銀、铸造	各口径一八・四 高五三・五	三の丸尚蔵館 中期
38	青年画帖	一帖	明治二十七年	絹本着色	各三四・三×三七・七×三〇・五×三六・二	三の丸尚蔵館 中期
39	京都名所十景	一帖	明治二十七年	絹本着色	各一八・一×一五・一	三の丸尚蔵館 中期
40	岩上鶴鴿置物	一点	明治二十七年	(像) 銀、彫金 (台) 木製彩色	本体一六・四×三三・二×一九・〇	三の丸尚蔵館 前期
41	桐に鳳凰之図	一幅	明治三十三年	絹本着色	一四五・〇×二三四・〇	三の丸尚蔵館 中期
42	刺繍孔雀図壁掛	一点	明治三十三年	絹製、刺繍	二五六・〇×三三六・〇	用度課 中期
43	神籠呈瑞	一組	明治三十三年	(像) 彫金、銀、金、赤銅、四分一 (台) 蒔絵 (像) 彫金、銀、赤銅、素銅、金、四分一 (台) 木彫	(像) 三三・〇×七四・〇×七一・五 (台) 四五・〇×八四・〇×三三・〇	三の丸尚蔵館 中期
44	諫鼓形香炉	一点	明治三十三年		総一八・〇×二九・五×四五・三	三の丸尚蔵館 中期
45	文使	一点	明治三十三年	(像) 木彫、桜材 (台) 蒔絵、螺鈿	総二八・〇×二八・〇×五六・五	用度課 後期
46	慶雲帖	一帖	明治三十三年	絹本着色	各三九・二×三二・八	三の丸尚蔵館 中期
47	明治三十三年東宮御婚儀録	一冊(九冊のうち)	明治三十三年		各二七・五×一八・八	宮内公文書館 後期
48	明治三十三年御慶事録	一冊(二十一冊のうち)	明治三十三年		各二七・二×一八・八	宮内公文書館 後期
49	皇太子並同妃両殿下御服御調度類図	二帖(五帖のうち)	明治時代後期	紙本着色	各三三・〇×四四・六	宮内公文書館 後期

# 参考文献

## ◆ 展覧会図録

- 『目でみる二〇〇年』(東京国立博物館 平成四年)
- 『饗宴―伝統の美』(宮内庁三の丸尚蔵館 平成十一年)
- 『御慶事のかたち』(宮内庁三の丸尚蔵館 平成十一年)
- 『慶びの小箱―ボンボニエールの意匠美』(宮内庁三の丸尚蔵館 平成十二年)
- 『百年前にみた日本―小川一真と幕末・明治の写真』(行田市郷土博物館 平成十二年)
- 『祝美―大正期皇室御慶事の品々』(宮内庁三の丸尚蔵館 平成十九年)
- 『幻の室内装飾―明治宮殿の再現を試みる』(宮内庁三の丸尚蔵館 平成二十三年)
- 『明治・大正・昭和戦前期の宮廷服―洋装と装束』(文化学園服飾博物館 平成二十五年)
- 『宮中の和歌―明治天皇の時代―』(宮内庁宮内公文書館・明治神宮編 平成二十六年)
- 『皇室とボンボニエール―その歴史をたどる』(宮内庁三の丸尚蔵館 平成二十九年)

## ◆ 書籍

- 樋畑雪湖『日本郵便切手史論』(日本郵券倶楽部 昭和五年)
- 高島屋本店編『高島屋百年史』(高島屋 昭和十六年)
- 小金井喜美子『森鷗外の系族』(岩波書店 平成十三年) \*初刊は大岡山書店 昭和十八年
- 宮内庁編『明治天皇紀』一〜十二、索引(吉川弘文館 昭和四十三年)昭和五十二年
- 秋山光和『平安時代世俗画の研究』(吉川弘文館 昭和三十九年)
- 八木意知男『大嘗会和歌の世界』(皇学館大学出版部 昭和六十一年)
- 八木意知男『大嘗会本文の世界』(皇学館大学出版部 昭和六十四年)
- 武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂 平成八年)
- 坂本多加雄『日本の近代二 明治国家の建設』(中央公論新社 平成二十四年) \*初刊は中央公論社 平成十一年
- 宮内庁編『皇室制度史料』儀制 誕生一〜四(吉川弘文館ほか 平成十三年)平成二十三年
- 鈴木博之監修・内匠寮の人と作品刊行委員会編『皇室建築 内匠寮の人と作品』(建築画報社 平成十七年)
- 日本文化財団編『和歌を歌う 歌会始と和歌披露』(笠間書院 平成十七年)
- 小沢朝江『明治の皇室建築 国家が求めた(和風)像』(吉川弘文館 平成二十年)
- 藤田覚『天皇の歴史六 江戸時代の天皇』(講談社 平成二十三年)
- 西川誠『天皇の歴史七 明治天皇の大日本帝国』(講談社 平成二十三年)
- 明治神宮監修『明治天皇紀附図』(吉川弘文館 平成二十四年)
- 明治神宮監修『昭憲皇太后実録』上・下、別巻(吉川弘文館 平成二十六年)
- 宮内庁編『皇室制度史料』儀制 立太子一・二(菊葉文化協会 平成二十七年)平成二十九年
- 東京都(東京都公文書館)編『延遠館の時代―明治ニッポンおもてなし事始め―』(東京都生活文化局広報広聴部都民の声課 平成二十八年)
- 武田佐知子・津田大輔『礼服 天皇即位儀礼や元旦の儀の花の装い』(大阪大学出版会 平成二十八年)
- 宮内省図書寮編修、岩壁義光補訂『大正天皇実録』補訂版、一〜六、別巻(ゆまに書房、平成二十八年) \*平成三十年三月段階では、第二冊まで刊行済み
- 山崎鯛介、メアリー・レッドファーン、今泉亘子『天皇のダイニングホール―知られざる明治天皇の宮廷外交―』(思文閣出版 平成二十九年)

## ◆ 論文

- 米田雄介『明治天皇紀附図と二世五姓田芳柳』(同『歴代天皇の記録』(続群書類従完成会 平成四年)所収) \*初出は『書陵部紀要』四二(平成三年)
- 橋本義彦『即位儀礼の沿革』(同『日本古代の儀礼と典籍』(青史出版 平成十一年)所収) \*初出は『書陵部紀要』四二(平成三年)
- 所功『明治元年即位式記録(戊辰御即位雜記)』(『産大法学』二五―二 平成三年)
- 所功『明治即位式絵図(戊辰御即位雜記付録)』(『産大法学』二五―三・四 平成四年)
- 酒井信彦『和歌御会始の成立』(『日本歴史』五八五 平成九年)
- 山崎鯛介『西ノ丸皇居・赤坂仮皇居の改修経緯に見る儀礼空間の形成過程』(『日本建築学会計画系論文集』五九一 平成十七年)
- 米田雄介『明治天皇と「明治天皇紀附図」』(明治神宮監修・米田雄介編『明治天皇百年祭記念 明治天皇とその時代』『明治天皇紀附図』を読む) 吉川弘文館 平成二十四年
- 中野慎之『昭和大会屏風の史的位』(『京都美術史学』十一 平成二十四年)
- 野村玄『近世における天皇の地位と正統性―大刀契・劍璽・通過儀礼及び皇統の扱いに注目して―』(大阪大学大学院文学研究科紀要) 五七 平成二十九年

## 謝辞

本展覧会の開催に当たり、次の方々から格別なご協力をいただきました。  
ここにお名前を記して厚く御礼申し上げます。  
(敬称略・順不同)

小川益子

長佐古真也

長佐古美奈子

恵美千鶴子

福士雄也

中野慎之

谷口耕生

永島明子

多比羅菜美子

植木淑子

澤村怜薫

## 明治の御慶事 — 皇室の近代事始めとその歩み

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 80

編集 宮内庁書陵部

宮内庁三の丸尚蔵館

翻訳 黒川廣子

発行 宮内庁

制作 艸藝社

平成三十年四月二十八日発行

© 2018

The Archives and Mausolea Department  
The Museum of the Imperial Collections, Sanmonmaru Shōzōkan  
Imperial Household Agency

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出典を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

明治の御慶事 — 皇室の近代事始めとその歩み

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 80

編集 宮内庁書陵部

宮内庁三の丸尚蔵館

翻訳 黒川廣子

発行 宮内庁

制作 艸藝社

平成三十年四月二十八日発行

© 2018  
The Archives and Mausolea Department  
The Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shozokan  
Imperial Household Agency

- 33  
Poems on *Kaishi* Celebrating the 25th Imperial Wedding Anniversary of Emperor Meiji  
Imperial Poetry Bureau, Imperial Household Ministry  
1 volume (among 79 volumes)  
1894  
ink on paper  
41.0 × 60.0  
The Imperial Household Archives
- 34  
Scenes of the Celebration of the 25th Imperial Wedding Anniversary of Emperor Meiji  
Takahashi Genkichi  
25 scenes  
1894  
oil on canvas board  
each 44.7 × 59.7  
Sannomaru Shozokan
- 35  
Sunrise, Pair of Cranes, Pine, Bamboo and Plum Blossoms  
Araki Kanpo and Noguchi Shohin  
set of 3 hanging scrolls  
1894  
color on silk  
(right) 192.4 × 84.5,  
(center) 193.6 × 85.0,  
(left) 193.8 × 85.5  
Sannomaru Shozokan
- 36  
Cherry Blossoms and Pheasants  
Kawabata Gyokusho  
1 painting  
1894  
color on silk  
118.2 × 173.3  
Sannomaru Shozokan
- 37  
Pair of Vases with Design of Myriad *Kotobuki*(congratulations) Characters  
Suzuki Chokichi  
1894  
cast silver  
each mouth diameter 18.4, height 53.5  
Sannomaru Shozokan
- 38  
Album of Paintings by Young Painters  
Ikeda Shinsai, and others  
1 album
- 1894  
color on silk  
each 34.3 ~ 37.7 × 30.5 ~ 36.1  
Sannomaru Shozokan
- 39  
Scenes of Ten Famous Places in Kyoto  
Fujii Gyokushu  
1 album  
1894  
color on silk  
each 18.1 × 15.1  
Sannomaru Shozokan
- 40  
Wagtails on a Rock  
Kano Natsuo and Unno Shomin  
1894  
(figure) silver, metal carving  
(stand) color on wood  
16.4 × 23.2 × 19.0  
Sannomaru Shozokan
- 41  
Paulownia and Phoenixes  
Kawabata Gyokusho  
1 hanging scroll  
1900  
color on silk  
145.0 × 234.0  
Sannomaru Shozokan
- 42  
Wall Hanging with Peacocks in Embroidery  
Iida Shinshichi  
1900  
embroidery  
256.0 × 336.0  
Supply Division
- 43  
Auspicious Dragon  
Nakagawa Yoshizane, and others  
1 set  
1900  
(figure) metal carving, silver, gold, *shakudo*, *shibuichi*  
(stand) *makie*,  
(figure) 33.0 × 74.0 × 71.5  
(stand) 45.0 × 84.0 × 23.0  
Sannomaru Shozokan
- 44  
Incense Burner in Shape of Rooster on a *Kanko*(Chinese Remonstrance Drum)  
Yamao Jikichi  
1900
- (figure) metal carving, silver, *shakudo*, *suaka*, gold, *shibuichi*  
(stand) wood carving  
18.0 × 29.5 × 45.3  
Sannomaru Shozokan
- 45  
Messenger  
Takamura Koun  
1900  
(figure) carved wood, cherrywood  
(stand) *makie*, *raden*  
28.0 × 28.0 × 56.5  
Supply Division
- 46  
Painting Albums, "Keiunjo"(Auspicious Clouds)  
Yamana Tsurayoshi, and others  
2 albums  
1900  
color on silk  
each 39.2 × 31.8  
Sannomaru Shozokan
- 47  
Records of the Wedding of the Crown Prince in 1900  
Section of Internal Affairs, Imperial Household Ministry  
2 volumes(among 9 volumes)  
1900  
each 27.5 × 18.8  
The Imperial Household Archives
- 48  
Records of Auspicious Events in 1900  
Board of the Crown Prince's Household, Imperial Household Ministry  
2 volumes(among 21 volumes)  
1900  
each 27.2 × 18.8  
The Imperial Household Archives
- 49  
Painting Albums of the Robes and Furnishings of the Crown Prince and Princess  
Board of the Crown Prince's Household, Imperial Household Ministry  
2 volumes (among 5 volumes)  
late Meiji period  
color on paper  
each 32.0 × 44.6  
The Imperial Household Archives

## Chapter II

### The Imperial Household Regulated Along with Auspicious Occasions

- 16  
Promulgation of the Constitution of the Empire of Japan  
Tokonami Masayoshi  
3 paintings (among 8 paintings)  
1890  
color on silk  
each 68.0 × 115.8  
The Imperial Household Archives
- 17  
Constitution of the Empire of Japan  
1 volume  
1889  
28.3 × 20.4  
The Imperial Household Archives
- 18  
Imperial Edict of Proclamation of the Constitution  
1 sheet  
1889  
39.5 × 68.0  
The Imperial Household Archives
- 19  
Imperial Household Law  
1 volume  
1889  
28.3 × 20.4  
The Imperial Household Archives
- 20  
Records of Ceremonies, 1874  
Bureau of the Ceremonies, Imperial Household Ministry  
1 volume (among 6 volumes)  
1874  
26.0 × 18.0  
The Imperial Household Archives
- 21  
Records of Ceremonies, 1890  
Board of the Ceremonies, Imperial Household Ministry  
1 volume (among 3 volumes)  
1890  
27.0 × 19.0  
The Imperial Household Archives
- 22  
Copy of Invitation to a New Year Banquet (Records of Ceremonies, 1896)  
Board of the Ceremonies, Imperial Household Ministry  
1 sheet (among 3 volumes)  
1896  
each 19.5 × 13.5  
The Imperial Household Archives
- 23  
Decree for the Ceremonies in the Imperial Court (Imperial Household's Act of 1926)  
1 volume  
1926  
29.0 × 20.7  
The Imperial Household Archives
- 24  
Poems on *Kaishi* (poetry paper) for the *Utakai-hajime* (Annual New Year's Poetry Reading) of 1876  
Kido Takayoshi (Koin), and others  
1 volume (among 79 volumes)  
1876  
ink on paper  
45.0 × 63.0  
The Imperial Household Archives
- 25  
Poems on *Kaishi* for the *Utakai-hajime* of 1881  
Princess Tadako, and others  
1 volume (among 79 volumes)  
1881  
ink on paper  
50.0 × 63.0  
The Imperial Household Archives
- 26  
Set of Stationary Stand and Ink-stone Box with Japanese Yellow Rose Design in *Makie*  
1 set  
c.1889  
lacquer on wood, *makie*  
(stand) 33.6 × 58.2 × 11.5,  
(ink-stone box) 25.0 × 23.5 × 5.0  
Sannomaru Shozokan
- 27  
Wisdom, Virtue and Valour  
Noguchi Yukoku  
set of 3 hanging scrolls  
c.1889  
color on silk  
each 176.0 × 57.1  
Sannomaru Shozokan
- 28  
Incense Burner in Shape of a Peacock  
19c.  
(incense burner) cast silver,  
(stand) *tsuisbu* lacquer  
(incense burner) 7.2 × 18.0 × 31.7,  
(stand) 43.5 × 44.8 × 61.7  
Sannomaru Shozokan
- 29  
*Gyobutsu*, Robe Décolleté (Dress for the Ceremony Celebrating the 25th Imperial Wedding Anniversary of Emperor Meiji)  
1 set  
1894  
silver thread, embroidery  
Imperial Properties (Board of Chamberlains)
- 30  
*Gyobutsu*, *Dainagon* (Chief Councilor of State) Kinto Presenting *Ume* Blossoms  
Sugitani Sessho  
pair of six-fold screens  
1894  
color on silver foil and silk  
each 164.0 × 368.0  
Imperial Properties (Board of Chamberlains)
- 31  
Records of the Ceremony Celebrating the 25th Imperial Wedding Anniversary of Emperor Meiji, 1894  
Section of Internal Affairs, Imperial Household Ministry  
1 volume (among 18 volumes)  
1894  
27.0 × 18.5  
The Imperial Household Archives
- 32  
Records of *Gagaku* (Japanese Court Music) in 1894  
Board of Ceremonies, Imperial Household Ministry  
1 volume  
1894  
28.0 × 19.0  
The Imperial Household Archives

# List of Exhibits

## Remarks

The list of exhibits is written as follows; exhibit number, title, artist, date, technique and material, size, and owner.

The dimensions of exhibits of paintings and papers are shown in centimeter length × horizontal width.

## Chapter I

### The Opening of the Meiji Era

- |  |  |  |
|--|--|--|
|  | gelatin silver print<br>each 44.2 × 36.1<br>The Imperial Household Archives  | early Meiji period<br>Sannomaru Shozokan<br>ceramic<br>diameter 29.0, height 67.0  |
| 1<br><i>Gyobutsu</i> , Illustrations of <i>Meiji Tenno-ki</i><br>(Annals of Emperor Meiji)<br>Goseda Horyu II<br>5 scenes (among 81 scenes)<br>1933<br>color on paper<br>each 33.4 × 48.1<br>Imperial Properties (Board of Chamberlains)                 | 6<br>Map of Partitions of <i>Daijo-gu</i> Palace<br>(Record of <i>Daijo-e</i> , 1871)<br>Provisional Imperial Household Editorial Bureau<br>of the Imperial Household Ministry<br>1 volume (among 2 volumes)<br>copied in 1921<br>27.3 × 37.4<br>The Imperial Household Archives | 12<br>Vase with Autumn Grasses and Rooster<br>Design in Polychrome and Gold Enamels<br>early Meiji period<br>ceramic<br>diameter 21.3, height 52.5<br>Sannomaru Shozokan |
| 2<br>Manuscript of Illustrations of <i>Meiji Tenno-ki</i><br>Goseda Horyu II<br>1 volume (among 2 volumes)<br>1931-33<br>color on paper<br>30.2 × 41.5<br>The Imperial Household Archives  | 7<br>Painting Albums of the Meiji <i>Daijo-sai</i><br>2 albums<br>Meiji period<br>color on silk<br>each 47.5 × 70.0<br>Board of the Ceremonies   | 13<br>Fishes and Seaweed<br>Taki Katei<br>1 painting<br>1884<br>color on silk<br>48.5 × 73.0<br>Sannomaru Shozokan   |
| 3<br>Collection of Illustrations of the<br>Enthronement Ceremony Furnishings<br>Bureau of Skilled Artisans, Imperial Household<br>Ministry<br>1 album<br>copied in the Taisho period<br>color on paper<br>27.1 × 19.6<br>The Imperial Household Archives | 8<br>Painting Albums of the Meiji <i>Daijo-sai</i><br>2 albums<br>Meiji period<br>color on silk<br>each 47.3 × 70.2<br>The Imperial Household Archives   | 14<br>Wisterias and Peonies<br>Araki Kanpo<br>1 painting<br>1884<br>color on silk<br>48.5 × 72.5<br>Sannomaru Shozokan   |
| 4<br>Illustration of the Enthronement<br>Ceremony<br>Bureau of Archives, Imperial Household Ministry<br>1 volume (among 24 volumes)<br>edited in 1892<br>color on paper<br>61.0 × 98.0<br>The Imperial Household Archives                                | 9<br>Record of Established Rules of 1884<br>Supplies Section, Imperial Household Ministry<br>1 volume<br>1884<br>27.0 × 19.0<br>The Imperial Household Archives  | 15<br>Narcissuses<br>Noguchi Yukoku<br>1 painting<br>1884<br>color on silk<br>48.5 × 73.0<br>Sannomaru Shozokan  |
| 5<br>Photographs of Globe Used in the<br>Enthronement Ceremony of Emperor Meiji<br>Provisional Imperial Household Editorial Bureau<br>of the Imperial Household Ministry<br>2 sheets (among 4 sheets)<br>1914-33   | 10<br>Plan of Enryokan, and Other Rooms<br>Provisional Imperial Household Editorial Bureau<br>of the Imperial Household Ministry<br>1 sheet<br>copied in 1921<br>38.5 × 52.5<br>The Imperial Household Archives  |  |
|  | 11<br>Vase with Rose and Parakeet Design in<br>Polychrome and Gold Enamels   |  |

other foreigners sat in the visitor's seats, and the Emperor arrived accompanied by the Princes and Imperial Household Minister, etc. and stood at the Imperial throne. The Emperor received the constitution from *Naidaijin* (Grand Keeper of the Imperial Seals) Sanjo Sanetomi, and conferred it to Prime Minister Kuroda. After this, the Emperor visited the Aoyama Drill Ground and attended the army and navy military review, and a grand banquet was held at the Homeiden(State Banquet Hall) and other places. The people splendidly celebrated the promulgation of the constitution which ensured freedom and rights, considering this as the blessing of the Emperor.

### ■ *Rittaishi-rei* (Ceremonial Investiture of the Crown Prince)

The *Rittaishi-rei* of Prince Yoshihito(Emperor Taisho) was held on November 3<sup>rd</sup>, 1889. At the *Rittaishi-rei*, the Emperor summoned the Imperial Household Minister, and issued the Decree of Investiture of the Crown Prince, at 8:00 a.m. on that day. Next, the Grand Chamberlain was sent as an Imperial messenger, to the Hana-goten in the Akasaka Imperial Villa and transmitted the decree to the Prince. Then, at 10:00 a.m. of the same day, the Crown Prince visited the Palace and was granted audience with the Emperor. The Emperor awarded the Grand Cordon of the Supreme Order of the Chrysanthemum to the Crown Prince. About three weeks later, the celebration of the *Rittaishi* was held in the inner court, and the Emperor, Empress and the Empress Dowager attended. This *Rittaishi-rei* of Prince Yoshihito was a very special event because of this time of transition, with pre-modern and modern elements complicatedly mixed along with unique ceremonies.

### ■ The Ceremony Celebrating the 25th Anniversary of the Wedding of Emperor Meiji

The Ceremony Celebrating the 25th Anniversary of the Wedding (Silver Wedding) of Emperor Meiji and the Empress (Empress Dowager Shoken) was held on March 10<sup>th</sup>, 1894. At the time, silver weddings were not celebrated in Japan, so the customs of royal families of various European countries were consulted, and the program of the ceremony was decided arranged in a unique style. On the day of the celebration, grand events were held from early morning to late at night, such as festivals at the Kashiko-dokoro (Imperial Ancestor's Shrine), Korei-den (Successive Emperors and Imperial Family's Shrine), and Shinden (Deities Shrine) within the palace precincts, respectful congratulations, congratulatory palace visits, banquets, *bugaku* (Japanese court dance) in the Palace, and a military review at the Aoyama Drill Grounds, etc. These were quite significant because

this kind of celebration became gradually acknowledged by the people since this occasion. Gifts from throughout the country were sent to the Imperial family, commemorative ceremonies were held at various municipalities, and the whole country was in a festive mood.

### ■ Wedding of the Crown Prince

Crown Prince Yoshito (Emperor Taisho) married Setsuko (Empress Teimei), the daughter of Prince Kujo Michitaka, on May 10<sup>th</sup>, 1900. The wedding ceremony was carried out in a style differing greatly from previous Imperial weddings. On that day, after worshipping the Kashiko-dokoro, Koreiden, and Shinden, the *Choken-no-gi* ceremony (Audience with the Emperor and Empress) was held in the Inner Court Audience Chamber within the palace. In the evening, the Crown Prince and Princess received congratulations from the Emperor and Empress, Imperial family members, Supreme Order members, various ministers, the Lord President of the Council, various foreign country ministers, etc., in the Ho-o-no-ma (Phoenix Hall), and then received officials appointed by the Emperor in the Seiden (Main Palace). From 6:00 p.m., a grand celebration was held at the palace. On the same day, commemorative ceremonies were held in various places throughout the country, showing that the wedding of the Crown Prince was widely considered as a national festival.

### ■ The Birth of Imperial Princes and Princesses, and Imperial Grandchildren

Emperor Meiji and a court lady had five sons and ten daughters. However, the only son who approached manhood was Emperor Taisho, and only four daughters became adults. The others demised on their day of birth or within approximately one year. The four daughters that grew up were Princess Masako (born on September 30<sup>th</sup>, 1888), Princess Fusako (born on January 23<sup>rd</sup>, 1890), Princess Nobuko (born on August 7<sup>th</sup>, 1891), and Princess Toshiko(born on May 11<sup>th</sup>, 1896).

A prince (Emperor Showa) was born between Crown Prince Yoshihito (Emperor Taisho) and Princess (Empress Teimei), on April 29<sup>th</sup>, 1901. It was Emperor Meiji's first grandchild, and he was bestowed the name Hirohito and the *gosbogo* (title given to an Imperial family member in Japan) Michi-no-miya. The next year, Prince Yasuhito (the title: Atsu-no-miya, the Imperial family title: Chichibu-no-miya) was born on June 25<sup>th</sup>, Prince Nobuhito (the title: Teru-no-miya, the Imperial family title: Takamatsu-no-miya) was born on January 3<sup>rd</sup>, 1905, and Prince Takahito (the title: Sumi-no-miya, the Imperial family title: Mikasa-no-miya) was born on December 2<sup>nd</sup>, 1915.



## Summary

### ■ The Era of Emperor Meiji and the Formation of Modern Imperial Court Etiquette

This exhibition is an attempt to visually confirm the course of formation of modern Imperial Court etiquette.

The end of Edo period to early Meiji period was a time when unprecedented transformation took place in Japan, and the ceremonies of the Imperial household changed along with this. Due to the transfer of the capital to Tokyo, the center of Imperial rites moved from Kyoto Palace to Tokyo Palace. New ceremonies were created because of necessity for modernization and interchange with foreign countries, under the ideal of the Restoration of Imperial Rule, and the spirit of *Gokajo-no-goseimon* (Imperial Covenant Consisting of Five Articles), and at the same time many ceremonies were abolished. Some of them were transformed from the pre-modern times, such as *Matsurigoto-hajime* (Ritual opening of government affairs at the Imperial Court) and *Utakai-hajime* (Annual New Year's Poetry Reading).

The Meiji Palace was completed in 1889, finally settling the place to hold ceremonies. The Promulgation of the Constitution of the Empire of Japan was the first ceremony held in the new palace, which bore a symbolic meaning as the starting point of a constitutional state.

After this, ceremonies carried out mainly at the Meiji Palace were gradually arranged and refined, and became systematized. After the enactment of *Koshiki-rei* (Imperial Ordinance Concerning Imperial Documents) of 1907, the various Imperial ceremonies gained the legal grounds of the *Koshitsu-rei* (Imperial Household Ordinance). The *Kyuchu-saishi-rei* (Imperial Court Rituals Ordinance), *Tokyoku-rei* [Ordinance of the Accession to the Throne, Enthronement and the *Daijo-sai* (Great Rite of Tasting, or the first ceremonial offering of rice by newly-enthroned Emperor)], the *Sessho-rei* (Ordinance of Regents) about the assume to the post of regent, the *Riccho-rei* (Ordinance of Proclamation of Heir Apparent to the Throne), the *Seinenshiki-rei* (Ordinance of Coming of Age Ceremony), the *Koshitsu Shinzoku-rei* (Ordinance of Marriage and Birth within the Imperial Family) about the marriages of the Emperor and Imperial Family members, and also about the birth of Imperial Family members, were enacted.

## The Main Themes of this Exhibition

### ■ *Sokui-rei* (Enthronement Ceremony) and *Daijo-sai* (Great Rite of Tasting)

The *Sokui-rei* was held on August 27, 1868 at Kyoto Palace. Because of the outbreak of the Boshin War, finances were not ample, and it was difficult to sufficiently prepare for the *Sokui-rei*. The principle of the Restoration of Imperial Rule was to do everything as in the time of Emperor Jimmu, and the *Gokajo-no-goseimon* stated to search for knowledge from the world. Therefore, the *Sokui-rei* of the Meiji era was based on ancient styles, but at the same time, truly Japanese elements were groped and contrived.

After the *Sokui-rei*, Emperor Meiji moved from Kyoto to Tokyo, and the Nishinomaru within the former Edo-jo Castle, was decreed as the Imperial Palace. Thus, Tokyo became the effective capital, but where the *Daijo-sai* should be held, became the point of dispute within the government, between Kyoto and Tokyo. The *Daijo-sai* is the first *Niname-sai* (ceremonial offering by the Emperor of newly-harvested rice to the deities) held after the enthronement and is a grand festival that takes place only once in an emperor's reign. The *Daijo-sai* was finally held at the Fukiage Imperial Gardens on November 17th, 1871, and it was the first time in history to be held in Tokyo.

### ■ The Completion of the Meiji Palace

The Nishinomaru Palace in the former Edo-jo Castle, which had been used as the Imperial Palace, burned down on May 5<sup>th</sup>, 1873, along with many other buildings. Therefore, the Akasaka Imperial Villa was used as a temporary palace, but a new palace was necessary for official events and audience with foreign honored guests. The Meiji Palace was completed in October, 1888. The palace exterior was in Japanese style, whereas the interiors were Western-Japanese style, with coffered ceilings, carpets, and fireplaces, and chandeliers hung from the ceilings. The palace was used for splendid ceremonies and banquets until it was destroyed by an air raid in 1945.

### ■ Promulgation of the Constitution of the Empire of Japan

The Promulgation of the Constitution of the Empire of Japan was held at the newly constructed Meiji Palace on February 11th, 1889. In the Seiden (Main Palace) where the ceremony was held, Prime Minister Kuroda Kiyotaka, Lord President of the Council Ito Hirobumi, ministers of state, and other officials appointed by the Emperor, lined in order in the court, foreign ministers and

## Foreword

Emperor Meiji was enthroned in January 1867, and the Decree for the Restoration of Imperial Rule was issued in December of the same year. This marked the end of both the *Sekkan* (regents and advisers) system, existing since the Heian period, and also of the samurai government that ruled since the Kamakura period. The Emperor's coming-of-age ceremony was held in January of the next year, and the *Sokui-rei* (Enthronement Ceremony) was held in August. Soon after this, the name of the era was changed to Meiji, to be reigned by this young Emperor. In order to join the European and American Powers, it was urgent to build a modern nation led by the Emperor, and a new form of the role of the Emperor and the Imperial family was sought. This was quite different from the Imperial Court of the previous era, which mainly administered rites.

While the Boshin war was still continuing, the *Sokui-rei* was held at the Shishinden of Kyoto Palace with the order of the ceremony following ancient systems, while attempting to return to the original, ideal Japanese state of dress regulations of participants, and ceremonial hall arrangements. This attitude was to show the new aspect of the Emperor combining old and new elements successfully.

The central role of the government was transferred from Kyoto to Tokyo since 1869, and the Meiji Palace, which was fit to carry out events of a modern nation, was completed in 1888. After this, on auspicious occasions such as the Celebration of the 25<sup>th</sup> Wedding Anniversary of the Emperor in 1894, and the Wedding Celebration of the Crown Prince (Emperor Taisho) in 1900, grand ceremonies and festivals were carried out consulting to foreign countries' examples, introducing the modern Imperial Family widely both to home and abroad.

The Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shozokan held an exhibition titled *Art for Celebrations -Art Works for Auspicious Imperial Events during the Taisho Era*, in 2007, focusing on the Taisho period when auspicious Imperial events followed in succession. In this exhibition, we are introducing materials about the auspicious events and other events of the Imperial Household during the previous Meiji period, from our museum and the Archives and Mausolea Department, in this year marking the 150th anniversary of the Meiji period. We hope this will be an opportunity to recognize the importance of the Meiji period when the foundations of the modern Imperial Household were established through various attempts of trial and error.

April, 2018

The Archives and Mausolea Department  
The Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shōzōkan  
Imperial Household Agency



# Auspicious Events of the Meiji Period

The History of the Imperial Household in the Modern Age

April 28(Sat.) — August 5(Sun.), 2018

The Archives and Mausolea Department  
The Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shōzōkan  
Imperial Household Agency